

平成 2 7 年舟形町議会
第 2 回定例会会議録

舟形町議会

平成27年舟形町議会第2回定例会会議録

招集年月日 平成27年6月1日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 6月4日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一

6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文

7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春

8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇

9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三

10番 八 歙 太

不応招議員(なし)

平成27年6月4日（木曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

平成27年舟形町議会第2回定例会第1日目

平成27年6月4日(木)

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	教育委員長	太田 二三男
会計管理者	結城 恵美	教 育 長	齊藤 涉
総務課長	中山 進	教育次長	叶内 範夫
まちづくり課長	沼澤 繁夫	農業委員会会長	加藤 勝義
税務福祉課長	矢作 めぐみ	代表監査委員	林 恭司
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼沢 弘明	監査事務局長	高橋 明彦
地域整備課長	伊藤 幸一	選挙管理委員会書記長	中山 進
総務課財政管財班長	小野 芳喜		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋 明彦	主 任	石川 忍
--------	-------	-----	-------

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議員派遣の報告
日程第5 本期受理の請願・陳情

請願第 1 号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるた
めの、2016 年度政府予算に係る意見書採択の要請」についての請願

請願第 2 号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願

陳情第 2 号 T P P 交渉に関する陳情

日程第 6 町長挨拶並びに行政報告

日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時04分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成27年第2回定例会を開会いたします。
直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名します。2番小国浩文君、6番斎藤好彦君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議しています。その結果を叶内議会運営委員長より報告をお願いします。

8番 平成27年5月28日開催の議会運営委員会において6月定例会の会期について協議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。平成27年6月定例会の会期は、本日6月4日から10日までの7日間とすることと決定しました。

以上、報告いたします。

議長 お諮りします。本定例会の会期は、ただいま叶内委員長報告のとおり、本日から10日までの7日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10日までの7日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略します。

日程第5 本期受理の請願・陳情

議長 日程第5 本期受理の請願・陳情を議題といたします。

請願第1号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」についての請願、請願第2号 年金積立金の安全

かつ確実な運用に関する請願、陳情第2号 T P P交渉に関する陳情を議題とします。

請願第1号について、紹介議員、朗読説明をお願いします。

6番 受理番号1番。受付年月日、平成27年5月25日。件名、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」についての請願。請願者、新庄市大字本合海1127番9号、山形県教職員組合最上地区支部支部長伊藤充弘、紹介議員、斎藤好彦。

趣旨、日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっております。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いております。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しております。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われておりますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員もふえています。子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが、憲法上の要請です。

子供の学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2016年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

記

1、子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上でございます。

議長 請願第2号について、紹介議員、朗読説明をお願いします。

4番 受理番号2。受付年月日、平成27年5月25日。件名、年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願。請願者、新庄市大手町2番60号、連合山形新庄最上地域協議会議長 渡辺裕一、紹介議員、佐藤勇。

趣旨、公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活し

ています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

しかし、グリーンピア問題や年金記録問題、厚生年金基金問題等により国民年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60%前後で推移しています。未納者・未加入者は約305万人で、将来、無年金・低年金となり生活困窮に陥る可能性が高いと予想されています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、「公的・準公的資金の運用等の在り方」についての検討を掲げ、年金積立基金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での基本ポートフォリオの見直しをはじめとする改革を求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには、保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害をこうむることになります。

こうした現状に鑑み、2015年6月の貴議会において、別紙の内容を柱とする意見書を採択の上、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に意見書を提出されることを、地方自治法第124条の規定により請願します。

記

1、年金積立金は、厚生年金保険等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。

3、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上です。

議長 陳情第2号については、事務局長が朗読します。

事務局長 議案書7ページです。

本期受理の陳情。

受理番号2。受付年月日、平成27年5月20日。件名、TPP交渉に関する陳情。陳情者、山形市大字門伝字裏城1番地、農民運動山形県連合会長 花鳥賊義廣。

次のページです。

趣旨、4月28日の日米首脳会談では、「日米2国間協議での大きな進展を確認し、早期妥結に向けた協力を再確認」しました。16日にアメリカ議会に大統領貿易促進権限（TPA）法案が提出されたことを契機に、日米2国間協議は大きく進展し、牛肉の関税を10年余りかけて38.5%から10%前後まで引き下げる、豚肉の関税1キロ当たり最大482円から50円前後まで引き下げることや、緊急輸入制限（セーフガード）についても「大枠合意」、また、米国産米の「特別輸入枠」を設定することが固まっている折、米国側は、主食米・加工用米を合わせた21.5万トンの要求に対して、日本側の5万トンで抵抗していると報道されています。

いずれも、米や牛・豚肉などを重要品目として「除外または再協議」を求めた国会決議に違反していることは明白であり、重大な譲歩提案は直ちに撤回すべきです。

日米領国は、日米協議を前進させTPP全体の妥結の推進を図っています。

重要品目の大幅譲歩が明らかになった以上、国会決議を守り、TPP交渉からの撤退を決断するしかありません。

以上の趣旨から、下記の事項について地方自治法第99条の規定に基づく意見書を政府及び関係機関に提出して下さるよう陳情します。

記

1、TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は、交渉から撤退すること。

以上です。

議長 審査の方法についてお諮りします。

8番 請願第1号、2号については文教民生常任委員会に、陳情第2号については総務振興常任委員会に付託をし、今会期中に審査されることを提案いたします。

議長 ただいま、8番議員より、請願第1号、請願第2号については文教民生常任委員会に、陳情第2号は総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査していただくとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、請願並びに陳情については各常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定いたしました。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第2回の6月定例町議会を招集しましたところ、公私ともにご多忙の折、全議員のご出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

さて、山々の緑も色濃くなってまいりました。4月に30度を超える異常気象、少雨による異常乾燥によりまして、農作物の高温障害が懸念されております。

議長 ここで、暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時25分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

町長 大変失礼しました。

それでは、皆さん、改めて、おはようございます。

本日は、平成27年第2回の6月定例町議会を招集しましたところ、何かと公私ともにご多忙の折、全議員のご出席を賜りまして、心から御礼申し上げたいと思います。

さて、山々の緑も色濃くなってまいりました。4月に30度を超える異常気象と少雨による異常乾燥、農作物の高温障害が懸念されております。また、乾燥による火災も懸念されるため、消防団からは緊急に火災予防のパトロールを実施していただきました。消防団に対し心から感謝申し上げたいと思います。

4月12日、山形県議会議員選挙の投開票が行われまして、伊藤重成氏が5期目の当選を果たし、副議長に就任されました。心よりお祝い申し上げる次第であります。

4月26日には、舟形町議会議員選挙の投開票が行われました。投票率は84.60%と前回より2.79%の減となり、当日有権者数も4,864人と前回より305人少なくなっております。また、このたびの町議会議員選挙から1時間繰り上げたことから、前回より58分早い確定時刻となりました。

さて、最上総合支庁農業技術普及課によりますと、ことしの苗の生育状況であります、4月下旬からの異常気象により一部で高温障害が見られ、程度の重いものはまき直し、あるいは直まきへの転換などの対策がとられているようであります。

サクランボについては、平年より4日早く満開しましたが、結実は必要量が確保されているとのことであります。

ニラの出荷は、平年より5日早い5月6日から始まりましたが、5月上旬の少雨、5月中旬の気温の低下によりまして、やや緩慢となっているとのことであります。

ネギの定植であります。前年より早い4月9日から始まりましたが、活着や初期生育は、圃場が乾燥したためやや停滞し、葉先枯れが発生しているとのことであります。農作物の管理については、今後とも県・JAとの連携を図りながら適正な管理を呼びかけ、異常気象への対策を万全なものにしてまいりたいと考えます。

4月1日、舟形駐在所と堀内駐在所が統合した舟形町駐在所が開所されました。その新築落

成式が4月17日に行われ、2名の署員が配属されました。長沢の署員とあわせながら3名体制を維持することができましたことに対し、関係各位に御礼を申し上げる次第であります。

本町において安定した人口構造を保持し、将来にわたって活力ある地域を維持していくための全庁的な施策の推進を図るため、「舟形町地方創生戦略本部」を1月30日に立ち上げました。町民の意見をいただくため、5月7日から11日までの5日間、4班編成で全町を対象とした「地方創生関連と協働のまちづくり意見交換会」を行いました。皆さんからは貴重な意見をいただきまして、今後のまちづくりに反映してまいりたいと考えております。また、5月26日には、産官学金労言の各界20名の方々による第1回舟形町総合戦略推進会議を開催し、各界からのご意見をいただいたところであります。今後、当推進会議委員のご意見あるいはまちづくり意見交換会、アンケート調査、人口分析等を踏まえた総合戦略を策定してまいります。

ここで、定例会に提案しております案件に先立ちまして、3月定例会以降の主な行事について、行政報告を申し上げたいと思います。

1つは、第1回の教育総合会議であります。

4月21日、第1回舟形町総合教育会議を開催いたしました。この会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によりまして、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題、あるべき姿を共有しながら、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、全ての地方公共団体に設置が義務づけられたものであります。第1回目となる今回の会議、舟形町教育基本構想の策定に当たり、舟形町第6次基本構想後期計画あるいは地方創生戦略との整合性を図ることを目的に、総務課長、まちづくり課長、税務福祉課長を同席させ、各種施策展開に係る財政上の問題、今後のまちづくりに関する施策、健康づくりに関した施策と各種教育施策の総合的な推進を確認したところであります。

2つ目に、最上小国川清流未来振興機構の設立であります。

4月30日、舟形町中央公民館において、最上小国川ダムの建設に関連し、治水対策と内水面漁業振興により地域の振興を目的とした「最上小国川清流未来振興機構」が設立されました。機構は、山形県、最上町、舟形町、小国川漁業協同組合に加え、農林業や観光関係など25団体に組織され、本年度から10年間にわたる流域の振興計画やシンポジウムの開催といった初年度の事業計画を決定したところであります。

3点目に、新嘗祭の修祓式であります。

5月15日、新嘗祭に献上する米と粟の修祓式が富田の圃場でとり行われました。

舟形町では、昭和35年、曾根田日出雄さん以来、55年ぶりの献穀となります。精米の献穀者は、長者原の豊岡学さん、山形つや姫マイスターに認定されておりまして、JA新庄もがみ農協南部営農センターつや姫生産組合会長を務めている方です。精粟の献穀者は、前

議長であります信夫正雄さんであります。

修祓式には、大山産業経済部長をはじめ山形県の関係者7名、JA新庄もがみさんからは八鍬副組合長ほか6名、町関係では八鍬議長さんを含む6名が参加し、田植えあるいは玉串奉奠が行われ、無事収穫できるよう祈願いたしました。収穫した米と粟は、10月下旬に、献穀者ご夫妻と山形県農林水産部長とともに参内し、献納される予定であります。

次に、ふるさと納税、結婚サポートセンター及び観光物産センターの業務委託であります。

ふるさと納税につきましては、平成26年度、1億8,580万9,000円ほどの寄附をいただくことができました。4月1日からの税制改正などに伴い、今後さらに寄附の件数、寄附金額が増加することが想定されます。このようなことから、寄附者の個人情報の保護あるいは寄附者の利便性向上なども考慮し、もがみ南部商工会舟形事務所が100%出資し4月1日に設立した株式会社舟形町まちづくり公社に、窓口業務や記念品の受注・発送業務を委託することといたしました。

また、ふるさと納税の業務とあわせて、結婚サポートセンター、観光物産センターの業務につきましても委託することといたしました。このことによりまして、より効果的な運営と観光物産センター営業時間の延長、結婚サポートセンターの土曜日・日曜日の相談受け付けなど、利用者の利便性向上に寄与できるものと考えております。

5番目に、縄文の女神ナンバープレートの交付であります。

4月1日から、50cc以下の原付バイク用にオリジナルナンバープレートの交付を始めました。町の観光PRを狙いとするものでありまして、国宝の土偶「縄文の女神」にちなんだ町のキャラクター「めがみちゃん」に清流小国川と町特産の鮎をデザインしております。

当日は、3名の方が来庁し、真新しいプレートを手に入れました。ナンバープレートのオリジナル製作は県内で6番目となり、5月25日現在、14枚の交付となっております。

以上、5件について行政報告を申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件であります。

平成26年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について1件、平成27年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について1件、舟形町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について1件、舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について1件、新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の締結について1件、財産の無償貸付について1件、舟形町監査委員の選任について1件。

以上、7件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、3月定例町議会以降の主要行事につきましては、次に記載のとおりであります。説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

議長 ここで、一般質問に入ります前に、議会広報常任委員長より会議中の写真撮影についての許可願が出されております。写真撮影について許可したいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり写真の撮影を許可いたします。

日程第7 一般質問

議長 日程第7 一般質問をお受けします。順次発言を許します。

6番 私からは、2点についてご質問いたします。

まず初めに、「福祉サービスの拡充を」と題してご質問いたします。

福祉政策には、権利として保障する事業が多いため、対象者の受給資格を確定しサービス給付の公平性を実現すると同時に、一方では、地域や個人の事情を考慮して事業の有効性を高めるといふ難しい課題に伝えていかなければならないと思います。しかも、政策を実施し支持を得られると、サービス供給が需要を喚起し、サービス需要が供給を促進するという相乗性が発生し、需要を抑制することが難しくなります。「経費がかさむから」と言ってサービスを停止し、公的責任から撤退することは極めて難しく、逆に需要に対し供給の拡充をすべきものであると考えます。

福祉政策は経済政策と異なり、「人相手のサービス」であり、専門職としての人材育成と人材確保が重要であります。「福祉のまち」を宣言している本町といたしまして、今後の福祉サービス拡充に向けた福祉政策について、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「町職員参加型地域おこしを」と題してご質問いたします。

現在、舟形町では地域おこし協力隊と集落支援員制度を活用しておりますが、制度や事業内容について理解しているのは一部の町民の方であり、全般的には浸透していないように感じております。また、年に1度、地域おこし協力隊の活動報告を行っておりますが、報告対象も限られており、町民と協力隊員の交流がもっと深まるような取り組みでなければ、事業効果は望めないものと思います。

以前にも提案いたしましたが、町職員の地域担当制は実効性があると考えております。町職員は業務上の知識や豊富な経験を持っており、地域社会の有力なメンバーになり、時には強力なリーダーにもなり得る人材です。町職員参加型地域おこしは、町民と一緒に実践していく中で、町民目線で考え行動することが可能となり、共感が生まれるものと考えます。外部人材活用と並行した町職員参加型地域おこしについて町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番斎藤議員の「福祉サービスの拡充」の質問にお答えします。

社会福祉は、一般的にいえば、低所得、要扶養、疾病、また心身の障害、高齢などに起因す

る生活上の困難、障害に対して、その解決あるいは緩和を目指して展開される援助活動であります。

舟形町では、高齢者や障害者をはじめとする全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、平成6年12月に「福祉のまち宣言」を行い、福祉のまちづくりに努めてきたところでもあります。

同時に、町民の皆さんがサービスを利用する際のマニュアルとして冊子「舟形町の保健福祉サービス」を作成し、毎年全世帯に配布し活用いただいているところであります。福祉サービスのメニューについては、国・県に準じたサービス、また町単独のサービスなど多岐にわたっておりますが、斎藤議員さんが申されるとおり、年齢要件あるいは資格要件などで受けられるサービス、また、障害等の程度、家庭の生活状況によるものなど支援メニューも多く、それぞれの申請に伴う条件にも相違があり、サービスを受ける方々が困惑することのないよう、困ったときにすぐに福祉サービスが活用できるような手続体制を整えていくことが肝要と考えております。法や制度を知らないために、サービス援助、給付が受けられない、遅延するということがないように周知の徹底を図っているところであります。

町の平成27年度の予算に、福祉のまち推進費として、主に町単独事業であります。高齢者コミュニティーふれあい事業や除雪サービスなどに1,700万円ほど予算化しております。十分に活用していただければというふうに思います。

国では、平成27年度から、「社会保障と税の一体改革」ということで、消費税の引き上げ増による増収分を全て社会保障の財源に充てるとして、少子高齢化に伴った年金、医療、介護そして子ども・子育て支援サービスの充実を図ることとしております。

同時に、福祉の現状においても、生活困窮、孤立死、ひきこもり、自殺者などの増加、加えて家庭内での高齢者虐待や児童虐待、DVなどの福祉問題・生活課題がふえており、舟形町でも例外なく相談ケースがあります。

新たな支援対策の一つとして、今年度4月より、生活困窮者自立支援制度がスタートし、生活保護世帯に該当するまでにいかない生活困窮者からの困りごと相談の場が開設されました。最上地域では、新庄市の旧友愛園の施設を改修し「生活自立支援センター」を開所し、仕事の求人、家計などの経済的支援、生活・健康などの相談ができる体制を整えたところであります。直接町に相談があった際にも、当センターとの連携対応を図ることとしております。

町でも、ひとり暮らしや高齢者世帯の増加により、所得の少ない世帯も多くなっていることから、個人の生活支援の相談や虐待などの身体的な相談も多くなっているのが実態であります。多くは、担当の職員、保健師が対応しておりますが、課題によっては、県のケースワーカー、相談員に指導・助言をいただきながら進めております。

やはり、斎藤議員さんが申されるように、生活指導員、生活相談員、ソーシャルワーカーな

どの職種になりますが、援助技術を持っている専門性の高い人材がいることで迅速な対応が図られるものと考えております。福祉サービスは、個人の生活支援として、一定にパターン化されない個別判断が求められるゆえに、そのような人材確保は必要であります。専門的資格としては、社会福祉士あるいは社会福祉主事等が該当になります。町職員にも社会福祉主事を有する者が数人おりますが、さらに、意欲ある職員には社会福祉士の資格取得に向けた研修会の機会を提供し、あわせて福祉事業従事者の研修の場である山形県職員研修所や山形県福祉人材センターを活用するなどして、業務遂行のスキルアップを図っていきたく思います。

斎藤議員のご指摘にもあるとおり、福祉サービスについては、今回、国の臨時福祉給付金のように単発に行われるものもありますが、ほとんどのサービスは、福祉ニーズに応えた継続性のある提供をすることになります。したがって、予算規模は膨れてまいります。

しかしながら、行政には、町民が安心して暮らせるようそれぞれの生活環境を守りながら、必要あれば支援していくという役割があることから、今後もサービスメニュー、需要などの検証を行いながら、臨機応変な福祉サービスの提供をしてまいりたいと思います。

ご質問の今後の福祉サービスの拡充についてであります。1つ目としては、一昨年より県の補助制度により開始いたしました灯油購入助成事業における対象者や費用の拡大、2つ目として、中学3年生まで無料とする子育て支援医療給付事業をさらに高校生まで対象者を引き上げることなども考慮する必要があるというふうに考えます。ほかにも、乳幼児のサービス拡充として、1歳から任意接種のおたふく風邪予防接種への助成、4月から開始しましたブックスタート事業のフォローアップとして親を対象とした子育て講座の実施を行うことなどを予定しております。

町では、先般、「地方創生」をテーマとして全町内会を対象として意見交換会を開催し、いろいろなご意見を拝聴しております。あわせて地方創生アンケートも行いますので、それらを参考としながら今後の福祉サービスに反映できればと考えております。

今後、誰もが地域の中でみずからサービスを選択し、利用しながら自立した生活ができるよう、町民の福祉ニーズに応じた福祉サービスの充実を図ってまいります。

続いて、2つ目の「町職員参加型地域おこし」の質問であります。

町では、「地域おこし協力隊」を平成24年度から受け入れ、ことしで4年目になります。現在2名の協力隊が在籍しております。活動内容については、町では、町職員と連携を図りつつ隊員の経験と能力を生かし、ふるさと納税を通じた地域振興と結婚支援を通じた人口対策及び町内会行事の協力やスポ少指導などの地域活動に携わっております。この事業は、都市部から地方への人の流れをつくる地方創生の観点からも望ましいので、現在新たに2名の隊員を追加募集しております。隊員の活動を紹介するために、町内会長会議や町報等で隊員の

紹介、活動状況を報告しておりますが、年度末の活動報告会については広く町民の方々が参加できるよう、今後、時間、会場、内容について考慮したいと思います。

集落支援員制度については総務省の事業で、地域の実情に詳しく集落対策の推進に対してノウハウ・知見を有した人材を地方自治体が委嘱し、集落の状況把握、集落のあり方について話し合いから必要な施策等を実施するものであります。町では、今年度から農村環境改善センターと富長交流センターに1名ずつ配置し、現在それぞれの連合町内会事業の支援、集落調査の計画づくり、具体的な集落支援の検討などについて、町内会長さんと相談しながら業務を行っております。

町職員の地域担当制による町職員参加型地域おこしについてであります。現在、50歳以下のほとんどの町職員は消防団に加入しております。また、多くの職員が地元町内会の役員等を行っており、子供を持つ職員はPTA役員、部活動やスポ少指導者など、地域活動に積極的に参加していると思います。

町では、第6次総合発展計画にあるように、地域コミュニティーの再生を図り、協働によるまちづくりによる自立型の地域づくりを推進しております。これには、住民が主体となって話し合うことが大切で、そこに行政職員がかかわっていく中で、それぞれの課題解決のために住民と行政の役割分担が見えてくるものと考えます。このような方法を進めるために、これまで町では、高崎経済大学の櫻井先生による話し合いやワークショップ型の地域づくり研修を開催してまいりました。こうした研修会の企画及び実施、話し合いによる地域づくりを行うときの支援については、まちづくり課職員がかかわってまいりました。

地域担当制については、県内市町村の例を見ても、職務や支援の内容、住民の主体性を確保する地域とのかかわり方、地域担当職員としての活動時間の確保と本務との調整、的確な情報提供と地域課題に対応できる職員の育成、行政内部のコーディネートの機能、職員の理解など、さまざまな角度から検討すべきことがあります。このようなことから、これまでのように地元の職員が一住民としてかかわりながら地域担当制の役割を担っていきたいと思います。

また、今後さらなる集落の高齢化・人口減少の進展が予想されることから、集落機能の維持が困難となるなどの不安を抱え、特に町職員がいない町内会において地域担当制の受け入れ希望があれば、前述の検討事項を精査した上で調整しながら実施したいと思います。

議長 再質問ありますか。

6番 では、二、三質問させていただきます。

まず初めでございますが、先ほどの答弁にもありますように、本町の施設サービスは十分に機能しておる上に、ご案内のとおり、えんじゅ荘をはじめ舟形徳洲苑、ほなみと、他町村に比べ充実していると思っております。ただ、入居待機者が多いように感じております。今後

この待機者の対策はどのように考えているのか、お伺いします。

町長 入居の待機者については、矢作課長から状況をお知らせしますが、考え方としては、これまでも、えんじゅ荘50名から80名、あるいは、ほなみの増床、今29名であります。あるいはデイサービスともにしますと、今35名ぐらいいるのかなと思います。あともう一つは、ご案内のとおり堀内のほうに特養施設というふうなことで、待機者の解消に努めていこうかなというふうなことも視野に入れながら今取り組んでおります。

待機者の状況については、矢作課長のほうからひとつ。

税務福祉課長 では、私のほうから待機者の状況でありますけれども、今申されたように、60名ほどなんですけれども、ほなみとえんじゅ荘と両方に希望しているというふうな方もありますので、やや35から40名ぐらいかというふうに思っております。

入所の判定会議というふうなものが2カ月に1回ございまして、そちらのほうに私と福祉班長と担当の者が行って、施設の担当者と調整をしているところですが、今回、新庄市のほうでかつろくというふうなところでの施設が80床になりますけれども、そちらが6月20日ごろにオープンするというふうなことも聞いておりますので、今えんじゅ荘のほうには、40が管内で舟形の町民については60というふうなパーセンテージで入所の枠を決めているんですけれども、その申し込みをしている方の中で新庄市のほうにできる施設のほうにも動いていくのではないかとというふうに考えているところでございます。

あとは、いずれにしても今年度の介護保険法の改正によりまして、施設入所につきましては介護度が3から5というふうなまずは限定というふうなことになりましたので、そういう中で順次程度の高い方からの入所というふうに考えておるところです。以上です。

6番 状況はわかりました。今、介護度3から5という話がございましたが、最近デイサービスのバスをよく見かけるのでございますが、入居者じゃなくてデイサービスを受けられる方の基準といたしますか、それをお伺いします。

町長 では、詳細について矢作課長からひとつ答弁をお願いします。

税務福祉課長 介護度につきましては、要支援1、2、それから介護度が1から5というふうなくくりの中で介護保険法が規定になっておりますけれども、デイサービスを利用される方につきましては、要支援1から、または介護度1、2というふうなことで、3の方につきましても使用しているのではないかとというふうに思っておりますけれども、ちょっと詳細までは私のほうで把握しておりませんので、なお詳細が必要であれば、後ほど斎藤議員さんのほうに報告をさせていただきたいと思っております。

6番 デイサービスの件でございますが、今基準というのを伺ったのは、町民の方からこういうことを言われました。今デイサービスを受けていらっしゃるんだそうですけれども、介護度は1か2の方ですが、次回の判定会議で外されるかもしれないと言われたということで

不安がっておった方がございます。そういう方が一回外されると、もう復活できなくなっちゃうのか心配しておりましたので、そのあたりをお伺いします。

町長 では、矢作課長からひとつお願いします。

税務福祉課長 デイサービスの判定会議というふうなものはございませんというか、私どもがかかわっての判定会議の中にはその対象にはなっておりませんので、施設のほうで35名とかデイサービスを抱える人数が決まっておりますので、その施設の中で対応をされていて調整を図っているものと思います。

6番 そうしますと、その人数の枠で外れるかもしれないという話はあるということですよ。そうしますと、その35名なり対応をし切れないというのは何が原因なんでしょうか。担当される方が少ないからその35名という縛りがあって、そこから外れる方もいるということなんでしょうか、そのあたりをお伺いします。

町長 では、再び矢作課長からひとつ。

税務福祉課長 えんじゅ荘のデイサービスにつきましては、昨年6月に、長沢にありました遊楽館を休止しまして、それをえんじゅ荘の中で包括して、まず枠を大きくしております。それが35人ほどというふう聞いておりますけれども。先週、ちょっと私が行って会話をした中では、その35人にはまだ達していないというふうな状況でありましたので、その枠から外れるというふうなことについてまではちょっと私のほうで把握していない状況です。

6番 ひとり暮らしや高齢者の方は、そのデイサービスを楽しみにして毎日生活をしているようなんです。ですから、そういう町民の方の声を聞きながら対応するのが福祉の基本じゃないかなと思っておりますので、今そういう質問をさせていただきました。

私も今回の選挙公報のほうに5点を書かせていただきましたが、その中に、福祉サービスの充実による生活不安の解消を目指しますという1点を掲げさせていただきました。福祉サービスというのはさまざまあって、雪の問題もしかり、今の施設のサービスもしかりでございますが、このサービスの拡充というのは切りがないのはわかっておるのでございますが、生活の不安を解消するという、それが福祉政策の基本ではないかなと思っておりますので、そのあたりを町長からご答弁をお願いします。

町長 ご質問のとおりだと思いますけれども、福祉サービスもきめ細かなサービスを舟形町で、今斎藤議員がおっしゃるとおりしているつもりであります。これは、最上郡一円を比べてみましても、舟形町はそれなりに充実しているのかなというふうに思います。ただ、今のご質問のとおり、デイサービスを願う人もおるわけであります。ただ、法の改正によって要支援1、2と、それが今度介護保険法から該当にならないというふうなものも出てくるわけありますので、生活保護の支援法というふうなものも改正されましたので、どういうふうなメニューで住民の要求に応えられるのかどうか、これをお互いに検証しながら充実に努めて

いかなければならないというふうに考えております。

6番 ちょっと質問を変えたいと思います。

答弁書にありました生活困窮者自立支援制度とございますが、この制度にかかわる相談の窓口は、役場のどこになるのでしょうか。あわせて、民生児童委員の方との相談のかかわりといいますか、そのあたりはどのようなふうにしみ分けをしているのか、お伺いします。

町長 後段については矢作課長からしますけれども、この生活困窮者の自立支援の制度の中での最上郡全体の生活自立支援センターもがみ、新庄市のほうに社会福祉法人友愛の里、これが最上郡一円の合体の支援センターであります。これにご相談が来れば、町のほうでもその友愛の里のほうの支援センターのほうと連携をしながら、最上郡全体で利活用しているということでもあります。後段は矢作課長から。

税務福祉課長 この事業につきましては、今町長が申されたように、ことしの4月から始まりました。それで、昨年これらの調整をしたところ、町管内で本来は事業所を設ければよいのですけれども、新庄市を除いては各自治体が生活保護者というふうなことの救済は全部県のほうに委任している関係で、相談があるケースが特に少ないんです。舟形町としましても年間二、三件ぐらい、今生活保護世帯も十四、五件というふうなことで少ないものですから、まず町のほうに事業所を置くことは、それぞれの自治体とも難しいというふうなことで、先ほど申し上げましたとおり最上郡が1つの事業所をとというふうな捉え方をしたところなんです。

この事業につきましては、生活保護に至らない、まずは若者でニートであったりとか、あとは少し生活が苦しくなってお金の用立てをしていただきたいとか、あとは子供の教育費がかかるかというふうな中での金銭的なところの相談もあります。そういう中で、町としましては民生委員さんにもこの事業のことはお話を申し上げまして、民生委員さんのほうから舟形町の担当のほうにお話があったときには、私どもがそれを新庄市のセンターのほうにつないでいく、あるいは直接でもいいですというふうな指導をしているところです。4月1日から開所したわけですがけれども、4月20日締めで20件ほどの相談があるというふうな状態です。

6番 そうしますと、舟形町での窓口というのは、そういう正式な仕組みというのではないんですけども、とりあえず矢作さんのところに来ればいいと。その前に、民生児童委員のほうにも相談してほしいということなのか。その辺が、民生児童委員の方に先に行けばいいのか、町役場に来ればいいのか、相談する方は困ると思うんです。役場に来て何も無い、新庄に行ってくださいでは、それ以上に困るわけですから。そのあたりもしっかりと民生委員の方なり町民の方に何らかの形で示しておかないと、せっかくこういう制度があるわけですから、そのあたりの周知徹底をもう少ししていかないとまずいんじゃないかなと思うのですが、そのあたりはどうでしょう。

町長 民生委員の皆さんとは毎月1回、協議会が開かれるわけでありまして。そういう連携のあり

方、民生委員が先か、あるいは福祉のほうが先かということも連携しながらそれを解決すると。毎月1回会議がありますので、その辺の連携のあり方を内容をまず密にしながら対応しなければならないのかなというふうに思います。

と同時に、斎藤議員の質問にもありましたとおり、専門的な職員というふうなものもこれから必要になってくるだろうというふうに思います。これは、今自立支援センターという新庄のほう、友愛の里にありますけれども、これからひとり暮らしあるいは今デイサービスの問題もありますけれども、あるいはまた後ほど質問がありました障害者関係のこともあります。ひとり暮らし、夫婦世帯あるいは児童の問題、DV、虐待の問題がありますので、専門的なソーシャルワーカーなり社会福祉士なり社会福祉主事、これらの職員の養成というふうなもの、一方で並行しながら取り組んでいかなければならないという時代であろうというふうにも認識します。そのほかは矢作課長から。

税務福祉課長 制度の周知でございますけれども、4月の初めに全世帯に、事業所の開設とあわせた、事業の内容について両面刷りでカラーのものを別に全戸に配布したところです。

あと、やっぱりしていく中でそれが周知できないというふうなこともありますので、広報誌を通じたりというふうなことで、あとは民生委員を通じてというふうなことで広報をこれからもさせていただきたいというふうに思います。

6番 時間がなくなってきたので、ちょっと話を変えたいと思います。

先日、山形県立保健医療大学地域看護診断実習という資料を見させていただいたのですが、その中で大学生の提案でおもしろいことがありましたので、ぜひ町のほうで考えてみてはどうかということで提案をしたいと思います。

1点目でございますが、各地区の公民館でお年寄りの方が「輪投げ」とかやっていますね。ああいう人が集まる場所に血圧計だそうです。手をぼんと入れてやるような血圧計がありますよね、あれを公民館に設置すれば、それぞれみんな楽しみながら血圧をはかったり、お互いに健康維持管理に努められるんじゃないかという意見もありましたので、調べましたら、ああいう手を入れるようなやつは1万円前後で買えそうなので、町で全額補助するのか一部補助するのかは考慮しますけれども、そのあたりを検討してみてもどうかと思ったところでございます。

もう一点でございますが、防災無線を利用してラジオ体操を推進してはどうでしょうかと、その看護の実習生の方から話があったそうです。時間帯、6時半の朝からラジオ体操しても、ちょっとみんながするかどうかわかりませんが、時間はそのあたりを検討していただいて、福祉のまちということで、職場なり自宅なり田んぼや畑で、例えば3時になったらラジオ体操が流れてみんな体操をして、健康維持管理に努めるというようなそういう取り組みも福祉の一環ではないかなと思いますので、そのあたりを、もし検討の余地があればぜひ考

えていただければと思ったところでございます。これは提案でございます。

ちょっと時間がなくなりましたので、次の2点目に入らせていただきます。

地域おこしの件でございますが、ホームページを見ますと、4月1日から5月29日の受付期間で協力隊の募集をしておったようでございますが、その募集の状況はどうなっておりますか。

町長 前段のご提案、私もそのように考えておりました。特にラジオ体操、人口増の源、元気な高齢者なり健康であるというふうなのは一番でありますので、これは矢作課長、それからまちづくり課長のほうに宿題と申しましょうか。ラジオ体操はお金がかからないからすぐやれと、こういうふうなことで考えておりますので、これはまず内部のほうで検討しながら、町民総ラジオ体操、総健康づくりの目標の中で考えてみたいと実施したいというふうに思います。

それから、血圧計でありますけれども、輪投げも町のほうで各公民館に3セットから4セットぐらいやっておりますので、その一環として取り組みはどうなのかなというふうに思いますので、これも前向きに検討させていただくと。

それから、地域おこし協力隊の状況についてはまちづくり課長からお願いします。

まちづくり課長 私のほうから、地域おこし協力隊の募集状況についてお答えします。4月1日から新たに2名の募集をさせていただきました。1名については、町の特産品のPRそれから販路拡大というところで1名募集しております。もう1名は、今現在2名おりますが、そういった方々同様に地域の活性化というふうなことで募集しております、2名を募集しております。結果につきましては、まだどちらについても申し込みはない状況です。さらに6月から、また2名ということで再度募集したいというふうに考えております。

6番 そうしますと、今4月から募集をかけたものについては応募がなかったと。これからも年間を通して募集していくという話なんです。（「5分前です」の声あり）

そうしますと、応募がないというのは、うちだけでなく最上近辺もそういう状況なのだと思いますけれども、その応募の方法といいますか、ホームページを見ますと具体的に特産物のPRとかさまざま書いてございますが、もっともっと詳しく書いていかないと応募者は出てこないと思うんです。また、任期が3年あって、3年後のこともあるわけですから、3年の中で次の仕事を見つけるためのスキルアップとか資金稼ぎとかそういうものも町として支援していかないと、なかなか集まらないと思うんです。そのあたりもちょっと考えながら応募を募集すべきだと思うのですが、そのあたりの考えはございますか。

町長 斎藤議員の言うとおりでありますけれども、まず地域おこし協力隊であります。今2名を再募集しておりますけれども、地域おこし協力隊は舟形町に永住してもらいたいというふうな基本的な考えを持っております。ですから、今のフォローとして、募集する中で舟形町に

永住できるように3年をめどに、それで4年目以降は舟形町に永住できるような町の支援制度ですね、これもやっぱり考えてもいいのかなというふうなことで、応募の詳しい件についても課長とも相談しながらその対応に当たってまいりたいというふうに思います。

6番 やっぱり今町長がおっしゃるように任期がありますので、3年たてば帰ってしまうかもしれませんが。その点、私が申し上げております町職員の方というのは地盤がありますので、帰る必要もない、行くところがここしかないわけですから、そういう方々が地域づくりにもっと力をかしていただければ、もっと地域が活性化するのではないかという思いで提案したものでございます。

答弁書にもございましたが、消防団なりPTAなり子供会に町職員の方はどんどん参加してはございますが、私が言いたいのは、その参加をしてどういう役割を果たすかというところが、そこが重要だと思うんです。私が言いました知識や経験が豊富にございますので、リーダー的存在にもなり得る人たちだけでございますので、そういう役割をどういう形で果たしていくかということが大変重要ではないかと思うところでございます。そのあたりを、町長ご答弁お願いします。

町長 この集落担当制でありますけれども、まず、その町内で生まれた限りは、やっぱりその町内を活性化していくということが、基本的にはその職員の私は使命であろうと役割であろうというふうに思います。その中で地域担当制、いわゆる地域おこしをするためにどうすればいいかということをやっぱり職員も考えてほしいという私のほうでトップダウンですることでもこれは可能でありますけれども、そういう自意識を持ってもらわないと一過性に終わってしまうというふうなことも前の答弁の中でお話し申し上げましたけれども、いろいろあれからそれぞれの市町村でもいい面あるいは悪い面もあります。私は、集落支援員、今年度から2人配置しましたけれども、やはり地域おこし協力隊とは別に集落支援員の方々も今OBの職員がおりますけれども、OBの職員はその道のノウハウを持っている方であります。ですから、地域担当制をこれからするにしても、集落支援員とうまくリンクしながら、そして、それぞれの生まれた集落の皆さんとの話し合いの場を持つという構想を今念頭に置いておりますけれども、具体的には新年度からになるかちょっとわかりませんが、そういう方向、集落支援員と地域担当制の連携のあり方をもう少し密にすればどうかということでもあります。

6番 まるぐの話でございました。ありがとうございます。

さまざま地域担当制には課題があると答弁書にございました。それを解決するために、舟形町だけじゃなくて8市町村、最上広域の中で、奥山町長が音頭をとってそれぞれやってみようということで話し合いをすれば、ネットワークができて課題解決にもなるんじゃないかと思っておりますので、そういう会議の場を利用して、奥山町長から先頭を切っていただいて

そういう取り組みをしていただきたい思いで、質問を終わります。

議長 以上をもって、6番斎藤好彦君の一般質問を終結いたします。

5番 それでは、私のほうから通告文に従い質問を行いたいというふうに思います。まず最初に、「舟形町農業の展望を問う」と題しまして質問を行います。

農業の現状は、農業従事者の高齢化によるリタイアの急増、離農者の多発が予想されます。

現在、米の在庫量が累積しています。平成30年からは国の生産調整政策の廃止、TPP等を背景に米価が大幅に下落をしております。2012年の東北の60キログラム生産コスト1万4,094円であります。うち物財費8,432円となっており、現在の米価水準では物財費も賄えない状況になっているということでもあります。米価下落で地権者への小作料の支払い、特に雇用型法人が経営困難になっています。

このような中で、舟形町の中にも地域農業の持続が困難な状況になっているところもあります。地域崩壊の危機にあると感じているのは、私だけでしょうか。

政府では、今後10年間で（平成35年まで）全農地面積を担い手に8割集積目標、そして担い手の米の生産コスト4割削減目標としています。また、米の直接支払交付金は平成30年度より廃止されます。

町では、これらを打開するために、①として、米のゲタ対策、そしてナラシ対策の交付対象になる認定農業者をふやすために、認定農業者制度の周知と申請への対応はどうしているのか。②として、地域農業の持続性確保のための課題として、現在の米価水準では、規模拡大、農地集積でクリアするのは困難であると考えます。大切なのは、地域農業の担い手増の明確化と農地集積の方向を地域・集落でじっくり話し合う機会をつくる必要があると思います。各集落、特に中山間地の多い地区に話し合いのきっかけづくりのためにどのような対応を行っているのか。次に、③としまして、地域農業の担い手の一方法として、集落営農について、町での推進方向、体制づくり、集落営農の法人化等の周知も含めてどのような対応を行っているのか。

以上、3点について質問をします。

次に、「縄文の女神常設展示施設の設置を問う」と題して質問を行います。

平成4年8月4日に舟形町の西ノ前遺跡地から出後した約4,500年前の「縄文の女神」は、平成24年9月6日に国宝に指定されました。これを記念して、平成25年6月28日、「舟形町縄文の女神の日を制定する条例」を施行しました。国の宝であり、舟形町にとっても名誉なことでもあります。毎年、縄文の女神里帰り展、縄文の炎祭を開催し、町民の意識の高揚と町活性化につなげています。

縄文の女神の町内に常設展示施設の設置の検討が行われているようですが、私の考えは、町のPRにつなげるためには、むしろ東京国立博物館に常設展示してもらったほうがよいと考

えます。多くの方々の目に触れることにより発掘地を知っていただき、そして来町し、現地を見てもらったほうが地域貢献になると考えています。

国宝の展示施設の設置方法、基準、学芸員の配置、施設の維持等について町からの負担が永続的にないのかあるのかも含めて、現段階の計画について質問をいたします。

町長 それでは、5番奥山謙三議員の「舟形町農業の展望を問う」の質問にお答えします。

まず最初に、認定農業者制度の周知あるいは申請への対応についてであります。

舟形町の農業は、議員指摘のとおり依然として厳しい状況にあります。農業従事者の平均年齢64.5歳、従事者も65歳以上が453名（56%）であります。国では、平成27年度から新たな食糧・農業・農村基本計画を策定されました。施策の基本的な方針としては、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」、そして多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として農政改革を推進するものとなっております。

主な施策としましては、1つが「食料の安定供給の確保に関する施策」であり、具体的にはオールジャパンでの輸出促進体制の整備、日本食あるいは食文化の海外展開を促進、6次産業化の推進などとなっております。

2つ目が、「農業の持続的な発展に関する施策」。具体的には、認定農業者、認定新規就農者、集落営農など、その担い手に対し経営所得安定対策の支援を重点的に実施するという内容となっております。また、農業経営の法人化を通じた経営発展、新規就農、人材の育成・確保などを推進することとなっております。

町としては、このような制度改正について、平成26年度から集落座談会の開催、チラシ等による周知徹底して対応してまいっております。特にこの認定農業者、認定新規就農者及び集落営農を組織する条件での助成金、いわゆるゲタ対策及びナラシ対策があります。また、農業の中核を担っていただく農家の皆様に営農面から支援する舟形町営農相談室を設置し、新規事業として認定農業者等経営転換支援事業を取り入れながら、農地の集積とあわせて進めてまいりたいというふうに考えております。

平成26年度実績といたしまして、農業関係団体等の幅広い周知あるいは現役認定農業者の声かけもあって、平成25年度末の75名の認定農業者から今現在103名となり、28名の増加、率では37%増となっております。また、平成26年度の経営所得安定対策交付金として1億9,874万9,795円が支払われた状況もありまして、今後とも認定農業者及び新規就農者並びに集落営農等の組織化に向け、広報誌あるいは関係チラシ等を送付しながら周知徹底に努めたいと思います。

大きな意味での2番目であります。地域農業の担い手像の明確化と農地集積の方向性への集落内での合意形成に向けた対応についてであります。平成25年度より、認定農業者と担い手農業者の各地域での農地エリアを区分し、人・農地プランの実行に向けて話し合いを行って

おります。平成26年度は、人・農地プランをさらに加速するための支援策「農地中間管理機構」を立ち上げながら担い手への農地集積支援を行っております。こうした取り組みを背景に、水稻から園芸に転換する営農形態を町としても進めながら、引き続き集落座談会の開催あるいは多面的機能事業での説明会をきっかけとしながら、話し合いの場をこれからも設けてまいりたいと思います。

大きな意味の3点目であります。集落営農への町の推進方法と体制づくり、そして集落営農の法人化への対応についてであります。先ほども申し上げましたが、人・農地プラン策定及び中間管理機構の制度利活用説明会、座談会や実行組合長会議等でも集落営農のメリットあるいは集落内での役割分担等について幅広く周知しながら、舟形町農業再生協議会が主体となりましてJAと連携して具体的に進めたいと思います。

集落座談会等での今後の農業経営あるいは農地中間管理機構の利活用と集落営農の組織化についてお聞きいたしますと、1つが集落・地域内での農業を持続するのは年齢的に難しい、2番目が集落営農組織を立ち上げて、条件不利地では経営的に無理である、3番目が現在の規模を縮小したい、集落営農組織には加入したくないなどの意見が多くあるかとお聞きいたしております。また、認定農業者が1経営体として行政支援が受けられる今の状況、さらに中心農家がないこともあります。さらに機械施設整備等に関する資金問題など、山積する課題もあるというふうに思います。

このような現況・状況であります。近い将来には集落営農の組織化、法人化は必要不可欠なものと思っております。今後とも集落内での話し合い、合意形成が図られるよう周知も含めながら、舟形町の将来像、集落営農の確立、足腰の強い農業、周年農業と安定した所得の確立について、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

次に、「縄文の女神」常設展示施設の質問であります。

国宝「縄文の女神」は、はるか4,500年前の縄文人から現代の私たちへの時空を超えたロマンあふれるすばらしい贈り物であります。そして、当時の舟形町は、清流小国川をはじめ自然に恵まれたすばらしい環境であり、また、人々がお互いを助け合い、支え合い、集落におけるきずなづくりを大切にしてきた様子をこの縄文の女神像からうかがい知ることができるわけであります。

縄文の女神に関しましては、出土以来これまで、関連商品の開発あるいはゆるキャラ、巨大模型の作製、里帰り展の実施、縄文炎祭の支援、各種講座講演会の開催、「縄文の女神の日」の条例の制定、誕生ストーリーの募集など多岐にわたり活用してまいりました。

このようなさなか、最上総合支庁総務課企画部長、県教育庁文化財保護推進課長、山形大学教授をはじめ当町有識者が委員となり、今後の活用について審議を重ねてきた西ノ前遺跡環境整備・広域活用検討委員会が平成25年3月に出した報告書では、最高の地域資源である縄

文の女神のパワーを地域の力として最大限に生かせるように、「縄文の女神」などを学ぶ総合的な学術拠点として、専門機関である県の埋蔵文化センターなどと一体となった施設整備や展示のあり方について検討することも求められております。

また、世界的にも有名な縄文文化の研究者であります國學院大學名誉教授小林達雄先生に舟形町で講演をいただいたときには、「文化財、特に土器、土偶、建造物というふうなものは、現地に存在してこそ文化的価値があり大きな意義がある」という話をいただきました。

このようなご指導あるいはこれまでの報告を受けまして、どのようにしたら国宝「縄文の女神」が出土地である舟形町に帰ってくるのかを検討すべく、国宝「縄文の女神」活用検討委員会を昨年度立ち上げまして、山形県立博物館舟形町分館（考古資料館）誘致を基本線とした構想を今検討しているところであります。この構想の実現は、最上地域に住む人々の誇りと愛郷心を培い、その誇りと愛郷心は人口の増加や最上地域の観光振興につながるものと考えます。今後、舟形町のみならず最上地域全体の機運を醸成し、最上地域における文化財の保護及び活用の拠点として県立博物館分館誘致活動を推進していきたいと考えております。

さて、ご質問の国宝「縄文の女神」展示施設の設置方法あるいは設置基準、学芸員の配置につきましては、県立博物館分館の誘致を基本と考えておりますので、博物館法及び公立博物館の設置及び運営に関する基準により、資料の保管、展示、教育活動、調査研究、利用者の休憩及び安全、事務の管理機能を備えた考古資料館、具体的には、高島町にある「県立うきたむ風土記の丘考古資料館」のような博物館に相当する施設を想定しております。学芸員についても同基準に従い、活動状況に応じた人数の学芸員の配置を想定しております。

維持管理経費につきましては、基本的には、県立博物館分館でありますので県に負担いただくことを想定しております。しかしながら、今後誘致活動を推進していく中で、施設整備と運営経費全てを県にお願いするのは現実的ではないと考えます。そこで、高島町にありますこの「県立うきたむ風土記の丘考古資料館」の運営形態を参考にしますと、この施設は平成4年に県が建設し、高島町が指定管理者制度により運営をしております。平成25年度の運営経費1,923万8,000円のうちから、県からの管理委託料が1,374万7,000円、入館料・図録等売上収入28万9,000円、高島町の負担が520万2,000円となっております。「県立うきたむ風土記の丘考古資料館」は、館長1名、学芸員1名、その他の職員3人、計5人体制で運営をしております。県からの管理委託料にはその他の職員3名分は含まれず、運営に関して、展示だけではなくいろいろな教育普及活動を展開するには、どうしても町負担の職員を抱える必要もあるようであります。したがって、県立博物館誘致が実現した場合を想定すると、教育普及活動の内容に応じた負担が発生することになります。

最後に、国宝「縄文の女神」を国立博物館に常設展示することにつきましては、縄文の女神

の所有者である山形県と国立博物館との間で協議が整えば可能と考えますが、國學院大學名誉教授の小林達雄先生が言われるように、「文化財、特に土器、土偶あるいは建造物というのは、現地に存在してこそ文化的価値があり大きな意義がある」ということから、縄文の女神を国立博物館での常設展示すべく県に働きかけることは、現段階では考えていないことを申し添えたいと思います。

5番 まず最初に、認定農業者について質問をしたいというふうに思います。

昨年は大幅な米価下落があったわけでありましてけれども、これによってナラシ対策が発動されたわけでありまして。このことによって、昨年の米に対して、このナラシ対策で何名の方に総額でどのくらいの金額が入ったのかを聞きたいというふうに思います。

町長 具体的な数字、では、沼沢産業振興課長からお願いします。

産業振興課長 まず、ナラシ対策のほうですが、ナラシ対策のほうについては、1,498万4,735円というふうなものが入っております。それから、ゲタ対策のほうについては、これはまだ今月の6月中旬ごろに入るというふうな話ですので、入るお金についてはあるのですが、資料としてはちょっと持ってこなかったもので、後で申し添えます。（「人数は、対象者」の声あり）対象者が、ナラシ対策のほうでは473件になります。

5番 昨年は473名の方が該当になったというようなことですが。そして、今年度からは認定農業者もしくは集落営農に参加している方というふうなことになるのであれば、最大103人というふうなことになるというふうなことでいいですね。

町長 では、沼沢課長からひとつ。

産業振興課長 ナラシ対策に該当するのは、ゲタ対策もそうなんですけれども、認定農業者でないとならない部分と、それから一般的に、例えばソバをつくっている方が500人いるとすれば、500人は1反歩2万円のやつは該当になる。ただ、その上にゲタ対策の場合は数量払いというふうなものが出てくるので、その数量払いの部分が該当になるのが認定農業者と新規認定農業者、さらには集落営農者というふうな形になります。

町の場合は、集落営農というふうな組織がないので、集落営農にかわる組織としてそば組合というふうなものをこたくついておりますので、例えばさっき言った473人がみんなソバをつくっているとすれば、全部該当になるというふうな形になります。

5番 回答の中で、具体的に町では座談会等をして周知に努めているというふうな回答でありますけれども、具体的に認定農業者制度が大幅に緩和されたわけでありまして。一つは、性別関係なし、年齢関係なし、専業・兼業も関係なし、経営規模、あと所得の大小も関係なし、営農歴も関係なしということで非常に緩和されたわけでありましてけれども、それにもかかわらず1年前と比べれば38人ですか、これしかふえていないというふうなところが、他の市町村から見ると、非常に認定農業者の申請者数が少な過ぎるんじゃないかというようなことを感じている

わけであります。他市町村では何十人、何百人単位で認定農業者にしているというふうな話であります。そういった中で周知はしているというふうな話でありますけれども、もう少し周知の仕方が足りないんじゃないのかなというような感じがするわけであります。この辺について今週の農業再生会議の資料を持ってきておりますけれども、これでは余りにも簡単過ぎたなど、特に10ページの収入減少影響緩和対策のところをずっと見ていますけれども、この辺の中で認定農業者または集落営農のことを書いておりますけれども、この内容等では正直理解してもらうのは困難だなというふうに感じているわけであります。そういった中で、もう少しきめ細かな周知といいますか、この辺が必要ではないのかなというふうに感じますが、この辺についてどう感じているのかをお聞きます。

町長 認定農業者の最上郡一円の数をやっと私も把握しておりませんが、75名から103名、28名ほど増員したわけでありまして、その経過についても、農協さんなりあるいは認定農業者協議会の総会も年に2回あるわけでありまして。その都度、私もその席上で申し上げることは、何と云っても舟形町の農業の担い手は、認定農業者の皆さんであるということでありまして。したがって、国の政策としましては、直接支払交付金もあと3年後には廃止と、そして米の今8,500円、これはなかなか上昇機運にはないというふうな今の世情を見ますと、やはり認定農業者を多くすることも一つのこれからの町の農業政策のありようであるというふうなことでありますので、各最上郡内一円を比較する数値はわかりませんが、まず認定農業者の皆さんを数多くふやしながら、これからの農政・農業の大転換に伴うものに対して対応していくための認定農家の増のあり方をやっぱり関係団体とも連絡を密にしながら、それをふやしていくという方向性では奥山議員と全く同じでありますので、その方法は話し合いながら、あるいはJAさんとも連携しながら進めていかなければならない大きな課題であろうというふうに思います。

詳しいことがあれば、沼沢課長からひとつお願いします。

産業振興課長 先ほど認定農業者や新規就農者になり得るためにかなり緩和されたというふうなお話ですが、町のほうではある程度の所得、いわゆる農業をこれから持続していくというふうな方向性がないというふうなものについては、指導しながら目標に向かって進めてほしいというふうなことで、あえて舟形町の農業再生協議会フル活用ビジョンというふうなビジョンを策定しまして、そのビジョンの中に年間所得で400万円、おおむね8割というふうなことで320万円、これをまず一つは目標にしてほしいというふうなことを掲げております。その目標に向かって進めないというふうな方については、大変申しわけないのですが、もう少し検討し直ししていただいて再度申請していただくというふうな指導を行っているというふうなことになりますので、なかなかどなた方も全部認定農業者になれるというふうなものでも今のところないというふうなことだけご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、周知の方法については、おっしゃるとおりにあのページ数だけではやっぱり読み切れないのかな、理解できないのかなというようなこともありますので、その件については、これからも集落営農の組織というふうなものも含めまして、随時、会議等、検討会等を開催したいというふうなことで計画しております。

5番 課長の答弁はごもっともであります。ただ、そういった中においても、他市町村においては非常に認定農業者をふやしているというようなことを考えていくと、いろいろな国の政策、これをやっぱり受けるための一方法としての認定農業者の加入だろうというふうに思いますが、この辺をもう少し緩和しながらも認定農業者をふやすということを、ぜひとも他の市町村の状況を聞いて、そして舟形町としての対応というものをもう少し考えていただきたいというふうに思います。

特に資料を見て感じたのは、余りにも簡単過ぎる。これは最上町で発行しているやつです。これ1冊、これだけのページ数として28ページのページを割いて、認定農業者のこと、集落営農のこと、全て本当に農家の方々もわかるような資料、これをつくって説明会をやっているんです。具体的に1つ聞きますけれども、では、集落営農というふうな4つの類型がありますけれども、この辺について課長が把握しているのかどうかを聞きたいというふうに思います。

町長 沼沢課長、ではお願いします。

産業振興課長 集落営農を組織してというふうなことの資料等については私は持っているのですが、今の4つの柱というふうなものについては、ちょっと把握していませんでした。集落営農のメリットとか、それから加入要件を緩和しますというふうなこととか、組織を支援しますというふうな内容での支援策等については把握していますが、今のやつについてはちょっと把握していませんでした。

5番 やっぱりこれでは集落営農を進められないというふうに思います。いきなりナラシ対策に該当するような集落営農をつくれというふうなことになれば、これは第3ステップ協業経営型（集落ぐるみ型）、要するに販売を組織一括で行うというふうなところまでいかないと、この対象にはなっていないということでもあります。この文言を、この農業再生会議協議会の資料の中にこれを載せているんです。要するに言いたいのは、そこまで一緒にたに飛べと言っても無理ということなんです。だから、集落営農を進めるにしても、共同利用型、あと産業受託型、そして協業経営型、そして担い手委託型ということで、このステップを踏みながら最終的には法人化を目指すというふうなところが大切なところでもあります。そういったところも話もしないで、いきなり補助の対象になるような集落営農をつくれというふうなことのほうが無理な話だというふうなことを言いたいんです。要は、もう少し農家の方々がわかるような資料をつくって、少しずつ集落営農のステップアップを図っていくというふうなと

ころをもう少しきめ細かに対応してもらいたいというふうな感じなんです。

でないと、正直、一番それを感じたのが、今回、上長沢地区で農業をやめるために借りていた農地を返したと、ところが、返されたほうはもう途方に暮れているというふうな話を聞いたわけでありまして。

そういった中で、では、どういったことで解決が見出せるのかというふうなことを考えていくと、やっぱり集落で考えていくというふうなことしかないだろうと。その一方法として、先ほど言ったとおり地域保全会というふうな組織があるとすれば、その組織というのが今農業をやっている農家、非農家全て入っているわけでありまして、それらの組織を活用しながらその地域の中での話し合いを進めるというようなところが、本当に大事だなというふうな感じたわけでありまして。要するに、もう少し農家のわかるきめ細かな資料をつくって、農家にとってメリットがある内容を勧めてもらいたいというふうなことを感じております。

そういった中で、今回の資料を見ても何かそっけない資料、本当に農家のメリットになるような方向にっていないというふうな感じがした関係で、今回一般質問をしたわけでありまして。そういった中で、町長は今後の進め方等について考えがあるとすればお聞きしたいというふうに思います。

町長 認定農業者については103名になりましたけれども、それらについてのこれからの米プラスアルファ園芸作物への経営転換、これの誘導策として今認定農業者の皆さんに単独で1,000万円の予算を補助しながら、そういう転換の考え方も今取り組んでおります。

それから、集落営農でありますけれども、やはり今少子高齢化なり人口減少あるいは一つの世襲制と申しましょうか、農家で農家を経営できないというふうな実態も、これは時代の趨勢の中であるわけでありまして。水路の管理、水の管理あるいはまた地域環境の整備等、そういう今の奥山議員の言うとおりに、それぞれのエリアと申しましょうか、水路の管理のエリアあるいはまた水管理あるいは地域環境の管理というふうなものも出てくるわけでありまして。そういう集落営農のあり方を部門別にするのも一つの方法であろうというふうに思いますので、これも再生協議会の中で一つ吟味をしながら対応してまいりたいというふうに思います。

5番 ぜひ、これは後で参考にコピーしてやってもいいというふうに思います。というのは、私も農業をやめてから大分なるわけでありましてけれども、私が見てもすぐわかる、理解できる資料なんです。やっぱりこういったものをもう少し農家の方々に提示をしながら進めていく。あわせてもう一つお願いしたいのは、県にもこの認定農業者なり集落営農を推進するためのセクションがあるわけでありまして。そのセクションをもっともっと利用していただきたいということでありまして。やっぱり利用することによって最上地域のいろんな情報が入ってくるはずなんです。こういったところをぜひとも活用しながら最上地域のいろんな情報を仕入れて、いいところはまねしてでも、やっぱり農家の方々にメリットになるような農業政策を進めて

いただきたいというふうに思います。

次に、時間がないので、縄文の女神の常設展示施設であります。一つ私が質問したいのは、やっぱり箱物をつくることによって維持費がかかるわけでありまして。国・県・町の財政が厳しくなるというふうな予想がされる中で、これは県でするからいいんだというふうな発想にはならないというふうなことであります。そして、県が厳しくなれば、最終的には町の負担をふやさざるを得なくなるんじゃないかなと、絶対ないとは言えないというふうに考えるわけでありまして。こういったことを考えていくと、このことをつくることによって、そのツケを後世に回すというふうなことが考えられるわけでありまして。そういったことを考えていきますと、やっぱりもう少し本当に常設展示施設よりも、むしろ発掘地の整備をしながらそこに来てもらう人をふやすほうが、舟形町にとってはメリットがあるんじゃないかなというふうに考えます。

そういった中で今回の高島町の例で言えば、入館あと図録等、この売上収入が28万9,000円しかないというような中で、運営経費全体では2,000万円弱かかるというふうなこの現実を出しながら、もう少し町民の方々から常設展示なり縄文の女神への意識の高揚、これを進めるために町民にこのことを含めたアンケートを実施したらどうかというふうな提案であります。このことについてお聞きしたいというふうに思います。

町長 アンケートのこともありますので、それを参考にしながら対応したいというふうに思います。

時間もないようでありますけれども、考え方としまして、高島町の考古資料館、これをやっぱりベストにしながら、正直言って最上管内には博物館はないです。博物館的なものは一つもないと、村山、置賜、庄内、これは数多くあります。いわゆるミュージアムであります。そういう意味から、舟形町のみならず最上一円としてこれをやっぱり核として最上の発展向上もあり得るのかなと、国宝でありますから。そういう視点で今取り組んでいるということをまずご理解願いたいと思います。

5番 そうであれば、ぜひとも広域議会等でも提案をしていただいて検討をお願いしたいというふうにお願いをしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもって、5番奥山謙三君の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 会議を再開します。

引き続き一般質問をお受けします。

1番 去る4月26日執行の舟形町議会議員選挙におきまして初当選させていただきました、長沢内山出身の伊藤欽一でございます。初めての一般質問でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

このたびの選挙で私は、「子供たちの未来のために」をスローガンに、4つのテーマを立てて有権者の皆様に訴えてまいりました。

1つに、地域が元気なまちづくり。

2つに、安心して暮らせる住みよいまちづくり。

3つに、若者が定住できるまちづくり。

4つに、ふるさとが好きになるまちづくりであります。

今議会では、地域が元気なまちづくりについて、長沢地区を例に質問いたしたいと存じます。

平成10年に長沢中学校が統合し、平成20年に長沢保育所、そして平成25年には長沢小学校と、地域にとりましては、教育の核だけではなく、多くの地区民の皆さんが集える機会がなくなってしまったと言えます。他地区でも同じように感じられていると推察されます。

平成26年8月18日の朝日新聞の社説に、日本の人口は2008年をピークに減少に転じ、2100年にはピーク時の4割になるとの予測もあります。町のキーワードは「ないものはない」。都会のように便利ではなくても、人のつながりを大切に、無駄なものを求めず、シンプルでも満ち足りた暮らしを営むことが真の幸せではないかとあり、締めくくりに、幸せがあればそこに人が集まってくるのだとあります。この言葉は、日本海の島根半島沖合約60キロに浮かぶ隠岐諸島、その島の一つである島根県海士町の山内道雄町長の言葉を今回引用させていただきました。

地域が元気になるには、世代を超えたつながりがキーワードになると思います。課題は、リーダーの発掘と育成が急務と考えます。

広報ふながた新年号で町長の挨拶の中に、地域づくりと人材育成などの政策実現に取り組んでまいりますとありますが、次の点について町長の考えを伺います。地域づくりの政策について、人材育成の具体策について、ご答弁お願いいたします。

町長 それでは、伊藤議員の「今後の地域づくりの政策を問う」についての質問にお答えします。

今や日本全体の課題であります人口減少・少子高齢化の進展に伴って、舟形町でもいち早くこの対策に取り組み、公共施設の統廃合についても時間をかけて検討を重ねながら、保育所・小中学校の統合という大きな決断をしてまいりました。その後の学校跡地等の課題については、地域と一緒に活用方法の検討を行っております。

さて、ご質問の1点目の「地域づくりの政策について」お答えします。

平成22年度の策定した第6次舟形町総合発展計画では、現状や将来展望を踏まえた上で、4本の柱の1つとして、「互助・共有・自立による協働のまちづくり」を掲げております。全

ての町民が意欲と責任を持って、まちづくりのあらゆる分野に積極的に住民参画を進めるものであります。その上で、町民主体のもとにまちづくりが効果的に促進されるよう、町民の参画と連携のための環境づくりと地域における特色ある自主的な活動を支援しながら、自立型地域づくりに取り組むという方向性を打ち出しました。例えば平成22年度からスタートいたしました地域づくり支援事業、地域の課題とその解決策を住民が主体となって話し合うことで、自立型の地域づくりを推進していくために取り組んでまいりました。現在は、地域づくり総合支援事業として、幅広く地域の課題に対応した自主的な活動を支援できるように制度を拡充しております。また、平成24年度からは、地域力の維持・強化を図るとともに、定住・定着をしてもらうための意欲ある人材を都市圏から誘致する仕組みである、地域おこし協力隊の制度に取り組んでおります。現在は2名が活動中であるほか、今年度からは集落の目配り役として町内の集落を巡回し、各世帯の状況把握、地域づくり活動を支援する集落支援員を堀内地区と富長地区に1名ずつ配置しております。

次に、2点目の「人材育成の具体策について」お答えします。

前述しました協働のまちづくりの施策は、地域に気づきや刺激を与えることも期待しております。新たな地域での取り組みや活動を通して、地域のために活躍する人材・後継者がそれぞれの地域や団体の中で育っていくことも期待しております。

一方で、行政による直接的な地域づくりの担い手・人材発掘への足がかりとして、町では、平成24年度から3カ年にわたって「舟形大人塾」を開催してまいりました。当事業は、舟形町でより主体的に生きていくことができる大人を育成するとともに、指導者の育成を図ることを目的としております。この舟形大人塾は、3年間で13回の公開講座や視察、パネルディスカッション、ワークショップを行い、延べ671名に参加していただいております。

また、平成24年度からは東北福祉大学との連携事業を行っており、ボランティア活動を通じた大学生と町民との交流活動、意見交換会などを行っております。さらに平成26年度に東北芸術工科大学との連携事業により町のCM映像とポスターを制作したことを発展させ、今年度は町の魅力発見・発信を考えるワークショップを3回講座で開催しております。さらに、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題として位置づけられております。これを受けまして、町では平成27年3月、舟形町男女共同参画推進計画を策定し、今後、男女共同参画社会意識の推進、女性の社会参画への促進、男女共同参画社会の条件整備の3つの基本目標を掲げながら、男女共同参画社会の実現と女性の人材育成に向け努力したいと思います。

21世紀の地域づくりリーダーに求められる人材とは、状況を適切に判断し、コミュニケーション能力が高く、地域の課題やテーマに合った活動をつくり上げることができる人物である

と思います。もちろんこれは1人の人材に全てを求めるのではなく、組織で分担することも考えられるものであります。そのような人材の育成は、地域づくりの最大のテーマと考えておりますが、一方で成果が見えにくい施策でもあります。今後は、これまでに行ってきた地域での話し合いができる環境づくりを継続しつつ、テーマや参集範囲を絞った話し合いを工夫するとともに、地域での話し合いを支援する集落支援員の増員と地域づくりにかかわる町職員の研修に努めたいと思います。また、最近、県や大学、生涯学習関係機関においても人材育成に関する研修会、講演会が多く開催されておりますので、情報提供、参加の奨励にも努めたいと思います。

1番 それでは、ただいまの答弁に関しまして、1点目の質問の答弁の中で、「定住・定着をしてもらうため、意欲ある人材を都市圏から誘致する取り組みである地域おこし協力隊の制度に取り組んでおります」とありますが、2名の方が舟形町を離れてしまったことは非常に残念に思っておるところでございます。現在2名の方が活動中ということでございますけれども、ぜひとも当町に定住できるよう官民協力し支援をしていく必要があると考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

また、地域づくり活動を支援する集落支援員を堀内地区と富長地区に1名ずつ配置しているとのことですが、今回長沢地区に配置していないのはどうしてなのか、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

町長 地域おこし協力隊でありますけれども、女性の方は1名、朝日町のほうに結婚をしたようであります。私から申し上げますと、舟形町に永住するというふうなことで、約束ではありませんけれども、そういう私の思いは伝えておったわけでありまして、これは縁でありますのでどうしようもないのかなというふうに思います。もう一人の方は、お母さんが病気になるというふうなことで途中で帰られたわけでありまして。この方は、最初から舟形町に永住するというふうなお考えのようでありましたので期待はしておりましたけれども、これもそういう家庭の事情というふうなものからなかなかできなかったわけでありまして。

今2名の方を募集しておりますけれども、今、地方創生戦略というふうな国の新たな政策づくりがあります。これの一番のキーポイントは、この地域おこし協力隊であります。これをあと2年後には3万人でしたか……（「3,000人です」の声あり）3,000人に伸ばしたいということで、国のほうでもこの地域おこし協力隊を一つの目玉として、地方のほうに定住させたいという政策を今一番に掲げております。そのような見地から、これは3年間の任期がありますけれども、先ほども申したとおり私は永住してもらいたいと、そして町の活性化に、我々が発見できない探求というふうなものをぜひ講じてもらいたいということ。今2名の男性の地域おこし協力隊でありますけれども、非常にこの方は優秀であります。私から見れば、私は永住しなさいというふうなことで申し上げますので、そういうふうな面はかなり

その方向に向いてくるものと私は信じております。あと2名の方については今募集中でありますけれども、これも永住するための地域おこし協力隊という任務をお願いしたいものだなというふうに思っております。

それから、集落支援員でありますけれども、これは2番目に人材育成とありますけれども、正直言って集落支援員も舟形町内の方をお願いしようかというふうに思いますけれども、今ご質問のとおり、とにかく人づくりの人材がなかなかいないというふうなものが現状であります。しからば、今の役場職員のOB、今2名配置しておりますけれども、この方々はやはりそれぞれの地域づくりを知っているOBの職員でありますので、それを核にして人材育成、人づくりのほうに向かっていければというふうに思います。

なお、生涯学習センターにつきましては、今の状況というふうなものを非常に私は集落支援員を将来的には配置したいというふうに思いますけれども、限られた予算でありますので、まず当面は富長交流センターとさらに堀内の農村環境センターのほうに配置したというふうなことで、特別、学習センターを避けたわけではありませんので、申し上げます。

1番 ただいまの2点目の人材育成の具体策についてのお話もありましたけれども、その前に、町としての地域おこし協力隊の支援策、支援体制、そういうものが今どういうふうなことになっているのかと、どういうふうな優遇措置をさせていただいているのかというふうなことをお尋ねしたいと思います。

町長 具体的な内容については、まちづくり課長の沼澤が申し上げますけれども、これは、国のほうから基本的には特別交付税で支援する制度であります。ですから、舟形町の一般財源には支障はないという事業でありますので、さっき申したとおりに積極的にこれを受けて、地方創生事業の一環として取り組みたいという思いであります。内容については、課長のほうからお願いします。

まちづくり課長 支援策につきましては、住宅を公費で支払っております。それから、車についても、通勤にも活動中にも車が必要ですので、それも公費のほうから支払って乗れるようにはしております。それから、あといろいろな経費がかかる場合、活動費についてもあるんですけれども、詳細については後ほど整理したいと思いますけれども、大きく分けて今のところだと思います。

それから、定住についてご質問ですけれども、今後定住を図れるような、今ふるさと公社がありますけれども商工会のほうに委託しております、そちらのほうとふるさと納税のほうの業務を半日ぐらいかかわっております、将来的にはそちらのほうの企業と業を起こすというふうな道で定住を図りたいというふうな希望がありまして、そういうふうな定住を図るような施策も今現在考えております。

1番 定住できるように我々も応援したいと思いますので、ぜひとも人材をふやすというそうい

うふうなことで頑張っていたきたいと思います。

次に、2点目の人材育成の具体策についてお伺いしたいと思います。

舟形大人塾で3年間で13回の公開講座そして視察を行い、延べ671名の参加者をいただいたというふうにご答弁していただきました。しかしながら、本題はここからだとは思いますが。多くの参加者があれば事業が成功したように思われがちでありますけれども、今回の目的の一つに指導者の育成を図ることとあります。指導者となり得る人材は何名ほどその大人塾で確認できたというか、これはリーダー的な素質があるというふうなことが認められるような方は何名ぐらいいたのかなというふうになんとかお伺いしたいと思います。

町長 大人塾の内容については、教育長なり叶内次長のほうからお願いしたいと思います。

基本的には、地域づくりをするためにはリーダーは絶対必要なわけでありまして。このリーダーの養成というのはなかなか難しい。いわゆる人材育成と地域づくり、これは永遠のテーマというか、時代時代の中で変化する中でも非常に大変な事業であろうというふうに思います。基本的に町があると存在するという事は、地域があるから町が存在するわけでありまして。したがって、地域がだんだん廃れていくというふうになりますと、町そのものも活力がなくなってくるというものが地域であろうというふうに思いますので、そういう視点に立つとすれば人材育成、いわゆるリーダーの育成というのは非常に重要な課題でありますけれども、人材育成そして地域のリーダーというふうななかなかいい計画というのではないわけでありましてけれども、そういうふうな面でこの大人塾は3年目を迎えますけれども、その内容について教育委員会のほうからひとつお願いします。

教育長 それでは、私のほうからご答弁いたします。

それぞれの年度によりまして若干ずつテーマというのが違いますけれども、例えば平成25年度でございますと、縄文の女神に関しましての講座等が第1回目にごございました。その中でその講座を聞くことによりまして、より舟形町の遺跡であるとか縄文の女神についてのことを深く勉強するという形で地域を知るというふうな講座、そういったところに目を向けて進めてきました。それで、その中で地域ボランティアという形で講座も兼ねてやったわけでごございまして、現在舟形町に地域ボランティアという方々がおられるわけですが、そういった方々の養成といいますか、より深く地域を案内していただく方々を養成するという意識も込めてそういった講座を開設してございます。そういう意味で、その講座を主体的に受講して自分なりに課題を見つけて舟形町をよりよくしていくという、そういった課題意識を持っていく受講者あるいは大人を養成していくということでやってございますので、何人というふうな、これは受講者でございますけれども、これと全てご期待の指導者というふうなそういったことにはつながらないというふうに思いますが、今のような形で今後とも進めてまいりたいと思っております。以上です。

1番 本当にそこにリーダー的存在があってその地域を引っ張っていく、やっぱりそういう人材がいないと、なかなか地域も元気に活力が出てこないのかなというふうに考えているところでございます。地区を元気にすること、つまりそこに根差して生活している方々が楽しく幸せに生き生きと暮らしていくことが、その地域が元気なまちづくりにつながってくると私は思っております。自分の住んでいる地域、舟形町が好きだというそういう人材を発掘することが非常に大切で必要ではないのかなというふうに思っております。そういう方々に集っていただいて将来の舟形についてのディスカッションをして意見を集約するというのも、非常に重要な考え方が出てきて今後につながるのではないかなというふうに考えております。

例えば男女共同参画事業の中で夢ふうせんですとか、あと商工会の青年部とか、読み聞かせとかいろんな各組織というか、ボランティアが主体になってくるのかちょっとそこら辺はわからないですけれども、ある程度年代のそろっている方々、非常に意欲のある方々が大変いると思います。そこら辺に今後やっぱり集っていただいてある程度夢を語っていただくというのも、非常に大切なのかなというふうに考えているところでございます。その辺について今後町長はどういうふうな考えをお持ちかなというふうに思っております。お願いします。

町長 今1番の伊藤議員が申されたものとちょっと重複するかもしれませんが、まず、リーダーになる基本的な要素というか、今ボランティアと言いますけれども、私はボランティアの心がないとなかなかできないだろうと思います。いわゆる奉仕の心です。これは、みずからが私やりますというふうなものがあればベストでありますけれども、そうはなかなかないというふうなものが現実で、そしてリーダーも育たない大きな原因であろうというふうに思います。

しからばどうするかというふうなことでありますけれども、先ほど集落支援員というふうに言いましたけれども、これまで平成22年度から地域づくりをやってまいりましたけれども、話し合いをテーマにしてまいりました。おかげさまでそれぞれの集落でもまちづくり課の職員が出向いて、その指導に当たって、それぞれの町内会のほうでも話し合いをテーマにワークショップをしながら今まで取り組んでまいりました。地域づくりというのは、行事をするから地域づくりではないのではないかと、問題をそれぞれの地域の中で発掘して課題を洗い出して、それをどうするかということではないかというふうに、私は思います。

今、課長のほうに申し上げているのは、それぞれの集落の人口、それも幼少人口、生産人口、高齢者人口、さらに高齢者の中のひとり暮らし、2人暮らし等、それからもう一つは介護を要する方が何名いるかというふうな調査をしながら地域づくりと人材育成ができないものかというふうなことで、今調査を命じておりますけれども。要は、福祉のリーダーなり、あるいはまた地域を支えるリーダーなり、あるいはまた都市部から地方のほうに舟形町に引っ張ってくるようなリーダーなり、そういうリーダーの役割というふうなものをぜひ発掘できる

ような体制づくりをしていきたいというふうに思っております。

1番 最後に、もう一つご質問申し上げます。

各町内会を回って意見交換会、まちづくり意見交換会、地域づくり意見交換会をやっておりますけれども、やはりなかなか集まっただけでないというのが現状だと思います。それで、例えばですけれども、その町内会でも時間と能力はかかると思うんですけれども、ある程度の年代別に集まっただけで意見を聞くというふうなことも一つの手かなと、いろんな意見が出るのかなというふうに常々私は考えているんですけれども、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

町長 今の質問の意図もわかります。そういう方向も、意見交換会、例えば第6次基本計画をしたときも女性の方の集まりあるいは高齢者だけの集まりもした経過もありますので、今回の意見交換会も機会があればそういう方向も課長のほうにも申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1番 なるべく元気なまちづくり頑張っていきたいと思ひます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上をもって、1番伊藤欽一君の一般質問を終結いたします。

2番 初めての質問をさせていただきます。

全国的な人口減少が続き、なかんずく舟形町は、残念ながら人口減少に歯どめがかからぬ状況にあります。

そんな中で、県において本県への移住Uターン就職を促進するため、山形ハッピーライフ情報センターを創設し、移住とUターンに関して一体的に情報提供を始めました。一つの積極的な施策ではありますが、それと同時に、現在町に在住している方々が舟形町に永住し、住みたい町だと思ってもらえる町であってほしいものだと思います。

それには、住環境、就業の場等が重要な要件であり、現在住んでいる人々が安心できる町でなければ、県で幾ら太鼓をたたいても、絵に描いた餅に終わると思ひます。

そこで、いろいろな問題がある中で、今回は、舟形町総合発展計画に記載されている福祉のまちづくりの現状と障害者の就労支援を町としてどのようにされているのか、この点に絞って伺いたいと思ひます。

まず、町の身体障害者、知的障害者、精神障害者等をどのように把握されておりますか。また、それぞれの就労状況はどのようになっていますか。ご本人がそう望んで障害者になったものでは、もちろんありません。その障害者が就労の場に苦勞され、さらに職場への通勤に難渋されている方もおられるようです。

どうかこれらの方々に町としてきめ細かな支援をしていただき、舟形町を住みたい町ナンバーワンにさせていただくよう、私の質問とさせていただきます。

町長 それでは、2番小国議員の「福祉のまちづくりの現状」についてお答えします。

このまま地方から大都市への人口流出が続けば、全国の約半数の市町村が消滅するおそれがあるという推計が出されました。人口減少問題を克服する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の柱は、東京一極集中の是正と出生率の向上であります。このため、国の「長期ビジョン」を踏まえた「総合戦略」では、4つの「基本目標」が示されました。その一つに「地方への新しい人の流れをつくる」があり、東京圏から地方への移住の促進、地方出身者の地元での就職率向上など、地方への新しい「ひと」の流れの取り組みが求められております。

その対策の一環として、山形県は、東京圏在住者の山形県内への移住とUターン就職の一体的なワンストップ体制を構築するため、東京都内にことしの4月1日、「やまがたハッピーライフ情報センター」を設置しました。ここには「移住コンシェルジュ」1名が配置されまして、山形県内市町村への移住、Uターンに関する情報提供、相談に応じております。

また、山形県移住交流推進協議会連絡会議、最上地域移住交流推進協議会が設立されまして、県と市町村等が連携を図り、移住と交流人口の拡大を目指しております。

さて、ご質問の1点目であります「福祉のまちづくりの現状」についてであります。舟形町総合発展計画に示しているとおおり、福祉のまちづくりを掲げ、全ての町民が自分たちの暮らす地域でともに支え合いながら自立した生活を送ることができる福祉政策の推進を図っております。

その実現のため地域で支える体制としては、民生児童委員や町内会などが連携した中で行っているのが現状であります。町の4月1日現在の高齢化率であります、34.4%、平成26年度では33.7%となり、ひとり暮らし老人世帯が148世帯、平成26年度では145世帯であります。高齢者のみの世帯が363世帯、平成26年度では352世帯と数値は上昇しております。そして、年々増加しております。このような状況の中、町では地域づくりによる地域支え合い事業、民生委員による見守り活動の強化、地域ボランティア協力員による高齢者除雪事業を実施しております。町人口の4割以上が高齢者となる将来を考えれば、多くの支え手が必要となります。そのための協力体制づくりとして、ボランティアの発掘と人材育成が今後の課題であるというふうに考えます。

現在実施している福祉サービスの現状についてであります。妊娠・出産・子育てまでの一貫した支援として、妊婦健診の助成、各種予防接種の助成、子ども養育支援金の交付、医療費の無料化、そして平成27年度からは保育料の半額給付サービス事業を開始しました。

高齢者を対象とした福祉サービスでは、町独自には、ひとり暮らし老人世帯に弁当やヤクルトの配付、除雪のサービス、コミュニティーふれあい事業のタクシー利用券の交付、さらにインフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン接種の助成などがあります。

加えて、介護保険でのサービスとしましては、在宅介護支援でのおむつ支給や緊急通報シス

テムの助成、介護車激励金の支給などの事業を実施しております。このたびの介護保険法の改正によりまして、平成27年度から在宅介護を重視した政策を進める方向となったことから、地域で生活する方の多様なニーズを地域で支援する助け合い活動と福祉が相互に連携、見守る体制整備を構築していく必要があります、年次的に進めていくこととしております。

2点目の「障害者の就労支援」であります。

平成15年から障害者自立支援法、この法は平成25年からは障害者総合支援法に名称が変更になっております。これらの支援法が施行され、社会的に不利と見られる人々が、社会の中で他の人々と同じように生活をし活動することが社会の本来のあるべき姿であるというノーマライゼーションの普及から、障害者に対するサービス給付・支援の充実が図られております。

舟形町における障害者として捉えている数的状況としましては、身体障害者327人、精神障害者96人、知的障害者38人となっております。それぞれの方々に制度を活用したサービスを提供しておりますが、この障害者総合支援費の予算については、制度開始平成19年度の実績が4,960万3,000円であるのに対し、平成25年度では1億130万6,000円と2倍以上の伸びとなっております。平成26年度実績見込みにおきましてもさらに上回る状況で、今後も増加の傾向にあります。

サービス費の内訳については、生活介護や施設入所支援、就労継続支援などがあります。この質問の障害者の就労状況を申し上げます。雇用契約を結び給料をもらいながら利用する就労継続支援A型と授産施設等に通所しながら就労の機会を得るB型の2種類があります。いずれも一般就労を目指す支援となっております。現在、A型の事業所では9名の方々が、野球の硬式ボールの製作、パソコン解体、レストラン等での就労、またはB型の事業所、この事業所は主にすぎのこハウスさんであります。この事業所では、小物やお菓子づくりなどの作業を9名の方々が行っております。そのほかにも、通常会社などに雇用されることが可能と見込まれる方には就労移行支援というふうなことで、就労に必要な知識や訓練を受けられます。その対象者は4人です。

ご承知のとおり、新しく設立しました舟形町のNPO法人より就労継続支援A型事業を行う多機能型事業所を開設するため、町に旧長沢保育所を貸与してほしい旨の申し出があります。当町に開所の運びとなれば、現在、新庄市の就労支援事業所を利用している当町の方々にとりましては、交通手段、送迎条件が整うことによりご家庭の負担も軽減されるものと考えます。

いずれにいたしましても、舟形町は「福祉のまち」を宣言し、福祉に優しいまちづくりを推進しておりますが、障害者が生まれ育った環境の中で家族とともに暮らせるような施策に取り組んでまいりたいと思います。

2番 それでは、福祉のまちづくりについて質問させていただきます。

少子高齢化に歯どめのかからない現状において、ひとり暮らしの老人世帯が148、高齢者のみの世帯が363という数値を見て、ますます地域ボランティアの重要性が増してきていると思われませんが、高齢者が安全・安心して暮らせる町をつくっていく上での課題として、舟形町では雪に対して難渋されている高齢者が多数いると言われますので、地域ボランティア協力員による高齢者除雪事業については大変よい事業だと思いますが、もう一步踏み込んで町内会を核としたボランティア組織をつくり、町内で支え合う地域づくりを支援し、よりよいまちづくりを目指していただきたいと考えていますが、その点について、町長、お伺いします。

町長 この地域づくり推進事業、平成22年度から取り組んでまいりましたが、年々歳々この地域づくりの考え方というふうなものも、町内会なりあるいはそれぞれの団体からの要望に即して取り組んでまいっております。今地域づくりも総合支援事業というふうなことで、お互いに町内会の方々が1年か2年ぐらいピアガーデンでも結構でありますし交えて、共通の交流を深めるといふふうなものに取り組んでもおります。そういうものと、さらに今ご質問の地域で支え合う除雪事業であります。もちろん町内会が組織体となっておりますけれども、これにつきましても町内会の会長さんなり、あるいはそれぞれの団体の皆さんとお話し合いを持ちながらやってきた経緯もあるわけでありまして。したがって、一緒にボランティアというふうになりますと、非常に大きな課題でもあります。

先ほども1番議員の伊藤さんに申し上げましたが、人材育成なりリーダーというふうなものは、奉仕の心とそしてボランティアという精神がないとなかなかできないというふうなものが人材育成の大きな課題であります。したがって、今ご質問の件につきましても、ボランティアという最終的な目標はありますけれども、その過程の中でそれに近づけるような施策というふうなものを、町内会の皆さんと一緒に連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

2番 ボランティアは確かに最初から組織するというのはなかなか難しい面もありますけれども、やはり町内の若者たちをまとめて何とか町内会単独でできるような事業が、これからもできていければ大変ありがたいと思います。

それでは、次に、障害者の就労支援についてお尋ねいたします。

新しく設立した舟形町のNPO法人についての開設がいつごろになる予定なのか、予定があるとすればお聞きしたいと思います。

町長 舟形のNPOについては、具体的な内容なり主な仕事の内容についてもあろうかと思しますので、矢作課長のほうからひとつ答弁させます。

税務福祉課長 この件につきましては、このたびの議案書のほうにも提案させていただくことになっておりますけれども、今回、NPO法人が長沢保育所を活用して就労の事業所をつくりたいというふうなことを考えております。議会のほうで提案した中で議決をいただければ、

その後、7月ごろから公募というふうなことで、その前に施設整備、今の長沢小学校の形態がやはり何も手つかずの状況でありますので、トイレの改修なり、あとそれなりの事業所にふさわしい形態にするということでの工事に入る予定です。8月からは15名程度の障害者をそこで就労させたいというふうな意向がありますので、そちらの募集に入りたいというふうなことで考えておるようです。9月から実際には事業を行いたいというふうなスケジュールになっているようでございます。

2番 ありがとうございます。A型もB型も事業所が主体となってやっているものですから、なかなか町村ではそういうところがないのが現状だと思います。何とか舟形町にこういうものができれば、大変喜ばしいことだと思います。

次に、A型事業所9名、B型9名、就労していただいているようなんですけれども、これは新庄市のほうにある事業所だと思うんですけれども、間違いないでしょうか。

町長 新庄市であります。内容については、矢作課長からひとつ。

税務福祉課長 その事業所につきましては、新庄市が主にありまして、あと戸沢に1軒あるようでございます。舟形町の障害者につきましては、新庄市の事業所を活用しているというふうな状況であります。

2番 なかなかそういう事業所というのは、このたび舟形にできるような感じがしますので、これは大変ありがたいことだと思います。私がもう一つ申したいのは、事業所形態の就労支援だけでなく、知的障害者の場合は、もっと簡単に就労支援のほうをやっていただけるんじゃないかと思っておりますので、舟形町における今知的障害者の方々の就労の実態はどうなっているか、お答え願いたいと思います。

町長 では、矢作課長から答弁させます。

税務福祉課長 ただいまの知的障害者につきましては、今就労を行っている方が6名おります。その中で障害の程度の重い方につきましてはB型支援というふうなところで、新庄市にありますすぎのこハウス、そちらのほうで小物であったりとかクッキーであったりお菓子づくりというふうなことで、就業させていただいているというふうなことでございます。あと1名の方はA型というふうなことで、こちらについても新庄市内の作業所というふうになります。あとは移行の方が1名ございまして、こちらは一般就労に近い方というふうなことで、1日に近い時間帯で賃金をもらったりというふうな事業のほうを受けているという方が1名おります。

2番 私が調べたところなんですけれども、間違っていれば申しわけないですけれども、舟形町において一般企業または福祉関係のあれで雇用していただいている方がおられます。舟形徳洲苑さんのほうで舟形在住の方1名、あと大蔵在住の方1名、あとえんじゅ荘では舟形在住の方1名、あとマッシュルームさんでは舟形在住の方が2人雇用されているという情報をい

ただいておりますので、民間企業の福祉団体の方だけに頼った就労じゃなく、舟形には第3セクターというものもあるわけですので、そちらのほうでも雇用の創出を図っていただけないかと思っておりますので、町長、お願いします。

町長 身体障害者を雇用するというふうなことは、ある面では法律上で義務的な要素もあるのかなというふうに思っておりますけれども、知的障害者もそういうふうな見地から担うとすれば、やはりそういう雇用の創出というふうな面からもどういうふうな職場の環境がいいのかちょっとわかりませんが、そういうふうな方向で一つ検討もしていかなければならないというふうに思います。

2番 一般企業でやっぱり働きたくても働けない、コミュニケーションがうまくとれなかったり、通勤するのに、交通手段はあるが時間が間に合わないなどの理由があり、そういった問題を解決するために、公共交通機関を利用するときの交通料金の支援とか町営バスの運行については、公共交通機関との時間調整をし運行を決める、舟形町内に従事する方に対しては町営バスの運賃の支援などをしていただくことが、福祉のまちづくりにつながる第一歩だと思いますが、こういうことについても支援のほどを何とかお考えいただきたいと思います。

町長 先ほど障害者を雇用するというふうなものは、あやふやに私は言いましたけれども、義務だそうであります。したがって、その内容についてまちづくり課長からでもひとつお願いします。

まちづくり課長 労働省の関係でその件は障害者雇用という枠がありまして、各企業のほうにそれはあります。そして、事業者数によってもまた人数、パーセントが違いますので、詳しくは後で資料を出したいと思います。

それで、1点、知的障害者についてお問い合わせがありましたが、町内では、一般事業所なんですけれども、温泉のほうに1名知的障害者の方を雇用していただいております。それから、職親というふうなことで、新庄の事業所でなくて堀内のほうに、生活全般とかそれからいろんな訓練を含めて1カ月3万円というふうな委託料を払って面倒を見てもらったり、作業の指導をしてもらうというふうな制度でもお願いしているところもあります。

2番 やっぱり制度的には、企業の場合、50名以上雇用している場合は必ず雇用しなければならないという国の法律の縛りもあるようですので、舟形町においては50人雇用している事業所なんてそうあるわけでもないのになかなか難しい面もあると思いますから、そこは、今温泉のほうで雇用していただいているところだったので、そういうことをもっともっと拡充していただいて、知的障害者の方々がなぜ就労できないのかということは、仕事の的にはできると思うんです。ただ一つ一番問題になるのは、やっぱり通勤手段なんです。その方々はまず車の運転免許証、ごく一部の方は取ることができますけれども、それはほんの一握りだそうです。ほとんどの方が運転免許証が取れない状態なんです。そういう人たちが義務教育内には

町の支援が物すごくやっただいていただいているのはわかっているんですけども、教育課程が終わった後、生きていくために必要なものというのは絶対あると思うのでその辺のあたり、交通手段等を含めてやっぱりもう一回きめ細かに支援していただくようにしていただきたいと思います。

そういうことを踏まえて何とか障害者の就労支援というものを皆さんで考えていって、町としても支援していただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上をもって、2番小国浩文君の一般質問を終結いたします。

7番 それでは、私からは、前に通告しておきました一般質問の内容を読み上げさせていただきます。質問とさせていただきます。

質問の主題、コンビニ出店で商店の活性化を。

5月末にオープンしたファミリーマートは、舟形町に初めてとなるコンビニエンスストアです。中学生議会やモテナイカップルからも要望が強かった出店要望でしたので、町としても待ち望んでいた出店ではなかったかと思います。

ファミリーマート側から要望があった移動販売車導入への補助金申請は対象になり、3月議会で承認し、導入することになりましたが、コンビニでもカバーできない食品類があると聞いています。町内でやる気のある商店主に移動販売車を運行してもらいカバーしていく方法もあるかと思いますが、再度移動販売車への補助金の交付は受けられますか。

さらに、コンビニ駐車場内にバス停の新設の要望がありましたが、現在の町の考えを質問いたします。

このファミリーマート出店を好機と捉え、町に存在する商店が活性化するように町でも施策を展開していくべきだと思います。例えば、町営バスの料金を無料にして町内での移動人口をふやしていくことなどがあると思いますが、町の考えを質問します。

さらに、何点かファミリーマート側からの要望事項がありましたが、現在の進捗状況がどのように進んでいるのかを質問いたします。

町長 それでは、7番佐藤広幸議員の「コンビニ出店で商店の活性化」についてお答えします。

昨年、ファミリーマートから、舟形町出店に伴い移動販売業務を行いたいので、移動販売車購入補助金の相談がありました。これを受けまして県に問い合わせたところ、県健康長寿推進課が所管する高齢者等安心生活構築推進事業費補助金の移動販売車購入支援事業に該当するので、平成27年度一般会計予算に計上し、補助金交付申請をするものであります。したがって、まだ交付決定は受けておりませんので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

さて、この事業は、買い物弱者対策としての役割を果たす移動販売事業を新規または拡充して実施するため、必要な車両を購入する事業者に対して補助する事業であります。

現在、町では、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が継続できる体制整備の一環として移動販売車による買い物弱者対策を行うに当たりまして、移動販売する生活物資、買い物困難地域、見守り活動などについて調査及び関係課間で協議をしているところであります。

移動販売する生活物資においては、食料品及び日常生活用品が必要であります。ファミリーマートが移動販売する商品は、コンビニ店頭で販売する商品が基本となります。ファミリーマート以外の事業者から移動販売車購入補助の追加申請があった場合は、ファミリーマートの移動販売車を取り扱う商品との重複についての条件はないようであります。ただし、県の要綱によりまして、次年度以降も同じ内容で継続する場合、次年度以降は原則補助対象とはならないようであります。したがって、当町が今年度中に県に対してさらに追加する場合は補助の対象となりますが、同じ事業項目では2年目以降は県補助の対象には該当しなくなるわけであります。

次に、このたび町内にオープンしましたファミリーマート駐車場内への町営バスの停留所の設置の件であります。町としては、停留所の機能と町営バス及びファミリーマート利用客の安全性が確保できれば、高齢者等の買い物弱者対策と社会参加活動を推進するために停留所の新設をしたいと考えております。

しかしながら、場所が狭隘であること、さらに町営バスの一部路線変更を伴うことから、舟形町地域公共交通会議において協議を進めてまいりたいと思います。また、町内の商店の活性化を図る一つの方策としての町営バス無料化についてであります。今後、国土交通省の許可を得ながら、1カ月程度の期間限定で無料化の実証実験などの調査を行いながら、乗車密度、商店の活性化のための有効性などを探りながら、公共交通としての町営バスのあり方を検討してまいりたいと思います。

次に、移動販売車及び町営バス停の設置以外の要望事項の進捗状況であります。

とりたての野菜や地域特産品の販売については、新庄もがみ農協、舟形町振興公社、商工会と取扱商品の打ち合わせは済んでおります。商品陳列棚も設けることとなっております。商工会への入会も予定されており、町のイベントなどでの購入要請については、今までどおり商工会を通じて町内業者と公平に取り扱うこととしております。小国川の漁業券の販売についても漁協と調整済みとなっております。広報誌等への掲載については、町内企業と公平性を確保した上で取り扱うこととしております。高齢者や子供たちが休憩しながら食べたり遊ぶことができるイートインコーナーも設けることとなっております。町の看板、施設への案内看板の設置、町章の活用については、現在検討中としております。町としては、買い物対策、見守り対策としての効果も考えながら、公平性も担保しながら進めているところであります。

経済産業省主導による「社会インフラとしてのコンビニエンスストアのあり方研究会」の報

告書では、コンビニは、単に便利な店舗にとどまらず、地域の日常生活を支える「必要不可欠」な拠点になってきております。コンビニは、食品及び日常生活用品を中心に多品目の商品を24時間営業により販売、また、預金の引き出し、各種公共料金や通信販売料金の支払いなど金融機能が提供されております。日中の仕事で買い物や金融機関の利用あるいは買い物ができない単身者や共働き世帯の生活を支える重要な役割を果たしているなどのような多角的な内容が、報告書には盛り込まれております。

ファミリーマート舟形町中央店であります。県内で108番目の店舗になります。そして、中央店の開店は、人口減少・少子高齢化の進行、加えて地方創生が叫ばれる中において、本町地区のにぎわいの創出はもとよりであります。まちづくりの活性化の弾みになるとともに、町民の皆さんの憩いの場、そしてコミュニティーの場所としてその機能が発揮されるものと思います。

さらに、ファミリーマートさんには、町の商工会、農業水産団体など、並びに町と連携を深めながら舟形町の特産品、農産物、小国川の鮎、国宝「縄文の女神」など、産業、観光、文化など、舟形町のよさを全国に情報提供する発信源となることを心からご期待しております。

7番 それでは、再質問をさせていただきます。

待ちに待ったコンビニ、ファミリーマートさんということで、出店がかなったわけですが、コンビニ業界も国内においてはもう飽和状態ということで、ある意味コンビニ業界が新たな出店あるいは商業の新しい展開ということで、こういった地域貢献あるいは高齢者の支援的なコンビニ形態を目指すという方向性が世の中の流れとして見えてきている一つの流れなのかなというふうに思います。

その中で、去年の7月の全員協議会、この中で総務課からファミリーマートの進捗状況ということで示された案件の中で、ファミリーマート側から社会貢献、生活支援も考えていると、それには、地域住民、行政が一体となって舟形の店というスタイルがとれるならば、全国に舟形にしかないファミリーマートの開店をしてみたいと、こういうことでファミリーマートさんからの説明があったというふうに伺っております。そのファミリーマートさんがこういった内容を実現できるのであればという内容の一つが、移動販売車というものを検討し、買い物難民の対策としても有効なのではないか、あるいはそれに対しての補助金が得られるかというふうに進展してきた案件があります。

また、2つ目に、産直のスペースをとり、地域の方々から農産物を提供してもらいたい。これも普通のコンビニにはない形態です。3つ目に、町のコミュニティーの場としての位置づけとさせていただきたい。これも、開店したコンビニを見ると、この3つはまずもう店舗内にあるというふうに思います。

また、4つ目に、町民に定期的に広報してもらいたい、そういう要望がありました。また、

5つ目に、店舗駐車場内にバスの停留所を設けていただけないか。あるいは6つ目に、税金の振り込みあるいは証明書の発行、住民票等の発行などを行えるようなそういう機械の導入に対して、町は積極的にかかわってもらえるかというような要望があったようです。

その中でも、まず私が今回1番目に上げさせていただきました移動販売車、これに対して3月議会で補助金をいただくということで承認をしたわけですが、その車と思われるものが、まずコンビニの開店前にもう当初そこにあったわけですが、そこに補助金が投入されたのかどうか、質問いたします。

町長 では、沼澤課長からひとつ。

まちづくり課長 移動販売の補助事業については、山形県高齢者等安心生活構築推進事業費補助金という制度を使って町から補助して、県からも町が補助を受けるというふうなことになります。この県からの補助制度というのはまだ交付になっておりませんので、先ほどの質問に対しての補助金はこちらからは支出はしておりません。

なお、あそこに展示されてあるものは、恐らくですけども、本部のほうで一旦リースか何かで借りて今展示しているというふうなことかなというふうに思います。

7番 あの車が動くかどうかは別としましても、この補助金申請を受けて我々が承認しているわけですから、ぜひきちんとした車の導入をまず目指していただきたいというふうに思います。

また、ちょっと質問の主題が変わりますけれども、ある町民の中の商店街を経営されている方々からやはりある意味動揺の声、こういったファミリーマートさん、大手さんが進出してくれば、我々の商店街が廃れていくのではないかという動揺している声も聞かれます。そういった意味で、やはりすぐ地域振興策というのを町が打っていかねばならないというふうに私は考えます。そういった意味で、まずはバスの無料化というのをやって、そして移動できる人をふやして、そして商店街に来られる人をふやしていくべきだと。まず、今はファミリーマートさん側にバス停はないようですけども、すぐさまこれを行わなければならないんだというように思うんです。ある商店街の人の話を聞けば、死活問題だというふうにまで言っている方がおるそうです。ここの答弁書の中に検討していると、無料化については国土交通省の許可を得て、まず1カ月程度の期間限定で実証実験などの調査を行いと書いてありますけれども、これは本当にやりますか。やろうと思っているだけで書いていますか。やるとしたら、いつごろやるか、質問いたします。

町長 町営バスについては、佐藤議員もお話しのとおり、1,000万円の赤字であります。これをどうするかというふうなものは、これまでも議会の中でもいろいろご意見を賜ってまいりましたが、収入も100ちょっとぐらいというふうなことになりますけれども、年々歳々乗員する方も少なくなっておる現状であります。今町営バスの無料化というふうなもののご提案でありますけれども、これは国土交通省の認可を得ないとできないわけですので、

いついつというふうなことには今の段階では答弁できないように思います。これは手続上、国交省のほうに提案をしながら、公共交通会議になるのかちょっとわかりませんが、そういう手続を踏まえた中での無料化の実験運行というふうになるかと思えます。

詳細は、まちづくりの沼澤課長からひとつ。

まちづくり課長 無料化の実証実験については、今町長が申し上げたように今年度中に実施したいということで、国土交通省並びに公共交通会議にかけて、1カ月程度ということでやりたいというふうに現在検討中です。

7番 約束どおり今年度中に、まずはやってみていただきたいと思います。損して得とれという言葉がありますように、やはりこれで思わぬ波及効果が出れば、それはしめたものであるわけですから、やはりやってみなければならぬと思います。ですから、本当に今課長が言われた目標、まずはことしじゅうにやってみるということを実現させてください。

そして、あともう一つ、コンビニ内のバス停ができるかどうか。これはバスを無料化にするという質問からも非常に興味深いところだと思うんですけども、実際場所が狭いとか安全確保とかという問題があるようなんですけれども、その実現性についてはどの程度まで話が進んでいるのか、質問いたします。

町長 正直言ってまだ進んでおりません。私も、きょうも朝行ってきましたけれども、正直言って場所的に非常に狭隘であるというふうなことがやっぱり否めないというふうに思います。できればバス停を駐車するという方向が私も望ましいわけでありましてけれども、場所的にかがなものかと。これは公共交通会議というのは国交省もありますけれども、警察あるいはその他の関係団体が交わっての会議なものですから、そこで了としないと陸運局のほうに申請できないというふうな会議でありますので、それぞれの公共交通会議の意見もいただいて陸運局のほうに申請しなければならないという手続論でありますけれども、そういうふうな面からしてもただ安全性というふうな面が非常にネックになるのかなというふうに思いますので、今のところそういう方向でありますけれども、公共交通会議の意見を最大限尊重しなければならないというふうなことも勘案しなければならないということを、まずご理解願いたいというふうに思います。

7番 陸運局なりいろんなところの許可を得なければならないということですが、これは前に少し説明を聞いたことがあるんですけども、もともと乗る方から料金をいただくからそういう許可をもらわなければならない、あるいは運行形態などをいかかどうか問い合わせなければならないということを聞いたことがあります。もともとこれが無料化、利用者からいただかないということになれば、そういった許可等も必要ないというふうに受け取られるような答弁がありましたけれども、実際はそうなんですか。無料化にもう町が思い切って踏み切ってしまうと、あと運行の形態なりそういった許可なりをいただかなくても無料の

運行ができるという実情があるのではないのでしょうか。そのところを質問いたします。

町長 その詳しいことは課長から答弁させますけれども、今回は新しい停留所を新設するということですので、公共交通会議の会議を経て陸運局ですか、そこから許可を得なければならないというふうな私は認識しております。

総務課長 バスについては、今議員さんが言われたようなこともあります。正確には、無料化に踏み切れば、それはもう国土交通省さんのほうの範疇には入らなくなるので、それはよくなると思います。ただ、今回の場合については、一定の期間無償化をして実証事業をやるというふうなことから、その路線自体を廃止するわけではないので、それについては国交省さんのほうの理解を得なければならないというふうなことになります。

7番 町営バスをいかに有効的に使って町商店街の活性化策をとっていかというのは、やっぱり思い切った施策と判断、行動力が必要だということだと思います。ぜひ実現してください。また、あとコンビニさんから町民の方々に定期的に広報をしていただきたいということを知っていて、町報にやっぱり出してもらいたいのかなというふうに私は受け取ったんですけども、そういった方向性で考えておるのでしょうか、質問いたします。

町長 内容については、中山課長からひとつお願いします。

総務課長 前に、昨年説明をしましたとおり、先ほど議員が言われるような6項目の要望がありますけれども、町のほうとしましては、今既存の商店街さんとファミリーマートさんを区別するのではなくて、それは公平に扱わなければならない、答弁書のほうにあるようにそのように扱うというふうなことで、ファミリーマートさんのほうにはそういう要望があるんですけども、そういう公平性を保った上での広報の利用というふうなことについては大丈夫だと思うが、ファミリーマートさんのことだけを出すということについては難しいだろうというふうに伝えております。

ただ、その広報の内容になるのかなというふうに思います。例えば先ほどから申し上げておるとおり、買い物難民とか高齢者の対策とかそういうふうな一環の中でファミリーマートさんが取り組むことについて、住民の方々にお知らせをしたほうがいいものについては、そういった広報に掲載するというふうなことについてはあろうかというふうに思います。

したがって、いろんなことについての一般的な広報ということについては公平性を確保した上でやると、そういうふうな特別なものについて、ほかの商店街さんのほうでもそういったものに取り組むことについては、当然広報のほうで皆さんのほうにお知らせすべきことについてはお知らせをするというふうなことで、そういったお話をしております。

7番 民間の商店街、ファミリーマートさんといえども、やっぱり新聞に入れて広告を出すにはやはりそれなりの金額がかかると思います。ましてや一般の商店街の皆様方にとっては、その広告代も削りながら営業しているというのが実情ではないかなというふうに思います。そ

ういった意味では、むしろこのファミリーマートさんからの要望をもっと前向きに捉えて、町の広報等にファミリーマートさんであれ町の商店街の方であれ、自分たちのバーゲンセール等の広告なんかも載せてあげてもいいんじゃないかというふうに私は思います。これは、どんな雑誌を見てもやはりそういった広告はあるわけですから、そういったことで1ページや2ページ多くすることになったとしても、そういったことの気遣いなり予算の使い方ができれば、積極的にやっていくべきではないかというふうに思いますけれども、町報に商店街のそういったバーゲンセール等の広告を積極的に載せていくというようなそういう気持ちはないのですか、質問いたします。

町長 一つのご提案として検討してみたいというふうに思います。

7番 ぜひすぐにすぐと言いますけれども、客足が減ったなというのは今感じていることだと思うんです。だから、町としても振興策はすぐにやるべきだと思うんです。それが、行政と町民あるいは商店街が一体となった町の運営というものにつながってくる。私はそういうふうに考えます。ですので、やはりスピード感を持ってこういったことも実現に当たっていただきたいというふうに思います。

また、もう一つ、ファミリーマートさんから、24時間営業ということで金融のお話が出ましたけれども、住民票なりそういった証明書等の発行、こういったものができる機械の導入についてもできるかどうかという質問等があったというふうに記憶しております。その今の状況を質問いたします。

町長 内容については、何か当時ですと、機械が非常に多額であるというふうなお話もあったやに思いますけれども、詳細は中山課長からひとつ。

総務課長 このことについては、前に説明したとおりでございますけれども、その要望も実際ありました。うちのほうもやっているところについて、そこについては行っておりませんが、ファミリーマートさんのほうから資料をいただいて検討しました。ファミリーマートさん1カ所に入れるためには、ソフトの改修とか機械の導入とかもありまして3,000万円以上かかるというふうに言われております。したがって、うちの町ではちょっと桁違いであるというふうにお話をしました。そのような高いものであることもファミリーマートさんの担当者のほうはちょっと承知していなかったようで、そういったことで要望されたんですけども、3,000万円以上かかるという段階で、舟形町さんにはそんな大変なことはさせられないだろうというふうなことで、これについては今の段階では引っ込めていただいております。ただ、マイナンバー制度がことしの10月から皆さんのほうに番号が配付されます。来年の1月から税金関係を最初に使えるようになるわけですが、その段階でいろんなソフト関係が安くなるというふうなことが見込まれば、そういったことについては、その段階で再度検討しようというふうなことでございます。

7番 多額の費用がかかるということでちょっと今は思いとどまっているということですがけれども、全国的に見ると、ちょっと資料を出してみたんですけれども、例えば沖縄県の南風原町にコンビニがありまして、そこで住民票の写しや印鑑証明がとれるということで、役場の窓口で住民票の写しをとると300円、コンビニでとると200円、100円安い。印鑑証明も、役場の窓口だと300円、コンビニだと200円ということで、住基カードを持っている人に限るんですけれども。長野県の事例も調べてみましたけれども、コンビニでそういった証明書をとると50円から100円ぐらい安く証明書をとれる。さらに土曜、日曜、役場があいていないときに車の購入をしたときのしるしとして住民票が必要になったというときに、近くのコンビニからそういった証明書をとれるということで重宝されているようです。これは今の段階では難しいのかもしれませんが、将来的には発展形としてこういったことも事務手続のアウトソーシング、つまり役場職員がそこにかかる手間暇をコンビニさんで代行していただけるようなアウトソーシング的な将来像が見えてくるのかなというふうに思います。いろいろな仕事をしてかけ持って役場職員の方も大変だというふうに聞いておりますので、お金のかからない形でこういったコンビニさんなどを使ったアウトソーシングも今後検討の必要があるのではないかとこのように思います。まず、これは提案だけにさせていただきます。

次に、質問の内容を変えさせていただきます。

舟形町とファミリーマートさんで地域活性化包括連携協定というのを結んだというふうに聞いておりますけれども、その具体的な内容については細かい内容がありますので、ちょっと10項目にもわたっておりますので、その内容についてまずわかる範囲で簡単に要点を説明していただきたいというふうに思うんですけれども、よろしいでしょうか。

町長 では、中山課長からひとつ。

議長 暫時休憩をします。

午後2時31分 休憩

午後2時32分 再開

議長 会議を再開します。

総務課長 包括協定については、先ほど来質問があった内容が主でありますけれども、具体的に申し上げますと、野菜や特産品等について店舗で販売の促進を行うこと。それから、他企業等の均衡を図った上で広報を活用すること。それから、移動販売車の購入に際し県の補助金の活用にも協力すること。バス停の設置を検討すること。店舗内にコミュニティスペースを設置すること。24時間営業により防犯に資すること。高齢者や障害者支援、買い物困難者への支援、それから観光等発信情報、めぐみちゃん・町章の使用による舟形町のPRなど、そういったことについて協定を結んでおります。それから、店舗を建築していますので、契約

の締結の期間を10年間にさせていただきたいというふうな協定でございます。

7番 ありがとうございます。急な質問内容だったので、ちょっと慌てたかもしれませんが、コンビニさんと地域連携協定を結ぶというのは、いろんな都道府県でいろんな地域でやられているんです。私が出してきた資料というのは、愛知県が各コンビニさんと協定を結んでいる協定内容なんですけれども、そのファミリーマート版、例えば愛知県だと大きいわけですが、山形県よりは。いろんなコンビニさんとの連携協定があって、ほとんど類似しているんですけれども、これはちょっとおもしろいなというものがありましたので、そのところをちょっとどういうふうに考えるのかなというふうに思いまして質問をさせていただきます。

このファミリーマートさんが舟形の開店のときに配られた資料の中に、高齢者・障害者支援に関すること、あるいは健康増進・食育に関することを地域連携協定で結んだというふうに書いてあるわけです。その部分についてだけ質問します、長くなりますので。そうすると、例えば愛知県の内容を見ると、こういうふうに書かれているんです。「健康増進・食育に関すること」、これは舟形町との契約内容と1文字も変わらず同じです。でも、具体的な取り組み内容を読んでも、「カロリーを控えたヘルシー志向に対する商品の開発・販売、食育情報の発信」、これをやると。つまり舟形町と一緒にやるという協定なわけです。それに対する検討事項が食育推進協力店の登録、愛知県下のファミリーマートの店舗での食育に関する情報を発信すると。こういった協定内容なんですけれども、多分舟形町は今できたばかりだから、そういった細かい協定内容は詰めていないのではないかなというふうに思いますけれども、今後、こういった協定の内容について、やはりすばらしいことの内容だと思いますから、こういった形で協定を進めていくのか、質問いたします。

町長 オープンのときに平田常務と町長室で面談しまして、協定は協定であるんでしょうけれども、私は率直に、平田常務の前の和田さんもそうですけれども、舟形町の状況・現況、これをつぶさに私は申し上げております。したがって、ファミリーマートさんのほうでも、町の要望なり、あるいは活性化のために私のほうも連携しながらやっていきたいと思います、どんどん要望は言ってくださいと、こういうお話でありました。したがって、オープンが終わりまして次の日だったでしょうか、本社の和田常務が電話をよこしまして、「ありがとう」という感謝のお電話でありましたけれども、そのときも平田さんに申し上げましたが、まず小国川の鮎を全国チェーンで販売できないかということも一つの要望事項としてやっております。ですから、協定云々というふうなものもありますけれども、さらに町が活性化するためのファミリーマートさんの役割というふうなものもひとつ検討してほしいということ、これからも再三申し上げていきたいというふうに思います。

7番 ありがとうございます。やっぱり舟形町といえば鮎ですから、鮎が全国のファミリーマートさんで売れるようなそういう体制ができれば、本当に望ましいだろうというふうに思いま

す。

まだちょっと時間がありますので、また最初に戻りたいと思います。移動販売車なんですけれども、舟形町の商店街の方々が何店舗か移動販売をやっておりますけれども、やはりそういった方々の車の更新あるいはコンビニがカバーできない場合の商品項目、あるいはダブってもいいから、やはりそういった方々が地域のそういう移動販売車の人数というのは多くなるんだろうというふうに想定できますので、そういった要望があれば、やはり積極的に舟形町もかかわって、あるいは県・国もかかわらせて、そしてそういった商店街の人たちのやる気をどんどん引き出していただきたいということをお願いして、そのことに対して前向きな答弁を聞きながら終わりたいんですけれども、いかがでしょうか。

町長 この補助事業は、先ほども答弁で言いましたけれども、今年度許可になれば、来年度、2年目はできないという補助制度でありますので、考え方としましては、今年度中にファミリーマートさんであれ、あるいはその他の要望する業者さんがあるとすれば県のほうに申し上げて、2台になるか3台になるかわかりませんが、そういう方向で進むのが公平感ではないかというふうに私は思っています。

7番 以上で終わります。

議長 以上をもちまして、7番佐藤広幸君の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

あすは午前10時より再開をいたします。15分前までにご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時40分 散会

平成27年6月5日（金曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

平成27年舟形町議会第2回定例会第2日目

平成27年6月5日（金）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	教育委員長	太田 二三男
会計管理者	結城 恵美	教 育 長	齊藤 涉
総務課長	中山 進	教育次長	叶内 範夫
まちづくり課長	沼澤 繁夫	農業委員会会長	加藤 勝義
税務福祉課長	矢作 めぐみ	代表監査委員	林 恭 司
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼沢 弘明	監査事務局長	高橋 明彦
地域整備課長	伊藤 幸一	選挙管理委員会書記長	中山 進
総務課財政管財班長	小野 芳喜		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋 明彦	主 査	大場 由美子
--------	-------	------	--------

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1 一般質問をお受けします。昨日に引き続き一般質問を行います。順次発言を許します。

8番 おはようございます。

私から2点について一般質問をさせていただきます。

1点目は、次期町長選の出馬はということ。

奥山町長は、町民総参加による健康で協働のまちづくりを公約に掲げ、無投票当選で平成20年2月に、第15代舟形町町長に就任をされました。

就任以来、再選を含めて7年数カ月を振り返り、町政を担っての所感や公約の達成度など、これらを総合して町長として自己評価したら何点ぐらいと考えるのか、お伺いをいたします。

次に、当町を取り巻く情勢は厳しいものがありますが、次期町長選に三たび立候補する考えがあるのか、決意があれば、その所信をお伺いいたします。

2点目、稲わら文化の伝承を。

我が国古来より農耕民族として稲作を中心とした生活が続き、いろいろな文化、生産技術が引き継がれてきました。稲わらを活用した文化もその一つであります。雨をしのぐみのや、みのげぼうし、わらじや雪靴など、数多くのものが生産や生活の道具として、また民具として発展をしてきました。

生活様式や生産技術の変化により、先代より引き継いできた稲わらを使用した物づくりのわがが途絶えようとしております。町としては、どのような形で稲わら文化の伝承に取り組もうとしているのか、お伺いをいたします。

町長 皆さん、おはようございます。

それでは、8番叶内富夫議員の「次期町長選への出馬は」についてお答えいたします。

私は、平成20年2月町長就任以来、議員の皆さん、町民の皆さんのご理解とご協力、ご指導、そしてご提言、ご意見などを賜りまして、農商工の振興をはじめとする経済対策、雇用対策、統合小学校を含む教育行政などの行政課題に取り組み、具現化に努力をしてまいりました。議員並びに町民各位に対し、改めて心から厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、町政を担っての所感、公約の達成度などについてのご質問であります。舟形町の基

本構想における当初実施計画であります。103億3,768万円に対しまして、72億9,675万7,000円を実施しております。71%の実績となっております。ただ、地域の要望あるいは社会情勢によりまして国や県の事業として採択された事業もあり、現在149億962万2,000円まで事業を追加しております。それらを含めた事業の進捗率55.6%となっております。私といたしましては、いろんな行政課題に果敢に対処をしてきたつもりであります。達成度については、それぞれの分野あるいは領域で達成されたものもありますけれども、全体を網羅した場合の達成度であります、道半ばであるというふうに思っております。

具体的に私が取り組んできた1期目の主な事業を申し上げますと、全町への光ファイバー網整備、町内全域にIT環境の整備を行いました。舟形小学校跡地に、「子育てするなら舟形町」をキャッチフレーズに、子育てや若者世代の住宅環境を整備するため、子育て支援住宅を2棟、若者定住住宅も2棟整備し、12世帯51名の入居を実現しました。このうち町外からの入居者は8世帯32名であります。

町民の憩いの場所である舟形若あゆ温泉源泉の枯渇による第2源泉のボーリングも行い、町民の健康、やすらぎの場の維持にも努めてまいりました。

舟形保育所跡地には、地域密着型介護老人福祉施設「ほなみ」の建築も行い、要介護者の待機解消、雇用の創出を図りましたが、平成23年度には、さらに町民の要望に応じて増床も行っていました。

1期目の途中には、リーマンショックによる経済不況にも見舞われ、商工業者の経済対策として新たにプレミアムつき商品券、県に先駆けて住宅リフォーム補助の創設も行い、経済対策と商工業者の活性化にも現在取り組んでいるところであります。

平成22年度から展開してまいりました婚活事業であります。町や商工会、NPOの企画など、いろんな方々からご協力をいただき実施してまいりましたが、その取り組みが平成25年10月の「もてもてナインティナインの花嫁大作戦」への応募、そして実現へと結びつき、今までの婚活企画にない結果を出すことができ、多くの花嫁さんを迎えることができました。引き続き平成26年度も大きな実績を上げる結果となりまして、山形県内の婚活事業の模範ともなっているところであります。

地域の担い手である消防団員への活動服、防火服などの装備品の充実も図り、地域の安全・安心に取り組んでまいりました。

櫻井准教授の指導を得まして地域づくりにも取り組みましたが、地域づくりのみならず自主防災組織化、安否確認訓練にも結びつき、多くの町内会から組織化に向けて取り組んでいただきました。今後とも100%の組織化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

平成22年3月には、「出会い、ふれあい、支え合い～新たな結の創造～」第6次舟形町基本構想も策定し、10年間の新たな基本構想の実現に向けて現在も取り組んでいるところであり

ます。

2期、3期目の主な取り組みといたしましては、地域支え合い除排雪活動支援モデル事業を創設し、地域の高齢者宅の除雪を地域で支え合う仕組みづくりを行い、高齢者が地域に安心して暮らせるまちづくりを進めております。

地域づくりを各町内から率先して行っていただくためのコーディネーター、都会からの移住を目指した地域おこし協力隊事業、緑のふるさと協力隊事業にも取り組みまして、現在まで6名の地域おこし協力隊等を受け入れ、地域の方々といろんな事業を展開しております。ことしからはさらに集落支援員も配置し、地域づくり活動に力を入れていくこととしております。

農業所得の向上、農家経営基盤の確立、6次産業化の推進のため、多くの事業を取り入れながら農業の振興を図ってまいりました。特に、6次産業化として富長小学校に加工所を整備しましたが、役場が率先して加工・販売に取り組み、雇用対策と加工品の商品化に努めていくこととしております。また、活気あふれる農業推進機構として一定の成果を上げたことから、1つステップアップして、新たな営農指導推進事業として、さらなる園芸作物の推進、複合経営の推進をすることといたしました。

東日本大震災を契機として、県と協調して集落の1次避難所となっている公民館の耐震化を進める一方、町内会から自主防災組織化と安否確認訓練を進めていただく支援を行ってまいりました。また、町民の広域避難所となる舟形小学校、堀内環境改善センター、生涯学習センターに太陽光発電による再生可能エネルギー設備も整備し、町民の安心・安全のための防災対策も実施してまいりました。さらに、豪雨等による土砂災害などへの対策となる防災計画も更新し、各世帯と各公民館に防災マップも配布いたしました。またCO₂削減、維持経費節減のため、防犯灯のLED化も始めましたが、今年度からは、集落内の防犯灯に対しても補助率を上げて対応していただくことといたしました。

子育て支援集合住宅3号棟、若者定住住宅3号棟の整備も行い、今現在まで6世帯18名が入居されました。うち町外は5世帯15名となっております。全てを合計しますと、子育て支援住宅は3棟、若者定住住宅3棟、18世帯69名の入居となり、うち町外は13世帯47名となりました。人口減の歯どめと地域経済対策として、また、子供たちの人口増に努めてまいったところでもあります。

小学校の統合に伴い小学校を増築するとともに冷暖房の設備を整備し、子供たちの学習環境の整備も行いましたが、子供たちを産み育てやすいまちづくりとして、スクールバス、学校の整備はもとより、新たに結婚祝い金、出産祝い金制度の創設、保育料の助成も始めました。

縄文の女神の国宝指定に伴い、国の補助制度を活用して遺跡地の整備も始めました。また、縄文の女神ストーリー募集、商標登録、めがみちゃんの製作などにより、知名度アップや商

品開発、商標登録もあわせて進めてまいりました。

昨年度からは、ふるさと納税をインターネットで気軽に納税できる仕組みづくり、お返し品の増額、品ぞろえの充実などを図った結果、対前年度比で約70倍の増となりましたが、今後さらなる充実を図り、ふるさと納税をしていただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

町長就任以来7年3カ月間の主な取り組みについて申し上げます。

次に、3たび立候補する考えはとのことであります。平成22年3月に策定しました第6次舟形町基本構想具現化の途中であること、今年度作成します地方創生総合戦略は、人口減少対策と雇用対策、子供を産み育てやすい環境を整える大事な計画であり、10月を目途に策定することとしており、私の責任で策定する計画であります。また、新庄市との定住自立圏の形成に関する協定は、医療、福祉、教育、産業振興、生活・環境などさまざまな分野で中心市である新庄市との連携を図り、行政経費の軽減、お互いの資源を有効活用していくことによって効率化を図ることを目的とした計画であります。これは今議会で議決をいただいた後、協定を結ぶこととしておりますが、これからの具現化に向けた作業が始まってまいります。

これまで7年3カ月間、激しい時代の変化に対応した政策づくりとその具現化に努めてまいりました。私は、今後においても、まず「出会い、ふれあい、支え合い～新たな結の創造～」第6次舟形町総合発展計画をしっかりと実現していかなければならないという強い決意を込めて、「2期目までの政策課題の継続」「雇用の創出」「結婚支援と子育て支援」「定住と移住を促進」「農業・福祉・観光産業の推進」「農・商・工・観連携による第6次産業の推進」「交流人口の拡大」「防災対策と克雪対策」「保・小・中一貫教育の推進」「縄文の女神活性化事業」「人材育成と地域づくり、そして健康づくり」「ふるさと応援事業」など、これらの具現化のために、次の世代に思いをはせながら、町民の皆さんが心豊かで安心して元気に暮らせるように、生きがいと自信、誇りを持てるように、人と人とがきずなを結び合えるように、躍動感あふれるまちづくりのため、町民の皆さん並びに議員各位のご協力を賜りながら3期目に立候補させていただき、その任に果敢に挑戦し、誠心誠意努力してまいりたいと考えております。

次に、「稲わら文化の伝承を」の質問であります。

西洋は「石の文化」、日本は「木の文化」と言われます。「木」は丈夫な素材であり、建物の柱や道具の素材に使われてまいりました。「木の文化」に付随する「わら」や「麻」などは、柔軟性を備えた素材として糸や縄、布などに加工され、ござや布団、畳、服類、わらじ、雪靴、はげごなどの日用品として使われるとともに、祈りや呪術などの宗教行事、病送りなどの伝統行事にも幅広く使われてまいりました。このように身近にあったがゆえに、日本には太古の昔から綿々と受け継がれた「わらの文化」が存在します。

近年の技術革新で「わら」の用途が激減し、製作技術はもちろん伝統行事なども廃れる傾向

にあります。しかしながら、自然の再生力を超えた大量生産、大量消費によりまして温暖化や自然破壊などが世界的な問題となっている現在、自然との共生を重んじる「わらの文化」を見直し後世に残すための取り組みは重要であります。舟形町は、国宝「縄文の女神」をはじめとする縄文文化をまちおこしにと計画しており、「わらの文化」を保存する意義は大きいものと思います。

町といたしましてもその重要性を十分認識し、保存のための取り組みを行っております。昨年度は、生涯学習センターにおいて町民有志の要請によりまして「わら工芸の交流広場」を開催しております。11月から翌年3月まで毎週火曜日の開催で、平成26年度は20回開催いたしました。講師は長沢地区の有識者で、受講者は町内各地から10名ほどが集い、縄ないからわらじ、円座などの製作を行っております。また、教育委員会の取り組みとして、町内の高齢者を対象とした「シニア元気塾」を開催しております。メニューの中で12月に「しめ飾りづくり」を取り入れており、3会場で30名ほどの参加者がおります。今後もこのような活動、講座を継続してまいりたいと思います。また、舟形町歴史民俗資料館では、「わら工芸」をはじめ多種の伝統工芸品を収集し、展示と研究を行っております。さらに、舟形町の「わら」にかかわる伝統行事として、舟形地区、長沢地区の「病送り」がありますが、過去に詳細な調査を行い、報告書やスライド、ビデオに様子を残しております。

ご指摘のとおり、「わら工芸」だけでなく、民俗や風俗にかかわる伝統的なものが失われる傾向にあります。しかしながら、これらは認識しているもの、いないもの、多種に及びます。残念であります。町だけで全てを保存することは難しいのが現状であります。そうした意味で、長沢地区有志の方々が自主的に保存の取り組みを始め、町に働きかけて実現した「わら工芸の交流広場」は大変有意義な活動であると思います。

ご質問に対する町の今後の取り組みであります。「わら工芸」に限らず、保存対象の掘り起し、調査研究を行ってまいります。また、存続している重要な対象は将来にわたって保存されるよう、関係する方、団体の要請に応じ指導助言や事業費の助成を行ってまいります。また、存続が難しい場合や既に廃れて実態がないものは、記録の整理を行い調査報告書などにまとめて文書などで保存を行いたいと思います。また、地区ごとにそれぞれ特徴があること、高齢者が多くの知識を保有する現状であることなどから、長沢地区、舟形地区、富長地区、堀内地区とそれぞれの拠点施設が活動の場になることを想定しております。

8番 今、町長からは、7年3カ月にわたる町政に係る姿勢やら、またハード面、ソフト面にわたるいろいろな事業経過、いろいろな面で細かく説明を受けました。そして、第6次基本構想の実現はまだ道半ばであるという考えで、3たび町長選挙に立候補されるという決意に対しエールを送りたいと思います。

3たび立候補に当たりまして、安心・安全のまちづくり、また町民主役のまちづくり、また

少子高齢化、町の人口減少など、数多くの課題があります。その課題についてちょっとお伺いいたします。

少子高齢化、町の人口減少対策に対して、3期目の中でどのような政策で挑むのか、また、ハード面、ソフト面にわたっての考えをお伺いいたします。

町長 今の喫緊の課題というふうなものは、叶内議員の申されるとおり、「人口」というふうなこの2文字であります。この人口を増するという政策が、地方創生の戦略づくりで今内部でも町民との意見交換会でもお話ししておるわけであります。私は4つがあるというふうなことで申し上げております。人口増を図るためには、自然動態の出生率の向上です。それから、反対に死亡者、いわゆる元気な高齢者をいかに健康づくりの中で育てていくかと、これも自然動態の人口策であります。おかげさまで出生のほうも、先ほど申したとおり、結婚支援と子育て支援をリンクした取り組みが一つあるんだらうというふうに思います。そういう中で、結婚支援ということで3年を迎えますけれども、お見合い大作戦をはじめ、もともとは縁結びとか仲人とかそういうふうなものに波及すればなというふうに思います。今回、結婚も30組というふうなものを目指しながらお願いしておりますけれども、そういうふうな面での人口増の出生率のアップのためにも、きのうも斎藤議員のほうからも一般質問がありましたけれども、福祉サービスの中で子育て支援の一環として、今医療費の無料化、中学校にまでありますけれども、高校生までの拡大とか、あるいはまた給食費の無料化というふうなことも視野に入れなければならないだろうと、いわゆる子育てするなら舟形町というふうになれば、そういう面までも視野を広げながら拡大するというふうな政策も必要であろうというふうに思います。

元気な高齢者、常に言っておりますけれども、1に学習活動、あるいは2にスポーツ活動、あるいはボランティア活動、こういう考え方、それから、きのうもありましたが、ラジオ体操で健康づくりを町民ひとしくするという政策も必要なのかなというふうに思います。

それから、もう一つの人口増は社会動態であります。社会動態の中には転入者の増であります。転入者の増というふうなものは、今先ほど答弁でも言いましたけれども、子育て支援住宅で総合住宅政策を今行っております。これを今年度からは、町だけではなくて民間の会社の民間の力をかりて行政と連携したような住宅の総合政策で転入をふやすという政策も、平成27年度からスタートしてみたいというふうに思います。

それから、もう一つの転出に歯どめをかけるということでもあります。これは大きな意味で、中学生あるいは高校生をいかにここの舟形町に、舟形町というよりも最上地区に残すかというものが、これからの一番大きな政策ではないかなと。これは最上広域全体の大きな視野になろうかと思っておりますけれども、転出の歯どめをかけるというふうなものが非常に大きな課題であります。まず、目に見えない課題であります。これをどうするか。

この4点を柱にしながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

8番 人口対策にはいろんな政策や課題がありますけれども、これは特効薬はないという話であります。ただ、若年人口をふやさないことには人口はふえないと、私は思います。そこで、新庄市を中心とした最上自立圏構想というような考えが今あります。その中で舟形町はベッドタウンというようなことに特化しながら、若年人口の増加を図らなければならないのかなと思います。そのような形で今後もし3たび町政を担うとすれば、この自立圏構想と舟形町のベッドタウン化の構想がもしありましたら、お聞きしたいと思います。

町長 この第6次基本計画、平成27年度から5年間、後期の計画が始まるわけでありまして。この計画を見直しする中で、3つの計画をリンクしていきたいと、こういうことであります。1つは、今申し上げました、ことしじゅうに策定します地方創生舟形町の総合戦略計画であります。それから2つ目が、今叶内議員が申されたとおり新庄最上定住自立圏構想の共生ビジョン、これをもとにした連動の取り組みであります。それから3つ目は、この前、4月30日に発足しました最上小国川清流未来振興機構計画であります。10年間の計画であります。この中にも舟形町の大きな計画も網羅されております。この創生計画あるいは定住自立圏の計画、そして最上小国川の計画の3つとこの後期計画をリンク、連動させて取り組むということ、まず第一番にそういう方向で具現化していきたいというふうに思います。

その中で、今の定住自立圏でありますけれども、やはり企業誘致にしろ、これは舟形町できない課題でありますので、これは最上全体でやっていかなければならないというふうに思います。ですから、叶内議員が申されたように、前も言ったかもしれませんが、舟形町はよき、立地条件もいいし、あるいは環境状況もいいわけでありまして、そういうふうな意味でベッドタウン化というふうなものが一番の舟形町の活性化の大きな柱になるだろうというふうに思っております。

8番 次に、安心・安全なまちづくりの件に対して、お考えをお聞きします。

町では、防犯灯関係をLED化をして町の犯罪防止に努めております。また大きな災害がいつ来るともわからない中で、町の公共施設はもとより一般住宅の耐震化も、これは大きな課題じゃないのかと思います。町の自主的な補助率を上げながら町の住民の安心・安全を図るために、耐震化を早急に進めなければならないものと思います。

また、人口減少に伴いまして空き家が大変多くなっております。空き家も大変危ない。安全なまちづくりには支障があります。空き家対策と、また、一般住宅の耐震化の考えをお聞きしたいと思います。

町長 先ほども7つほど申し上げましたけれども、その中に、防災対策とそれから克雪対策というふうなものを1つ掲げております。これは今叶内議員が申されたとおり、安全・安心ということで、災害はいつでも起こり得るものということを毎たびに私は申し上げておりますけ

れども、いわゆる防災センターなり、あるいは今ご質問の耐震化事業というふうなものは、やはり町民の皆さんの一番の願いであろうというふうに思いますので、これを最優先にしながらも、もう一つは雪である、雪、これが人口減少の歯どめに大きなネックになることは間違いありませんので、この克雪というふうな面で除雪もあるだろうし、あるいは流雪溝の整備もあるだろうし、これは、この後期計画の大きな一つの柱になるのかなというふうに考えております。

それから、空き家につきましては、おかげさまで、先月でしたか、空き家の国のほうの特別措置法が今度施行になりましたので、空き家についても、私も前にも述べたかもしれませんが、空き家を利用して人口増を図る政策というふうなものがあります。ただ、相手のいることでありますので、財産権とかというふうなもの、いろいろ個人的なものもあるわけでありまして、それさえ解決できれば、私はすぐに空き家を買ってもいいといいましょうか、譲ってもいいという方がいれば積極的にこれを利用しながら、また、老朽化した空き家についてはこの特別措置法で除却するというふうな法律もできたようでありまして、その辺を空き家の所有者の皆さんにのる説明しながら、どういう対応がいいのかということをやったり検証しながら連携しながら、あるいはお話し合いをしながら進めていかなければならない課題なのかなと。それを受けた上でのお話が、今の叶内議員のお話だろうというふうに思いますので、それらを精査しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

8番 今いろいろな形の答弁、ありがとうございました。

次に、わら文化に入りたいと思います。

わら文化の伝承については、教育委員会が中心となりまして、縄ない、しめ縄飾りなどいろいろな形で伝承に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

ただ、私が思うには、生活に密着したみのかわらじ、雪靴などを、縄文の女神と絡めてミニチュア、小さい民具として抱き合わせて販売してはどうかと思います。それは、今の80代、90代の方々が持っている技術、わざを今のうちに若い世代に伝えておかなければ、その雪靴とかみのかというつくるわざが途絶えるのかと、私は心配しております。私も中学を卒業してすぐ家業を継ぎましたけれども、そのときは、冬仕事がわらを使ったみのつくりやみわつくりをした経験があります。それでも、私はその後出稼ぎに行ったものですから、完全にマスターしないでこの年になりました。これからの縄文の女神に絡めて販売できる民具のミニチュアをつくるには、今の生産技術を今から伝承しておかないとできないのかなと思います。その辺の考えをお伺いします。

町長 縄文の女神にかかわる特産品なり商品というふうなものを数多く町民の皆さんからもアイデアをいただいて、商品化しております。今ご質問のわらにちなんだ特産品というふうなこともいいのではないかなというふうに思いますので、これは、今、わら工芸の広場をしてお

りますけれども、教育委員会のほうでそういう取り組みをお願いできればというふうに思いますけれども、教育長のほうからでもひとつ答弁をお願いします。

教育長 縄文の女神とというふうなことのその考え、大変おもしろいと思います。といいますのは、縄文時代1万年、弥生時代3,000年ぐらいございますが、わら文化、長いとはいえ3,000年であります。1万年の間には縄文の女神を輩出した時代にも、もしかしたらさまざまな技術でポシエット等がつくられていたというふうなことがございますので、今の組み合わせとしては大変おもしろい発想だというふうに思います。

あと、この盛り上げ方にはステップ、段階があるんだろうと思います。周知させる段階、それから、それを広めていく段階、さらに発展する段階というふうなことがあろうと思いますので、今はいろんな意味で周知させながら今の考えをもっともっと盛んにしていきたいというふうに思いますので、まずはいろんな活動に取り組んでいきたいと思っています。よろしくをお願いします。

8番 もう、わら文化のわざを伝承する時間もないです。私の時間もないですけれども。今の80代、90代の昔からの伝わってきた生産技術のわざを持っている方が亡くなれば途絶えるのかなと心配しておりますので、もう時間がありませんので、早急にいろんな形で取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長 以上をもって、8番叶内君の一般質問を終結いたします。

4番 私のほうから、通告しております2点について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、「減反廃止に向けた取り組み」について。

政府は、1970年から40年以上続いてきた生産調整を2018年になくする方針を正式決定し、首相は、「生産調整の見直しで、農家がみずからの経営判断で作物をつくれるようにする農業を実現する」と述べています。一方で政府は、主食米のつくり過ぎでの米価が急落しないような対策として、飼料用米の生産を促しています。

しかしながら、TPP交渉においては、アメリカ国は、主食米用を含む20万トンを超える輸入拡大を求めてきています。農産物重要5品目について国が国会決議を守れなかったら、舟形町の農業は経営再建はおぼつかず、後継者の育成もできなくなってしまいます。減反廃止に向けての町の再生協議会では、どのような検討、取り組みをしていきますか。

また、農地中間管理機構については、政府の農地集積目標である年間14万ヘクタールに対し22%と低い実績となっております。実績に応じた予算配分などを再検討し、機構の活動にてこ入れをする方針としています。

町においても、集積の実績はあるが条件不利地など、設定されなかった農地もあると聞いています。出し手面積に対しての実績率は幾らだったのか、伺います。米価低迷、後継者不足、

減反廃止により、離農者がふえ農地の出し手がふえると思われます。条件不利地の設定されないどころか、管理機構立ち上げ以前に利用権設定された農地も返されてしまい、耕作放棄地の拡大につながると思われます。町の農地で、現在耕作をせず、面積だけで管理されている農地はどのくらいの面積ですか。今後の対策はどう考えていますか。

農地を自然に戻す取り組みも必要ではないでしょうか。しかし、ただ戻すのではなく、耕作放棄地、条件不利地などを利用し、その土地に合った山菜、例えば根曲がり竹、ワラビ、ゼンマイ、コゴミ、行者にんにく、ウドなど多くの品種を作付けて自然に管理しながら、舟形町に山菜・キノコとりに多くの人に来てもらう取り組みや、さらには漢方薬の原料となる薬用作物の生産への取り組みなど、農業者と地域住民が一緒になって今から取り組むべきと思いますが、町長の考えを伺います。

2点目に、「学校給食を自給自足する取り組み」について伺います。

小学校が統合して3年目、以前の各学校では今より食農教育の一環として、学校田・畑への取り組みがなされていたと思いますが、今後の食育への考えを伺います。

県の基本方針でもある、「郷土愛を育む教育の推進と若者の県内定着の促進」「生命の継承の大切さに関する教育の推進」などへの取り組みとして、小学校前のバス車庫近くの農地を利用して、保・小・中・地域が一体となって農産物の作付から収穫までを体験し、食の大切さ、農業のすばらしさ、舟形町のよさを学び、「ふるさと」へ帰りたくなる子供たちを育てていくことが大事だと思いますが、町長の考えを伺います。

町長 それでは、佐藤勇議員の「減反廃止に向けた取り組み」についてご質問にお答えします。

新農政改革の施策の基本的な方針の中で、農業の持続的な発展に関する施策、いわゆる認定農業者、認定新規就農者、集落営農等の担い手に対し、経営所得安定対策等の支援を重点的に実施する内容があります。その一つに、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保、加えて米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大があります。さらに、農村の振興に関する施策では、多面的機能支払制度などの着実な推進、地域住民等も含め、地域全体の共同活動により地域資源の維持・継承を推進、生産条件が不利な中山間地域等における営農継続に対する支援などがあります。

減反廃止に向けての町農業再生協議会の取り組みの質問であります。再生協議会では、舟形町水田フル活用ビジョンを策定し、実需者との結びつきを踏まえた水田の活用を検討、ビジョンを決定しております。

具体的には、主食米、非主食用米、大豆・飼料作物、ソバ、野菜、果樹、花卉・花木、不作付地の解消の8つに区分し、それぞれに数値目標あるいは取り組み計画を記載しております。そして、園芸振興にシフトしているのが特徴となっております。町といたしましては、このビジョンをもとに、減反廃止後の町の水田活用を農家の方々の理解と関係機関との連携を図

りながら進めてまいりたいと考えております。

さて、昨年度までのこの農地中間管理機構を活用した実績であります。貸し付け希望者は44名、面積で46.4ヘクタール、借り受け希望者は46名で、成立した面積で35.4ヘクタールとなっております。また、機構集積協力金として約1,000万円の実績となっております。確かに、今後とも米価低迷、農業就業者が高齢化、米の直接支払交付金の廃止などにより離農者が増加し、集落を構成する人口も減少するものと懸念されます。

農地の不作付地の面積については、農業委員会の現地調査や農家への聞き取り調査などで把握しております全農地約1,423ヘクタールのうち、平成27年5月25日時点で115ヘクタールと把握しております。町では、このような農地に対して今後の農地管理や農業経営等のアンケート調査を行い、小規模な基盤整備も可能な中間管理機構との連携により随時対応してまいりたいと思います。

次に、荒廃する農地への対応としてのご意見、ご質問であります。高齢化や生産条件の不利な中山間地域への取り組みとして、冒頭にも申し上げましたが、家族農業経営や法人経営、地域住民も含め地域全体の共同活動による地域資源の維持管理を支援する政策として、日本型直接支払制度があります。この内容としましては、担い手に集中する水路や農道・農地の管理を地域で支え、農地集積を後押しする「多面的機能支払交付金」、中山間地域等の条件不利地域と平場の生産コスト差を支援するという「中山間地域等直接支払交付金」などがあります。こうした事業を今後とも活用しながら、耕作放棄地対策を進めてまいりたいと考えております。

全国的に見ますと、集落単独の取り組みではなく広域的な地域や町単位で多面的機能支払交付金を活用し、農地保全の共同活動、集落間での共同購入しコスト削減などに取り組みを行っている市町村もあり、町といたしましてもこの制度が利活用されるよう指導を行っていきたいと思います。また、耕作放棄地、条件不利地を活用した利用というご提案ではありますが、この間、町といたしましても農家の方々と話し合いの中で、平成24年度に町耕作放棄地の再生に向け、耕作放棄地対策事業によりラズベリーの栽培と生産販売について取り組んできております。おかげさまで、現在は11名の生産者で「舟形ラズベリー会」を組織化しております。また平成25年から26年度には、山間地域の不作付地を利用して、ワラビの早期栽培事業の実証圃として取り組んでおります。現在は、ワラビの種苗販売や技術指導を行い、会員の呼びかけと生産販売を行っております。

薬用作物の生産栽培への取り組みについては、平成25年度に県の指導もありまして取り組みについて検討した経過があります。薬用作物をめぐる現状は、8割以上を中国からの輸入に依存していて、漢方薬の安定供給を図るためには、国産薬用作物の生産拡大が大きく求められているとお聞きいたしております。町といたしましても、農業関係機関及び生産者と協議

しましたが、薬用作物の品質管理や生産額所得が長期にわたるなど、断念した経過があります。

町といたしまして、農地の荒廃防止と農地の有効利用、農地集積等を行いながら、今後も日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金あるいは中山間地域等直接支払交付金）を活用する中で、協定参加者はもとより域内での話し合いをしながら、可能性を追求してまいりたいと思います。

次に、「学校給食を自給自足にする取り組み」についてであります。

我が国の伝統的な食生活は、気候風土に合った米や野菜を中心とし、豊かな食文化をつくり上げてまいりました。ところが、社会経済構造の変化、国民の価値観の多様化などを背景に、かつての米を中心として多彩な副食からなる、いわゆる「日本型食生活」を基本とした食生活スタイルから、個人の好みに合わせた食生活スタイルへと食の多様化が進んでおります。

食の原点である家庭の食卓でも変化が見られ、1人で食べる「孤食」、自分の好きなものをおのおのが食べる「個食」、自分の好きな固定化したメニューしか食べない「固食」、食べる量が少ない「小食」、パンやパスタなど粉を使った主食を好む「粉食」など、さまざまな「こ食」の問題が取り沙汰されております。

このような「食」の変化の中で、国では第2次食育推進計画を定め、1つが生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、2つ目が、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、3つ目が、家庭における共食を通じた子供への食育の推進を重点課題として各種施策を展開しております。

舟形町では、町内各小中学校において、学校経営計画の中に食育計画を定め、小学校では、「食にかかわる人の思いや背景にある命のつながりに気づく」「自分に適した食事の量、栄養バランスを知る」、そして中学校においては、「望ましい食習慣」「食生活における自己管理能力を高める」などの重点目標のもと、地産地消を取り入れた給食と食育を一体のものとして積極的に今取り組んでおります。

また、小学校の総合学習においては、単に地元の農作物を食べるだけでなく、育てることから農業を知ってもらい、子供たちに感謝の心と郷土の伝統・文化を大切にして、郷土を愛する心を持つ子供を育てるため、食農教育の一環として全学年で畑で野菜を栽培し、5年生は「おいしい米づくりに挑戦」と題し、約4アールの水田に山形県の主力品種である「はえぬき」を作付しております。平成26年度は、「はえぬき」のほかにサツマイモ、トウモロコシ、ジャガイモ、ピーマン、トマト、枝豆等を収穫し、給食で活用しております。好き嫌いの解消にも役立っております。

ご質問の小学校前のバス車庫近くに新たな農地を借り、食育、地産地消に活用する件については、現在の水田・畑の栽培指導管理は、今年度から募集した「育ちボランティア」の方々

と業務員で行っておりますので、管理指導体制を整備しながら計画的に面積をふやし、食農教育や食農の推進に活用してまいりたいと思います。

最後に、今年度、国の第2次食育推進計画を受け、（仮称）舟形町地産地消・食育推進計画を策定する予定であります。子供さんから高齢者までを対象とした地産地消と食育をテーマとした計画であります。今年度は、この計画を先取りする形でラズベリーの摘み取り体験を通し、耕作放棄地有効利用や地産地消を学習する事業と、「姿をかえる大豆」をテーマに小学校で大豆の生産から豆腐づくりまでを体験し、大豆の成長と食品加工について理解を深める事業を実施いたします。また、今後計画的にふやしていく学校管理の水田や畑から収穫する米や野菜については、可能な限り学校給食で活用し自給自足の取り組みを検討するなど、今年度策定する（仮称）舟形町地産地消・食育推進計画をもとに全面的に地産地消と食育を展開してまいりたいと思います。

4番 今現在、昨年度の米価でことは一体どうなるかというふうな不安の中で農家の人は作付しているだろうと思います。ナラシ対策で町のほうには抛出金ともに合わせると7,600万円ほど今入ってくる計画があるかと思いますがけれども、今後、今の米価並びに今の農政政策の中で減反廃止、自主経営的な判断のもとで作物をつくるということに対して大変厳しく、それに関しては判断しかねる農家も出てくるのではないかなというふうな予測がされます。こういうふうな状況の中で、今米主体となっている作付の舟形町の農業の形がどのように変わっていくように町長は考えておりますか。

町長 農政をめぐるこれまでの日本の国のありようというふうなもの、3年あるいは5年計画でくるくる変わるといふふうなものがまず一つあるのかなというふうに思います。

今度は日本型直接支払制度、これが導入されたわけでありますので、これをもとにして、やはりこれからの舟形町の農政はもちろんでありますけれども、それを核にしてやっぱりいくのが筋ではないかなというふうに思います。これまでも1万5,000円から7,500円、半分になりまして、これが3年後には廃止になるわけでありますので、そういう意味で農家の皆さんもやはり危機感を持つというものがまず大前提だろうというふうに思います。それに応分にして、町ではそれぞれの分野で支援策を講じてまいるというふうになります。

ご質問の水田のビジョンにもありますけれども、これも減反の廃止に伴いまして行政主導から今度は集荷業者になるというようなことで、佐藤議員も農業施策についていろいろご質問がこれまでありましたけれども、トータルしますと、私も前に皆さんに言ったかもしれせんけれども、きのうも5番議員の奥山議員にも言いましたけれども、要は、米一辺倒の場合もあるだろうし、あるいは園芸作物に転換する場合もあるだろうし、いわゆる一つの各地区ごとにそば刈り組合とか、あるいは法人化なりをしながら、そこで給料をもらいながら日本の直接支払制度を利用できないかということであります。この中で、一つの地区の中で農業

なり法人化ができれば、米をつくる人と、あるいは農地を維持する人などが出てくるだろうと、それを給料制にするのも一考ではないかなというふうなことであります。

それから、小さな農家の方もおるわけであります。これは、悪七さんあるいは山川さんも、推進機構で「もうかる営農プラン」ということで今まで取り組んでまいりましたけれども、これなども導入しながら進めていくのもこれからの道ではないかなというふうに思います。

4番 今町長が言われたように、今後国で新たに打ち出してきている多面的機能支払、要するにこれは今取り組んでいる農地・水関連と名称が変わったというような形のものであります。前回の一般質問でもさせていただきましたけれども、舟形町の場合は、中山間地域、農地・水環境保全、これは2つに分けて重ならないような形で取り組んでおります。しかしながら、この多面的機能は取り組みが広がり、取り組みやすい制度になりました。中山間にかぶさっても大丈夫だというふうな状況であると私は理解しております。

前回の一般質問のときに、舟形町の全農地にこの多面的機能をかさをかけて取り組んだら、いかほどの金額が想定されて、それを逆算して事業に取り組んだらどうなのという質問をさせていただきました。確かにこれがこれからの柱となるような取り組みの一つの形かなと思いますので、ぜひ今のような形を前向きに考えていただきたいと思います。例えば、新潟県の見附市広域協定の取り組みというふうな形の中で、かなり広域の範囲でこの多面的機能を利用しながら地域づくりをやっております。ぜひこういう事例などを活用して、どのくらいの範囲を最大限に活用できるのかという面から取り組んでいただきたいと思います。

耕作放棄地、これからどう対策していくか。答弁の中にはラズベリー、その他とあります。ワラビの促成栽培も実証圃を設けてやっております。現在11名ほどでありますけれども、以前、先ほどの質問書にも書きましたけれども、根曲がり竹をここら辺の方々によく秋田にとりに行きます。ただ遭難があつて、消防の方にも大変迷惑をかけているというような状況です。そういう秋田、月山、山からの株を購入して根曲がり竹などを生産している農家もおります。そういう農家のある一部の方には、無償で自分の株から分けてやってもいいから、減反の放棄地などにいっぱい植えて「山菜の町」にしたらいんだというふうな意見もあります。そういう取り組みに関していかが思いますか。

町長 大変いい取り組みではないかなというふうに思います。実践例として申し上げますけれども、行者にんにくも5年か6年間辛抱しましたけれども、ようやく出荷というふうに今取り組んでおります。これも10名ぐらいのがなったというふうなお話も聞いておりますので、要は取り組む姿勢というふうなものがやっぱり一人一人に求められるのではないかなと。根曲がり竹については、産業振興課長のほうからひとつお願いします。

産業振興課長 それでは、「山菜の町」というふうなイメージについては、大変想定されるものがかなりあるのかなというふうに思っています。ただ、先ほどの話の中で根曲がり竹という

ふうなものがありましたけれども、以前、平成22年から23年にかけて、ぜひやりたいというふうな生産者の方がいまして、町に相談に来たというふうな経過があります。そのときは、まちづくり課のほうで地域の方々と何でも相談というふうな形の中でいろいろ相談事とかを受けて、何とかできないかというふうな取り組みがあったわけですが、そのときに来た方々が数名いまして、当時のお話を伺いますと、羽黒町のほうの産業課というところに相談に行ったという経過があって、そのときに根曲がり竹をつくって生産している農家の方を紹介していただいたと、それによって、そこから1株1,000円ないし1,500円というふうな金額がかかったと思いますが、それを仕入れまして、その秋に栽培したということで伺っています。

ただ、根曲がり竹についても、佐藤議員のほうがわかっていると思いますが、5年ほど経過しないと生産に結びつかないというようなことがあります。さらには、手入れは簡単なんですけど、間引きをしないと成長がしないというふうなことがありますので、その辺についての対応がちょっと難しかったということもあるのかなと思いますが、現在は5名の方というふうなことで伺っております。今年度から出荷している方が1名もしくは2名というふうなことでこれも伺っているところであります。ちょっと県のほうにも以前お聞きしたときがあるのですが、系統販売での出荷というふうなものが、この根曲がり竹についてはないということで、実績としてはないんだというふうな話です。今は株を分けてくれるところが庄内と朝日村だという形のこともお聞きしました。さらには、収穫量と価格というふうなものが全く見当がつかないという話もありまして、なかなか町としてもこれらについてどうやって取り組んでいったらいいのかなというふうなことでしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番 答弁ありがとうございます。

価格については、郷野目さん、ヤマザワさんで、月山筍が今ちょうど出ているころかと思います。おおむねで恐らく1本100円ぐらいするんじゃないかな。今、舟形で初めて生産者がことしから出荷された価格は、70円から80円ぐらいの1本の単価がついているというふう聞いております。というふうな状況の中で、系統販売はないにしても、スーパーには出回っているわけです。関東方面に行くと、タケノコ、そういうやつは見たことないと非常に珍しそうに、孟宗竹は全国どこにでもあるというような形の中。例えばタケノコをつくるというわけじゃないけれども、5年がかかるというふうに言いますが、行者にんにくは7年です。5年かかるんだしたら今から始めなければいけないでしょうということで、私は言っているんです。例えば、何年かかるじゃなくて、今からやりましょうですよ。課長が、町の広報誌に、「いつやるんですか」「今からでしょう」と出た、あのステージなんです。ぜひ早急に対策をつくるというべきのことをやるということを私は言っているわけです。

舟形町の生産者の中には、買うときには確かにお金を入れたけれども、分けるには無償で分

けてやるよ、どうぞ取り組みというふうな方がおるわけです。ぜひそういうふうな関係プレーをもって耕作放棄地を少しでも解消するような形を農業委員会の会長とともにやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういう中で、もう一点、薬草的な形で質問させていただきますけれども、ここにもあるとおり、近年薬草に関しては中国からの輸入というものがほとんどだと思います。しかしながら、製薬に使える農産物という取り組みも国のほうでだんだん推進をしてきております。今回の新しい農政対策の中にも、この薬草の作付というものの推進も入ってこようかと思えます。このような中で、ぜひ舟形町でも、以前に取り組んだ、価格が合わないから話が座礁しているというふうな答弁がありますけれども、改めて協議をするべきだと思います。それと同時に、圃場整備の推進、要するに機構の46町歩に対して35町歩しか実績がなかった。この11町歩、なぜ11ヘクタールの乖離の数字が出ているのか、これに対する対策はどうなっていますか。

町長 薬用については、私は以前、キクイモというのがありましたけれども、あれを粉にして加工したらどうかというお話もちょっと聞いたときがありますけれども、こういうのが断念になったのかなと思いますけれども、これからもう少し検討してみたいというふうに思います。

圃場整備については、産業振興課長からひとつ。

産業振興課長 中間管理機構事業で、先ほど申しましたが、貸し付け希望者が46.4、実際成立した面積が35.4、その差のものについてですが、町のほうでは、マッチングしなかった農地の取り扱いについては、国の説明では、貸し出しを希望した農地については機構が借り受けるというふうなことになっているのですが、山形県の中間管理機構の山形支援センターのほうでは、マッチングしなかった農地については本人に一旦返すというふうな形をとっています。町のほうとしましても、それらの農地についてはすぐ貸し付けできるような、今はなくても次回のマッチングしたときに借り手が見つかるまでしっかり管理しておいてくれというふうな話の中で、今は所有者のほうにお返しをしているというふうなことになっております。それらを再生機構でやっているものですから、再生機構のほうでは常に誰かやる人がいないかというふうなことで、春先までにそんな話を常に進めているというふうな状況になっています。

4番 わかりました。地域整備課のほうで長沢地区に説明に行ったときに、数字がひとり歩きしたかして、2万円かかる、3万円かかるという話が出て、そんな金出して整備ができないというふうな状況で何か聞こえてきて、そんなにかかるんですかと、そんなというふうな数字なのかわからないけれども、そういうふうな意見もありました。要するに、前回も言いました、基本設計というものが必ずかかるものが発生するんです。そういうものを、前回と同じことを改めて言います。隣の村ではその部分も町で負担をしてゼロでできるような形をとって、

しっかりと整備をやれというような推進をやっています。ぜひ町長、荒廃する農地を出さない、減反廃止に向けての改めて整備に力を入れる時期だと思っておりますので、しっかりご検討をしていただきたいと思います。

学校の給食の問題について伺いたいと思います。

県内でも多く取り組まれておるところがあります。その中でも、高畠町の学校、読み間違っていなかったら二井宿小学校、あとは和田小学校というような形の中で、伊澤良治さんという二井宿小学校の校長先生であった方が和田小学校に移られて校長先生になったという方ですけれども、三十数年にわたり食農教育、要するに学校の農業をもつての教育というようなことに力を入れてきた先生だと思っております。御存じでしょうか。

町長 その先生は、私はわかりません。

4番 私も最近までわかりませんでした。この質問することによってちょっと調べたら、すばらしい方が出てきたというような形です。県内でも奨励賞という形の中でアグリネットのほうに県内各小学校の優良事例が載っております。しかしながら、飛び抜けてこの学校がすばらしいという形の中です。それでもって、前回小学校、喜多方のほうの農業科小学校という形の中で教育長にお聞きしたところ、「わかりません」と答えて、あれから3カ月ほどたっております。実際それをちゃんと調べてきたのだらうと思っております。今後の取り組みについて改めて伺いますけれども、食と農の学校の教育、要するに、しっかり学んでいい町、ふるさとに帰りたい子供づくり。改めて伺います。今後の取り組みはどんなされる予定ですか。

町長 教育長のほうからひとつ。

教育長 農業科についての話はお聞きしたというふうなことであったのですが、喜多方のほうのデータは、その後十分見させていただきました。やはり町としていろんな学校と連携して取り組んでいるというふうなことだらうと思っております。

それから、二井宿小についても、これは有名な実践でございまして、県下でも食農教育の先駆けとして表彰されている学校でございます。ただ、本町にこれを照らし合わせますと、統合してすぐというふうな形の中で、ハード面でやはり今のところを十分生かした教育活動を行うというふうなことが大前提でございましたので、今あるところの畑、田んぼ、これを使った教育活動を4人の校長が集まって計画したというふうなことでございます。ですので、ここの町長の答弁にもありますように、これから面積をふやしながら食農教育という点で充実させていきたいというふうにご考えておりますので、よろしく願いいたします。

4番 時間の配分をちょっとずらしてしまつて。延長できませんよね。はい。

学校教育の中で、今、畑、田んぼをやっているとされたけれども、私から見れば、形だけの田んぼ、形だけの畑にしか見受けられません。統合2年過ぎて、しっかり3年目から改め

てこの問題に対して力を入れて教育現場を構築していただきたいと思います。よろしくお願
いします。

議長 以上をもって、4番佐藤勇君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

6月10日まで休会にいたします。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時23分 散会

平成27年6月10日（水曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

平成27年舟形町議会第2回定例会第7日目

平成27年6月10日(水)

出席議員(9名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	9番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	10番 八 鋏 太
5番 奥山 謙三	

欠席議員(1名)

8番 叶内 富夫

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	奥山 知雄	教育委員長	太田 二三男
会計管理者	結城 恵美	教育長	齊藤 涉
総務課長	中山 進	教育次長	叶内 範夫
まちづくり課長	沼澤 繁夫	農業委員会会長	加藤 勝義
税務福祉課長	矢作 めぐみ	代表監査委員	林 恭司
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼沢 弘明	監査事務局長	高橋 明彦
地域整備課長	伊藤 幸一	選挙管理委員会書記長	中山 進
総務課財政管財班長	小野 芳喜		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦 主 査 大場 由美子

議事日程

日程第 1 報告第 2号 平成26年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について
日程第 2 議案第39号 平成27年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について
日程第 3 議案第40号 舟形町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について
日程第 4 議案第41号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 5 議案第 4 2 号 新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第 6 議案第 4 3 号 財産の無償貸付について
- 日程第 7 議案第 4 4 号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得に係る物件購入契約の締結について
- 日程第 8 議案第 4 5 号 舟形町監査委員の選任について
- 日程第 9 委員会付託の審査報告
- 請願第 1 号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2016 年度政府予算に係る意見書採択の要請」についての請願
- 請願第 2 号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願
- 陳情第 2 号 T P P 交渉に関する陳情
- 追加日程第 1 発議第 2 号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 3 号 T P P 交渉に関する意見書の提出について
- 日程第 1 0 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時06分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しておりますので、ただいまから7日目の定例会を開会いたします。

日程第1 報告第2号 平成26年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 日程第1 報告第2号 平成26年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、14ページの売上原価の中の温泉食材仕入775万円何がしかの質問をさせていただきたいと思います。

ある業者の方から、何年か前まで食材の仕入れについて注文があったんだけど、つい最近注文がなくなってしまったということで、どうやら庄内地方の業者に行ったようだというような話を伺いました。役員会等でどういう話になっているかはわかりませんが、経営に関して舟形町、我々等もかなり深いところまで携わって運営していただいていますので、やはりそういった声が出ないように町内業者等を使いながら運営・経営していくというのが望ましいのではないかなというふうに思いますけれども、この食材の仕入れについて、地産地消という言葉がありますけれども、どの程度舟形町のものあるいは舟形町の業者等を使っているのか、質問いたします。

産業振興課長 それでは、お答えしたいと思います。

振興公社のほうとしましても、地産地消というふうなものについては積極的に取り入れて実施したいというふうな気持ちについては変わらないというふうに理解しているところです。

現在の温泉の仕入れ状況ですが、野菜等については、まんさくさんと新庄市のマルホンさんというふうなところからとっていますというようなことです。昨年まではベニーほしかわさんから全て仕入れをしていたというふうな状況になっていたというふうなことです。それから、調味料については町外業者というふうな形になっております。酒等については万世さんというふうなこと。それから、先ほど話題になりましたけれども肉については、庄内の業者さんから今は購入しているというようなことだそうでございます。これは、聞くところによりますと、品質もあるんでしょうけれども、やはり価格の面でどうしても折り合いがつかないというふうなところがあって、そういうふうな手段をとっているというふうなことになっているようです。

なお、この庄内の業者さんを選ぶにしても、入札等の行為を行いまして見積もりをいただき

まして、見積もり合わせをしながら行っているというふうな状況を把握しているところです。

加工所の食材については、舟形町の農家さん。それから、鮎については舟形町の業者さんというふうな形をとっているということで把握しているところです。

7番 食材と肉について他町内の業者さんということですが、どこまでそういった面で安いものを購入して、要するに利益を出すのかということだと思えるんですが、ある意味、やはり経営者陣が全て町内の業者さんをとっていくというふうに決めて、その中で経営をしていくというそういう私は方向が望ましいんじゃないかなというふうに思います。今まで注文が来ていた業者さんがある程度ばつと切られてしまうと、やはりそれでこういった形で話も漏れてきますし、そういった形でもう行かないわというふうなやっぱりそういう感情的なものにもなりますし、なかなか利益を追求しながらというのは難しい面があるとは思いますが、やはりオール舟形業者あるいは舟形産というものでこの若あゆ温泉の経営というものをやっていくべきではないかというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

産業振興課長 議員さんのおっしゃるとおりだとは思いますが、ただ、先ほどもちょっと言ったのですが、今温泉のほうで宴会等をしますと、食材を見ますと全て舟形でとれたやつ。ただ、やはり肉というふうなことになりますと、それだけがちょっと違って、先ほど言いました庄内業者というふうな形になっているようでございますが、今おっしゃられたように、町内でもそういう扱っている業者さんもいますので、なおその業者さんとも今後いろいろ話をしまして、できれば町内の業者という形の中で進めていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

9番 先ほど課長からの説明の中で確認したいです。

振興公社の概要の中で、6、役員（平成27年3月31日現在）とあります。先ほどの説明では、中山総務課長が留任しているというふうなことだったのですが、従来からこれを見ると、有路課長が退職しているわけです。今度沼沢課長がなっているわけだから、そこら辺のどういうふうな、ちょっと説明してください。

産業振興課長 決算状況の報告もあくまで3月31日現在というふうな形の中で報告している関係で、この概要の状況についても3月31日現在での取締役というふうな形になりますので、そのときは前課長が取締役というふうな形になっていましたので、このような形になります。

9番 今何でこんなことを言ったかということ、ここの中で文言を言っているわけよ、中山課長のことをな。3月31日現在、中山課長はなっていないわけだよ。それをあえて説明したっけから、では、4月1日付では、新しくこの取締役はかわっているんですか。それをちょっと聞かせて。

産業振興課長 中山のその箇所については、平成25年度のいわゆる平成26年3月31日ではまだ役

員というふうな形になっていなかったんです。平成26年の4月1日から正式に役員というふうな形になったので、1名かわったというふうな報告をさせていただいたところです。

9番 では、まだ現在4月1日からのやつはこれに載っていないわけね。それはいつ公表するの。
産業振興課長 このほうに今度、有路正文さんが抜けて、私、沼沢弘明がここに入るというふうな形については、来年のこの議会の中で報告させていただくというふうな形になります。

6番 質問というより要望でございますが、この参考資料がございますが、3ページにる説明がございましたが、「温泉・コテージ・加工所 総合計」というのがあります。説明を受けましたけれども、ちょっとややこしくてわかりません。できるのであれば、温泉部分、コテージ部分、加工所部分、また、今回全協で説明がありました。また何か違う事業をやろうとしていますけれども、そういう事業がふえていけばふえていくほど、ちょっと中身がわからなくなります。経営がちょっと悪くなった場合、よくなった場合、どこから修正すればいいのかわからなくなりますので、できるのであればその部門部門の収支決算、相対的な収支バランスは無理かもしれませんが、部門部門の収支決算を出していただきたいと思いますが、できますでしょうか。

産業振興課長 大変そういう意味ではわかりづらいところもあるのかなというふうなことです。収入についてはそんなことができるのかなと。ただ支出については給与とか、それから福利厚生費とかさまざま共通した部分に係るものがありますので、ちょっと仕組みを変えまして、部門ごと、もしくは項ごとにできるかどうかあわせて検討させていただきたいと思います。

6番 特に今話しになっています富長の加工所のことがあります。加工所については、あそこに常時2名か3名いるわけですから、あの方の収支、給与部分を把握すればいいし、その分の保険料なりを把握すればいいわけだから、そういうふうに行けるところはきちんと分けていただいて、温泉の方で、この方は温泉の管理、この方はバンガローの管理とはできないでしょうから、そういうところは一緒くたで構いませんけれども、できる限り部門部門の、特に加工所あたりをはっきり収支を見たいと思いますので、そういう要望をしたわけでございます。

産業振興課長 そのように検討したいと思います。

6番 よろしくお願ひします。もう一回権利があるので違うことを質問したいと思います。

今、収支状況を見させていただきますと、町からの300万円の補助金があって何とかプラスの収支状況のようでございます。前も一般質問でお伺ひしたかと思いますが、温泉施設への宿泊施設、もうそろそろこういう状況ですので、温泉の収集客も順調なようですので、このあたりで検討されてはどうかと思っておりますが、そのあたり何か町長としてお考えがあればお伺ひしたいと思います。

産業振興課長 宿泊施設等のご質問かと思いますが、今コテージで最大で110名程度宿泊、それから猿羽根山のほうでは60名というふうな形で、宿泊するところは2カ所しかないというふうな形になっていますので、前も観光審議会等でもその宿泊施設というふうなことについては話題になっていますので、長期的な見地に立ってそういうふうなことも考えていく必要はあるのではないかと思いますので、再度いろいろな場所でその内容について詰めたと思います。

5番 状況報告資料の3ページの中で、支出の欄で消耗品費、入場者数を見ると、平成25と26年度では538人ふえているというのはわかりましたが、消耗品費を見ると、平成26年度が580万円、25年度が409万6,000円ということで170万円ほどふえております。その内容を見ると、「シャンプー ボデーソープ他」というふうにありますますが、人が538人しかふえていないのにどうしてこれだけの消耗品費がふえたのか。

産業振興課長 先ほど6番の斎藤議員のほうからも加工所の話がありました。実はこの会計は全て合わせての会計報告というふうになりますので、このシャンプーとそれからボディーソープ等については若干価格が上がったので、若干のものはふえているのかとは思いますが、大きな要因としましては、先ほど申しましたように、加工所の調理器具、包丁の果てからボウルの果てまでというふうな形で、特に真空パックするときの袋、この袋がかなり高いものになっております。そういったやつと、それから保健所からの指導で消毒剤等について、全て各4つのラインがあつて部屋があるのですが、そこに必ず備えつけろというふうなことで後で指示もあつた関係で、そういったものもつけ加えたというふうなことで消耗品等が大幅に上がってきているというふうなことになっています。

5番 今回答されたことは、質問して回答を受ければわかりますが、この資料を見ただけでは絶対わからないと思います。非常に配慮に欠けた内容だなというふうに思います。そして、先ほど6番議員が質問したとおり、特に加工所については、こういうふうな運営計画、数字的に出したものがあるわけでありますので、これと対比したものがなければ、今後の加工所の運営というふうなことについての我々議会としてのいろいろな提言、これができなくなるというふうに感じるわけであります。そういったところで、この消耗品費一例をとってもこれだけわからない決算資料でありますので、ぜひとも昨年つくりました加工所の施設運営計画に沿った別の決算書を要求したいというふうに思いますが、議長、よろしく願いいたします。

議長 暫時休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前10時43分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

産業振興課長 おっしゃるとおりわかりづらいところもあるかなというふうなことで今見させていただきましたので、今おっしゃられたその資料とあわせての資料はつくっていないので、今持ち合わせがないのでちょっとお出しすることはできません。また、今の6番の斎藤議員からもありましたように、やはり項目、部門ごとに少し細かく詳細にわたって皆さんのほうに報告できるような形を再度来年度報告するに向けて取り進めたいと思いますので、今の段階では出せませんが、もう少し詳しく資料をつくり直しまして来年提示できるようにしたいというふうに思います。

5番 我々も承認してこの加工所をつくったわけでありますので、やはり監視する義務が私たちにもあるわけでありますので、これらをしていくためには、やっぱり加工所関係のこういうふうな数字的なものを出していかないとできないというふうに考えるわけであります。そういった中で、来年度ではなくて、近日中といいますか早急につくっていただきたいというふうな要望であります。

議長 答弁ありますか。

産業振興課長 できるだけわかりやすい資料を温泉のほうともちょっと協議しましてお出ししたいと思います。すぐというふうなことではなくて、済みません、申しわけございませんが、内容等も精査しまして出せればというふうな形でお願いしたいと思います。

7番 それでは、また14ページの補助金収入300万円というところの、これに関連した形での質問をさせていただきます。

先般少し説明があったんですけども、振興公社がゴルフ場の経営指定管理者のほうに手を挙げたい、挙げるべきかというような説明がありました。そこにもし参入すれば、町からこういった300万円の補助を受けなくても利益を上げていけるというような見込みがあって、そういったことの検討をされているのでしょうか。要するに、役員会の中でそういった話し合い等があったのか、どうなのか。そこら辺のところの質問をさせていただきます。

総務課長 この件については、まだ筆頭株主である町のほうの考え方が整っていないので、役員会のほうには諮っておりません。

それから、収益等についてでありますけれども、舟形町振興公社のほうでは、県のほうの指定管理を受けて経営をするというふうなことでございますので、基本的には経営権は県のほうにあります。なので、通常の運営をして、例えば天候の状況で、それか災害とかで赤字になった場合については、基本的には県のほうから補填をしていただくことになろうかと思えます。舟形町振興公社は町の公社であって、町のほうの施設を今温泉のほうに管理を委託しているのでそれなりに赤字補填をしているわけですが、県民ゴルフ場については県営のゴルフ場ですので、それを指定管理として町が受けるというふうなことになりますので、

その赤字補填については、基本的には県のほうがすべきものというふうに考えております。

ちなみに、山形県の県民ゴルフ場の今5年目に入っていますけれども、4年間の収益ですけれども、山形ゴルフクラブでは県民ゴルフ場の分として分割して収支を行っておりますけれども、県のほうに1,000万円ずつ毎年納付をしております。そのほかの経費の差し引きで収益が、平成23年度が367万5,000円、24年が639万3,000円、25年が410万9,000円、26年度が713万8,000円というふうになっておりますので、山形ゴルフクラブでは一度も赤字にはなっていないというふうなことになりますので、今のような状態で運営ができれば、基本的には赤字にはならないというふうに考えております。

7番 そうしますと、町の方針としては、積極的にそこの指定管理者になっていきたいというふうな考えで進むということですか。

総務課長 これについては、町のほうでは、議会の意見を伺いながらそれについて対応していきたいというふうに思いますけれども、今回温泉については、消費税が上がって、来年また上がるというふうなこともありますけれども、そういった中での料金収入をどのように上げていくかとかいうふうな考えもありますし、今燃料が下落している状況なのでいいんですけれども、これがまた灯油が100円台に入ってくるとかなり厳しいところもあります。そういった経営の多角化というふうな面でも、それから舟形町の振興公社としてゴルフ場を運営するというふうなことについても、私、総務課長としての考え方とすれば雇用安定、それから舟形町の加工品の販売とかそういったいろんな面を有機的に結びつける意味でもよろしいのかなというふうには思っております。

7番 もし勝算があるとするのであれば、またその説明をしっかりと聞きたいと思っておりますけれども、一つ懸念するところは、今働いている人の管理あるいは財務の管理が複雑にならないのかというところを少し心配します。県の指定管理者であったり、また若あゆが舟形町のものであったり、そういったところの人の行ったり来たりという問題やお金の行ったり来たりという問題、そこら辺のところを多少心配するところがあるんですけれども、その辺のところはどのように考えておりますでしょうか。

総務課長 現在でも山形ゴルフクラブさんのほうでは、舟形町にある県民ゴルフ場のほうと自分のところの山形ゴルフクラブのほうとは、全体的には統合して決算を結んでいるわけですが、内訳としてうちのほうにももらっております。なので、今実際ゴルフ場はゴルフ場として経営をして、ゴルフ利用税とかいろいろ払わなければならない部分もありますので、それらについては個別決算をして最後に合算するというふうな形になろうかと思っておりますので、その辺については、今までのやり方を見ていれば、山形ゴルフクラブの決算のとじ方を見ていれば、個別決算というのははっきり出るというふうに考えております。

6番 大変申しわけありません。もう一回同じ質問をさせていただきます。

温泉の宿泊施設についての考えを、町長、ありましたらお願いします。

町長 宿泊関係については、これまで議会の中でも要望もありましたし、いろんな町民の方の願望も強いようであります。ただ、問題は、場所の問題あるいは財源の問題が、いろいろ課題があるわけですので、その辺は今度の後期計画の中でしっかり内部でも、あるいは観光審議会等でも議論を深めながら検討してまいりたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決します。報告第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、報告第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第39号 平成27年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について

議長 日程第2 議案第39号 平成27年度舟形町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 20、21ページの土木費の社会資本総合整備事業1,740万円、これは当初予算の中で、国庫が増額になればやりたいと言っていた事業ですけれども、紫山内山線の道路工事だと思うんですけれども、具体的にどの部分が工事の対象になったのか、質問いたします。

地域整備課長 土木費の1,740万円についてご説明申し上げます。

内訳につきましては、予算書に書いてございますとおり、測量・設計業務委託料が730万円、工事請負費が560万円、用地購入費が450万円となっております。測量・設計業務委託料につきましては、当初の部分で紫山内山線の実施設分と、あと舟形1号線、いわゆる流雪溝ほか1路線あるんですけれども、その設計のほうも入ってございます。それと、長寿命化計画といいまして、橋梁、あと道路関係の舗装補修関係で560万円ほど当初の分でとっているわけですけれども、今回、国の内示が5月20日にありまして精査させていただき、業務委託料につきましては補正額730万円、舟形一の関線、いわゆる歩道整備の業務委託ということで設計業務が入っています。あと洲崎山家真木野線ということで、消雪関係の管の布設がえという

ふうなことで設計のほうを予算計上してございます。

それから、560万円補正というふうなことですけれども工事費、当初では5,140万円ほどでございまして、今回560万円補正で5,700万円の工事費を計上してございます。内訳につきましては、紫山内山線200メートル計画をしております、大体全長の今年度半分を目指そうというふうなことで担当のほうで考えております。あと、洲崎山家真木野線ということで250メートル延長で、消雪配管工のほうを工事予定をしております。それから、あけび沢洲崎山家橋梁補修というふうなことで1,700万円見てございます。あと、折渡桧原線補修舗装というようなことで1,200万円ほど予算を計上してございます。

以上、今回の補正と申しますか、5月20日に国の内示がございまして今回精査して歳出のほうを整理させていただきました。

7番 詳しい内容ありがとうございます。

そうしますと、この用地購入費の450万円、これについてはどの地域の購入費になるのか、再質問いたします。

地域整備課長 450万円につきましては、先ほど申し上げました舟形一の関線の歩道の整備するに当たりましての用地購入費として計上してございます。そこまで進めばいいと思っている目標なんですけれども、今回の補助金の活用というようなことで用地費もなるというふうなことで、計上させていただきました。

6番 まず1点目、18ページの7の1の1ですか、備品購入費で127万7,000円でございます。説明書きを見ますと加工所の金属探知機という話でございしますが、加工所で使うこういうものというのは、先ほどの振興公社での備品には該当しないんですか。

産業振興課長 備品のほうについては、内規のほうで50万円以下のやつについては温泉のほうで購入すると、それ以上のものについては町のほうでというふうなものがありまして、温泉のほうから町のほうに予算要求が来たものについて精査して、この形をとらせていただいているというようなことです。

加工所のほうについては、今この金属探知機等がないと営業するにしても相手にしてくれないというふうなところがありますので、これを急遽上げさせていただいたところですよ。

6番 金額の制限はわかりましたけれども、今ちょっと課長の話で、そういうものがないと相手にしてくれないという話だけでも、今まで富長でやる前に温泉で加工処理をしていましたよね、さまざまつくってましたよね。そのときはその探知機は要らなかったのですか。

産業振興課長 この探知機については、特に魚関係とか、直接自然の魚が食べているものとかをやはり全て検査するというふうな形でないと、魚関係は売れないというふうなことだそうなので。さらには、大手会社のほうに販路ということでお願いしているのですが、その大手会社のほうではそのものがないという話です。この辺の販売するについては、その規制は当

初はなかったのですが、大手のほうでそういうふうな要望があって、そういうものがないと
という話だったものですから、急遽入れさせていただいたというような話です。

6番 課長の答弁なんだけれども大手からの要望だと言うんだけど、加工所をするに当たっ
てこういうものは必需品だということではないのですか。今さまざま食品の問題がございま
すよね。大手のほうから要望があったからやるんだ、なかったらしないんだと、そういう単
純なものなんですか。

産業振興課長 加工所を設置する際にいろいろ保健所等とも協議した中では、この探知機等につ
いての指示というものはなかったんです。ただ、販売するに当たってのいろいろ調べてみま
すと、今特にうるさくなっているというふうな話もありますが、そういうものが必要だとい
うふうなことでの判断で上げさせていただいたということです。

9番 18ページの土木費の中の1の道路維持費の中の570万円、これを見ますと、ガードレール
等の修繕というふうなことで、場所等、わかれば教えてください。

地域整備課長 ガードレールの修繕の箇所につきましては、町道舟形太郎野線、それから町道折
渡桧原線、それから国道二ツ屋大平線、あと国道瀬脇洲崎線のガードレールの修繕を予定し
ています。

9番 何で質問したのかというと、実栗屋から真木野に行く横の線、あのガードレールも全部歩
道のところが壊れています。これは、雪が消えるときに引っ張られて壊れるというようなこ
とですが、例えば西又から次年子・村山のほうに行くにしても、そのガードレールが全部壊
れていると、これなんですか、秋で通行どめにしたら、それは外すとか、じゃなかったら、
今言った太郎野線もそうですがワイヤーを使うとか、そういうふうな考えがあるのかない
か。ちょっと毎年のことなんです、これね。例えば、だから今言ったように、通行どめにな
ったら外す、春になったら、またつける。そういうのじゃないと、このガードレールとい
うのは必ず壊れます。だから、今言ったように、一つの案として例えばワイヤーにするとかそ
ういうような考えがあるのか、ちょっとそこら辺をお伺いしたい。

地域整備課長 今回この箇所を選定した理由につきましては、まず予算の枠というふうなことも
あるんですけども、いわゆるスクールバスの交通場所というふうなことを優先させて、予
算も含めて検討させていただきました。今後、助成制度といいますか、ガードレール債とい
うものがあるのですが、当初設置のときの現場状況がわからないと対象にならないとい
うことですので、今回、設置・修繕につきましては、整備しながら考えていきたいと思
います。

あと、9番議員さんがおっしゃるように、なければならぬの対応というふうなこともあり
ますので、その辺も検討させていただきたいと思います。

9番 私らは雪国です。いろんな国からの助成・補助の中にもその雪に対するこういう予算がつ
くと思うんです。そこら辺も踏まえて、今申し上げたように、そこの地域に合ったような、

安全・安心のためにガードレールを設置するんだというようなこと、今言ったように秋に外す、春にくっつける、そうじゃなかったらロープ等で対応する。ちょっと車も余り通らないところなんです、やはり完全に壊れちゃってないところがたくさんあるんです。そういうところを、今言ったような国なり県なりの豪雪の地域だというようなことで予算のとれるものはとって対応して、皆さんの安全・安心のためにしていきたいというふうに思うので、そこら辺をもう一回答えをお願いします。

地域整備課長 安全・安心を目指して、今言ったガードレールについて検討し、対応していきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

5番 12ページの一般寄附金、今回、補正で2億8,000万円とりまして、合計で4億円ということであります。それとあわせまして、今度は支出のほうに行きますと、15ページのほうにふるさとづくり応援事業ということで、ふるさと便購入費1億9,000万円、あと取扱手数料云々ということで、これで2億8,000万円というふうな数字がありますけれども、ちょっと単純な質問なんだけれども一般寄附金、ふるさと納税だというふうに思いますが、これを平成27年度では4億円見込んでいたというような理解でよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 当初で1億2,000万円要求させていただいて、今回6月補正で2億8,000万円合計4億円を見込んでおります。

5番 いや、すばらしい数字だなというふうにびっくりしましたが、今現在におけるふるさと納税の納付額は幾らぐらいなのでしょう。

まちづくり課長 5月末現在なんですけれども収入状況ですが、1億1,190万円ほどです。

5番 そうしますと、あと3億円弱ぐらい期待しているというふうなことなんですけれども、今後どういうふうな品ぞろえといいますか、このふるさと納税をしていただくための方策、どのようなことを考えているのか、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 返礼品の人气が大変いいのは、米が大変いいわけです。平成26年度の受給状況を見たところ、7割弱ですが66%ほどがお米なんです。非常にこのお米の伸びが大変よくて、今後もお米の伸びが期待できるというようなことで今の枠を見込んだわけです。

議長 奥山君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則54条のただし書きの規定によって、特に発言を許可します。

5番 ありがとうございます。ぜひこれだけのふるさと納税があるとなれば、この金額が舟形町農業に寄与するように使っていただくことを要望しまして、意見というふうにさせていただきます。ありがとうございました。

6番 1点だけ。20ページの10の1の2です。広域の教育費分担金というのがありますが、当初で200万円近く予算をとっておるようでございますが、また400万円ほどふえてございます。この分担金の内容というのは何でしょうか。

教育次長 今年度、教育センターが新庄市の小中一貫校萩野学園の設置により廃校になりました昭和小学校のほうに移転します。その移転費用なんですけど、教育センターの移転先の改修工事4,392万4,000円、それからプラネタリウムの本体移設が1,693万4,000円、合計6,085万8,000円の追加分の分担金でございます。

6番 この追加というのは、当初200万円とっておいて、その昭和小学校に移転するというのは前から話がありましたよね。何で今ごろ400万円も追加になるんですか。

総務課財政管財班長 当初予算編成時でしたが、私の予算編成上の誤りでございました。よく広域からの内容を点検せずに予算化してしまった関係上、今回の補正で415万9,000円を計上させていただきます。おわび申し上げます。よろしく申し上げます。

6番 そうしますと、教育次長のさっきの答弁というのは違うんですよね。そもそもそういう勘違いということで、最初から計上しなくちゃいけない600万円だったということなんですよね。増額になったからというわけじゃないんですよね。

教育次長 はい、そのとおりです。当初予算に対して追加になったというふうな意味で申し上げました。

5番 16ページの衛生費であります。4の1の3診療所費、190万円補正になっております。その内容等を見ますと、診療所の待合室トイレ等の修繕工事費の増というふうなことでありますが、この機会に、私の認識では、あそこは公設民営ということで全て民間で行っているのかなというふうな認識しておったわけではありますが、あの建物は公設ということで町のものだから、いつまでも修繕等が発生すれば町のほうで直さざるを得ないというような理解でよろしいのでしょうか。

税務福祉課長 ただいまの公設民営の修繕費の関係なんですけれども、修繕費に関しては、医療機関のほうで持つ分については軽微な補修というふうなことでございます。今回は190万円というふうな見積もりもいただいている中で、私どもとしては町のほうの負担というふうな考えております。

5番 そうしますと、その軽微なものというような内容、あと軽微じゃないものの内容というのは、契約等についてはあるのでしょうか。

税務福祉課長 今ちょっと手持ちしていないんですけれども、契約書の中には明記されております。

7番 それでは、18、19ページの商工費、観光物産センター管理費、ここに240万円ほど減になっておりますけれども、課長が兼務したためと書いてありますが、これはなぜ所長が必要なくなったのか、その点質問します。

産業振興課長 物産センターの管理については、当初は町でというふうな形で物産センターができた当時から話になっていましたけれども、このたび商工会さんのほうに管理運営のほうに

についても委託をしているというふうな関係がありまして、ここの所長の報酬については必要なくなったというふうなことで今回落とさせていただいたというようなことになります。

7番 そうしますと、今年度になってから商工会が手を挙げて、所長は要らなくなったということなんでしょうか。ちょっとよくわからないのですが、3月の当初予算の時点で所長を町としては置くとなったわけですね。2カ月たって、商工会と協議した結果、置く必要はないということになって、執行部側が考えていた所長を置かずに商工会に任せた。これは課長が兼務したからなんでしょうけれども。まず、町側が月20万円、年間240万円かけてやらせてもらおうと思っていたセンター長としての仕事を、商工会の方がやってくれるというそういう認識なんでしょうね。それか、課長がやるということなんでしょうね。だから、何で商工会が出てくるのかなというのもちょうと疑問ですし、なぜ当初予定していた人をやめて、課長が兼務できるような仕事をやるということなんでしょうけれども、そこら辺のいきさつがちょっとよくわからないわけです。

まちづくり課長 私のほうからお答えします。

3月当初の予算審議の時点ではそのようなことで提案したわけなんですけど、その後、ふるさと納税事務、それから結婚サポートセンター業務、それから観光物産センター業務、この業務について、商工会が今回立ち上げた舟形町まちづくり公社、ここのほうにその分を委託するというふうなことになったので一体的に職員を採用しました。それで、一体的に今申し上げた3つの部門を運営するというようなことで、その分所長分の経費が必要なくなったというふうなことで、今回の減額です。

7番 そうしますと、要するにこの所長報酬というのはまちづくり公社に行ったという、そういうことですか。

まちづくり課長 この分は効率的な運営を図るというふうなことで、この分としての委託料は払っていないと。先ほど課長のほうが説明したのですが、所長については課長が行うというふうなことなんですけれども、業務自体については商工会のほうのまちづくり公社のほうで運営するということの効率的な運営を図るというふうなことの内容なんですけれども。

6番 今の課長の答弁をちょっと理解できなかったのだけれども、そうしますと、商工会が業務をやって、それを統括するのは課長だということなんですか。そんなばらばらでうまくいくものですかね。

議長 暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時28分 再開

議長 会議を再開します。

まちづくり課長 先ほどの私の言い方をちょっと整理しますと、所長については産業振興課長のほうに辞令が出ていますので、そちらのほうで施設のほうの管理はしてもらおうと。ただし、運営については、先ほど説明したようにまちづくり公社のほうにやってもらうというふうなことであります。

まちづくり公社については、ふるさと納税の業務の委託料というふうなものを支払っている関係がありまして、そちらのほうで一体的に見てもらおうというふうなことになります。

議長 6番、いいですか。

7番 それでは、同じ項目で再度質問させていただきます。

今現在、管理は産業振興課長がすると、運営はまちづくり公社のほうがするということですがけれども、要するに私が聞きたいのは、物産センター管理事業で当初240万円ほどとって物産センター所長というのを置こうとしたわけです。今現在、経営の効率化のためにそれが要らなくなって、要らないという考え方はないと思うんですけども、課長が管理だけをやって運営はまちづくり公社がやるということなんですけれども、そもそも所長がすべき仕事を課長が管理業務を代替してやれるものなのか。あるいは、センター所長がすべきこの運営を、まちづくり公社の何名の方がやるのかわからないけれども、やれることなのかというところが疑問なんです。センター所長という統括者がばちっという、そして統括されたセンター所長がいる中でその業務をやっていくというものだと思うんです。それを、すべき内容を別々に分けて課長がやるというふうにこの2カ月間でなったというところが腑に落ちないわけで、そういったところの精査というんですかね。物産センター所長を誰にしようと思っていたのかわかりませんが、誰かにさせようと思っていたわけでしょうから、そもそもそういったことができるのかというところが質問の内容です。

まちづくり課長 昨年度も結婚サポートセンターを清流荘のほうに設置しましたが、その所長については、結婚サポートセンターの所長それから観光物産センターの所長を兼ねて運営しておりまして、運営自体はまちづくり公社のほうの職員が非常に効率よくやっておりますので、支障なく今のところはできておりますので、あとは産業振興課長の施設管理ということでの管理の面もきちんとやっておられるということで、問題なくできるというふうに考えたところです。

7番 そうしますと、去年のサポートセンター所長と物産センター所長兼務だった方が、集落支援員になったはずですね。だから、当初でやっぱりこのセンター所長というのを出すべきではないと思うんです。だから、難しくなっちゃう。当初の段階で、この人にやらせるべきことがはっきりしていなかったんじゃないかというふうに思うんです。だから、要するにつじつま合わせのような形でこのような減額になってきているのではないかなというふうに想像するわけですがけれども、本来出してきた240万円かけて何か事業をやらせようと思っていたわ

けでしょうから、その事業をちゃんとやらせる人を誰かほかの方をつけてでも、その方にやらせようと思っていた物産センター所長としての仕事をやらせるべきではなかったのかというふうなのが、私の考えなんです。というか、当然そうあるべきだと思うんですけども、そこら辺のところがおかしいのではないかというふうに思っているところです。

総務課長 佐藤議員が言われるとおりであります。

そここのところは減額すべきところでありますけれども、予算のつくり方としましては、もう2月の段階で予算を全て決めて、内示会も2月中に皆さんのほうにお知らせをしておりますけれども、やっぱり人事になりますと、そこら辺で少しタイムラグがあってなかなかできないところがありますので、その辺については反省をしたいというふうに思います。

集落支援員の話についても、3月のほうの議会とかその前の議会とか、いろいろ集落支援員を置いて地域活性化を図るべきだというふうなこともありまして、人事の登用の関係でそういうふうになったということと、先ほど来まちづくり課長が説明しているとおり、ふるさと納税が当初予算の想定より、去年の途中からいきなり、インターネットでできるようにしたり品物を半分返したりすることによっていっぱい来ていまして、当初は老人いこいの家の婚活センターのところでいろいろやろうというふうなことで検討もしましたが、なかなかその場所ではできないというふうなことになりまして、今、この間の説明でも臨時の雇用ももう9人以上がいなくてふるさと納税の対応にできないというようなことがありまして、商工会の運営のほうでやるというふうなことになりまして、そういったいろんなもろもろのことで2月の段階では決め切れず、3月の段階で決めたというようなことがあってこういう事態になってしましまして、今後このようなことがないように早目の対応をしたいというふうに思います。

4番 19ページの6款農業振興費80万円、町営農改善協議会負担金となっておりますけれども、この協議会の内容と費用の内容をお伺いします。

産業振興課長 この80万円の内容についてまずご説明したいと思います。

これについては、町長の行政報告の中にもありましたけれども、11月23日に宮中で行われる主要儀式の新嘗祭であるのですが、そこにお供え物をお持ちするための経費というような形で、今回4月になってからこの話が出ましたので、急遽ここに計上させていただいたというふうなことになります。

内容については、いろいろ町のほうと、それから県のほうと、それから実際つくって提供してくれる方の旅費等も絡んでくるのですが、町のほうの1名分、さらには提供される方々4名分については県、それから当然県の職員も行くのですが、それについても県というようなことで、町のほうでは、旅費については1名分だけを補正するというふうな内容。天皇陛下の前に直接お会いするというふうなこともありますので、特に服装とかそれなりの礼儀正し

いものというふうなことになりますので、モーニング等の着用が必要であろうというふうなことで、そのモーニングの借用といますか使用料といますか、そういったやつを統一しようというふうな話にも中でなっているようでありまして、その件に関する経費等でかなり多くとられる予算というふうな形になります。あと玉串代とか着つけ代というふうな形のもので、この経費の中に入っているというふうな形になります。舟形からは、米を提供してくれる夫婦ですけれども2名、それから粟を提供してくれる2名、4名、それに町を代表して町長というふうな形で5名。そのほかに付き添いというふうな形で1名、その1名分はこの予算の中から出すというふうな形のものになっております。

何で町の改善協議会負担金というふうな形になるということなんですが、営農改善協議会については、町の農業方針を定めていくために話し合う機関というふうなことで、町と農協とそれから県のほうが加わりまして、町の水田未利用等の作成に当たっての下準備をする会というふうな形になっていますけれども、この会のほうで、今回の粟についてもつくってきた経験者がいないということでありまして、何よりも農協さんからやっぱり技術的な指導を全面的にさせていただかないとまずいというふうなこともありますし、県のほうとあわせて農協さんからやっていただければというふうなこともありますし、そういった会というのが今までないものですから、この営農改善協議会というふうなところの中に負担金という形で置かせていただいたということになります。よろしくお願ひします。

4番 新嘗祭、大変、五十数年に1回というふうな形の中で、市町村持ち回りという形で今回やられたわけですけれども、私のメモしてあるところに、10月19日に皇居まで郵送もしくは持ち込みというので、舟形町、山形県の場合は、今回は今言われたように、献穀者が夫婦4名、関係者が県1名、市町村代表1名、付き添い1名という中で行くわけです。そういうふうな、粟であれば約1リットル、米でいえば約1升分の精米にして届けるというふうな形でしょうけれども、ことしの春先に種子のつや姫の温湯消毒しようとしているときに、この担当作付者である、つや姫のほうですけれども、モーニングを着て皇居に行って天皇陛下のほうに行かなければいけない話をしたところ、「モーニングじゃ持ってないし」というような話でした。今回この予算のほうにこの費用が入っているということですね。わかりました。

それと同時に、今後いたずらする方はおられないかと思ひますけれども、圃場をしっかりと改善協議会のほうでも町のほうでも見回るかと思ひますけれども、今後、特別に何か圃場に関してのやらなければならぬ計画というものはあるのですか。

産業振興課長 これも町長の行政報告の中でも報告したのですが、米と粟の修祓式は行ったと、しかしながら、粟についてはまだポットの中に入っている状態だったものですから、実はきのう、それを植えつけしたということでの儀式を、簡単でしたけれどもやらせていただいたというふうな形です。今後については、県からの情報ですと、先ほど4番議員のおっしゃら

れたように、県が直接1週間に1回とか2週間に1回とかのペースで来て見回りしながら、害のないような形というふうなことで考えているようで、その中で特別何かをするというふうなものは、刈り取りまではないというふうに伺っています。

4番 これは献上するお品ということでありますので、ぜひとも最後、10月のよき日に献穀者がそろって行かれるように健康管理等の指導もぜひしていただきたいと思います。この代替者というのはいないわけでありまして、その家庭でもし不幸があったら、即献上取りやめというふうな形だそうです。ぜひそのほうの健康管理のほうも指導していただいて、舟形町のすばらしい穀物が献上されることを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

5番 確認を込めた質問であります。

先ほど、ふるさと納税、そしてまた婚活については、商工会の立ち上げた組織のほうに委託したということですが、ふるさと納税のその立ち上げた会社と町とのかかわりが1つ。あと、もう一つが、婚活サポート絡みの町のかかわり、どういうふうな対応でかかわっているのか、もう少し明快に教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 株式会社舟形町まちづくり公社は、100%もがみ南部商工会舟形支部が出資した会社でありまして、町とのかかわりというのは、業務をそちらのほうにお願いしているというふうなかかわりであります。

それから、婚活事業についてのかかわりなんですけど、全面的に委託というふうな形はとってはいるのですが、なかなかスムーズに移行というところが難しいところがありますので、町のほうの担当者が実行委員会のほうにかかわりながら、今のところは移行をうまくいくように町のほうもかかわっているというふうなことでありまして、順次それがスムーズに行くようになれば、何とか全面的にお願いしたいというふうな形ではおりますが、今のところはスムーズに移行できるような形では、町のほうも担当者がかかわっております。

5番 ふるさと納税等で事故等が発生した場合、これは全てそっちの会社のほうの責任というふうなことで言い切れるというような理解でいいんでしょうか。

まちづくり課長 ふるさと納税の業務を委託するに当たって、公社と町のほうでふるさと納税業務に関する覚書というふうなことで確認書をとっております。その中身については、守秘義務の保持とかというふうなやることがあって、その条項の損害賠償責任ってありまして、「相手方に損害を与えたときは、その帰属が明確なものは当該当事者が責任を負う」というふうなことでありまして、まちづくり公社のほうでこれが明確に責任であるというところは、そちらのほうで100%責任を負ってもらうというふうなことになります。

5番 私が言いたいのは、まちづくりの新たな会社のほうに委託したというのはわかるんですけど、ありますけれども、ふるさと納税された方々は舟形町にしたというふうな認識に立っているというふうに考えるわけでありまして。そうしたときに、では、いわゆるこのふるさと納税

の返礼の状況とかを逐次点検といいますか、そういうところをやっぱりやっぺいやっていかないと、まるっきり丸投げだと、せっかくいいことをしているのにもかかわらず、事故等が発生した場合、舟形の信用を落としてしまうというふうなことが考えられるわけでありまして。そういったことを考えていくと、不定期なのか定期的なのかはちょっとわからないにしても、それなりの監査まではいかないにしても点検というのをやっぱり町でやっていかないと、非常に危険だなというような感じがするわけでありまして。そういったところについて、もう少し丸投げしないでかかわっていくということも私は必要だというふうな認識であります。そういったところで、今後について考えがあるとすればお聞きしたいと思います。

町長 まちづくり公社でありますけれども、今、ふるさと納税、それから観光物産センター、結婚と3つの業務をお願いしているわけですが、当然責任は町であります。その運用上とか委託をお願いしているわけでありまして。お願いというよりも、商工会のまちづくり公社をつくりたいというふうなことで私のほうに来たのが、最初のお話でありました。その中で、ふるさと納税もご案内のとおり昨年の8月ごろからずっと伸びてきたわけですが、町のほうでも1人か2人の職員でもう対応できないと、あるいはパソコンの機械に精通した方がいないとなかなかできないというふうな状況もありましたので、そういうふうな面で南部商工会の皆さんは、この事業をまずやりたいというふうな強い決意の中で来まして、結婚とそれから観光物産センター、この3つをではお願いしようかというふうなことで今実施しているわけでありまして。責任はいろいろ、契約上覚書もありますけれども、納税者の声を反映すれば、やっぱり当然町が責任を負うということに変わりはありません。

それから、結婚でありますけれども、再三課長のほうに言いますけれども、結婚の会議とか、あるいは私が行ってお話しするというふうなことがありますので、これも一つの町の大きな事業でありますので、委託しようと町の責任には変わりはないというふうに私は認識していますので、そういう方向で公社さんともお互いに連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

4番 18、19ページ、8款土木費の中での道路維持管理事業。先ほどガードレール債があると、ガードレール修繕費であると、それで、今回はスクールバスの路線を重点的に修繕に当たっているというふうな言葉をいただきましたけれども、スクールバスという言葉が出たのでちょっと関連させて質問させていただきます。スクールバスが町道、県道を走るときにバスの停留所、長者原の入り口付近のバスの停留所ですが、県道の歩道がない、ましてやバス停留所の立っているバス停の両脇がちょっと深目の側溝になっていて大変非常に危ないというような状況を、これに関してガードレールをつけるとか、ふたをつけるというのは県の作業かと思っておりますけれども、町のほうでのそのリンクはどのようにしてやりとりをしておられますか。

地域整備課長 本日ですけれども、通学路の安全点検というふうなことで、警察、学校、あと道路管理者というようなことで今点検の会議をやっています。先ほどスクールバスの運行の停留場所ということなんですが、本来であれば教育委員会のほうで停留所について説明するわけなんですけれども、私は昨年まで教育関連でしたので、停留所につきましては各町内会の子供会といいますか、そちらのほうに場所をお願いしてございます。それで、お願いする際に地域の中で安全な場所をとというのが当然ですけれども、町内会の会長さんもしくは町内会の会合の折にここの場所になりましたというふうなことをお伝えして、皆さんから見守りのこともありますので、そういう意味で設置してございます。

その安全についての苦情といいますか、そういう要望等を一応うちのほうで把握していませんけれども、もしそういった箇所があるとすれば、申し出ていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

4番 私的に見ると、非常に危険な場所かなど。民間の出入り口のコンクリになっているわけですけれども、その両脇が側溝でふたがされていないと、そこにバス停留所の看板が立っているわけです。これは以前の一般質問の中に、その看板を撮って写真に使われた経緯もありますけれども。

それと同時にちょっと次のページに、先ほど事業計画で歩道整備というのがあったので、ここで関連させて質問させていただきますけれども、学校付近の歩道整備をするという状況だと思います。今言ったバス停の付近も県のほうで歩道整備の懸案があると、担当地区の町内に県のほうで説明が入るというふうな状況を聞いたけれども、なかなかそれはいつになるのと、今最近話がないという状況ですけれども、もし町のほうでどの程度の範囲まで把握しておられるのか伺いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

地域整備課長 県のほうで説明に入るといってお話でしょうか。済みません。私はちょっとその件を聞いてございませんけれども、今、国道関係ときょうも会議しているというふうなことで、安全点検の危険箇所についてうちのほうでいろいろ提示してある場所については話ししてありますが、バス停で県道でというふうなお話はちょっと私は把握してございません。済みません。

4番 私も雑談の中で長者原の町内の方から、歩道拡張関係で説明が来るはずだけれども、なかなか来ないというようなことでした。とにかく、県のほうで計画していることを町で説明するのか、担当のほうの県で説明するのかでちょっと私もうろ覚えになってしまいますけれども、改めてのそこら辺の状況を確認した上で町内のほうに案内でも、県と確認した上でやっていただければと思いますので。なおかつバスの停留所、各町内に委ねているということですから、こういうガードレールを設置してある、してない、U字溝のふたがされていない、安全点検をちゃんとしながら、各町内でも設置場所を検討してくださいということ

言っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

町長 先ほど5番の奥山謙三議員に、答弁をちょっと忘れた箇所がありますので、つけ加えて申し上げます。

ふるさと納税も4億円でありますので、当然5番さんの言うとおりの監査機能というか、そういうものを随時検査しながら進めていきたいというふうに思います。

議長 質疑の途中でありますが、ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。質疑。

7番 では、20ページの土木費、河川費で29万2,000円ついておりますが、どういった内容か、質問いたします。

地域整備課長 29万2,000円の消耗品費でございます。内容につきましては、4月21日、ちょうど議会選挙の告示日だったんですけれども、この日、富田地内で油流出事故がございまして、それに要したオイルフェンスなおかつ吸水マット等の備品が町になくて、県より借用しました。連絡協議会がございまして、その中で対応したんですけれども、その備品についての確保を今回させていただくというふうなことで、29万2,000円の予算計上となっております。

7番 はい、わかりました。

それでは、関連して質問しますけれども、きれいな川で住みよいふるさと運動、この言葉を聞いてちょっと思い浮かんだのは、6月と9月の河川清掃の費用かなというふうに私は思ったんですけれども、内容が違いましたけれども、そちらの6月と9月のことで1つ質問をいたします。こういう事例がありました。6月だったかな、当日雨が降って、河川の中州に入らないでくださいと、町内会で集まった方の中に県の職員がおって、その県の方がたまたま河川関係の方だったので、増水して戻ってこられなくなる可能性があるので入らないでくださいということだったんですけれども、その言葉を聞いて、このきれいな川ですみよいふるさと運動事業というのは、これは県と町が共同でやっている事業だというふうに思いますけれども、そこら辺の安全管理等についての考え方などがあつたら、教えていただきたいというふうに思います。

地域整備課長 もしもの場合につきまして、町で保険のほうに入っております。作業についても、昨今町内会の対応について、河川だけでなく町内会の中の清掃というふうな役割分担をしながら対応、参加いただいているというふうなことでございますけれども、河川清掃につきましては、7月1日の鮎釣り前のというふうなことで解禁日前に町は実施しているわけですが、天候や増水の段階のときには、やはり安全を確保した上でボランティアというふうな認識で

お願いしてございますので、その辺、危険を冒してまでということにはならないので、安全を確保した上で作業をしていただくということが基本と考えております。

7番 そうしますと、今回私が体験した事例の中で、例えば増水の危険性があったときに、町からなのか、県から中止ですと来るのか、そこの町内会の判断で中止にしますなのか、そこら辺の対応をどちらのほうでやるのかというのが、質問です。

地域整備課長 一応実施につきましては、地域整備課でお願いし広報してございますので、県と確認して町のほうで町内会のほうには周知していきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第40号 舟形町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定について

議長 日程第3 議案第40号 舟形町いじめ防止対策の推進に関する条例の設定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育次長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありますか。

6番 済みません。今説明があった協議会、あと問題対策委員会、再調査委員会とありますけれども、このメンバーというのは、そういう事態が発生してから人選して設置をするんですか。

教育次長 第2章の協議会につきましては常設でありますので、例えば学校の教職員、PTA連絡協議会の代表、児童相談所の職員、人権擁護委員、警察の職員、教育委員会の職員でもって常設の協議会を設置いたします。

第3章の委員会、それから第4章の委員会につきましては、重大事態が発生した場合に設置をいたします。

6番 そうしますと、この常設の連絡協議会というのは、その協議会自体、具体的な話し合いというのはどの程度のサイクルといいますかどんな感じで行うか、考えがあればお伺いします。

教育次長 現段階では、年間2回ほどの開催を考えております。以上です。

6番 年間2回ということでございますが、そうしますと、連絡協議会ですのでさまざまなそういう分野の方がおりますが、他町村でもこういう条例をつくっていただければ伺いたいと思います。それとあわせて、他町村とはそういう連絡といたしますか情報交換といたしますか、そういうものをお考えなのか、お伺いします。

教育次長 現段階でこの条例を制定しているところが、新庄市、戸沢村、最上町、真室川町、以上、4件です。そして、金山町さんと鮭川村さんにつきましては、制定する予定はないそうです。大蔵村さんにつきましては、ことしの9月もしくは12月となります。

あと、各郡内の連携につきましては、課長会議がございます。まちづくり担当課長会議あるいは教育担当課長会議がありますので、その場で連絡の調整を行いたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第41号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号 新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議長 日程第5 議案第42号 新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 財産の無償貸付について

議長 日程第6 議案第43号 財産の無償貸付についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは質問いたします。

昨年の11月19日に、全員協議会においてある程度の説明を受けました。それで、その説明の中で町側が懸念している材料、貸し付けに際しての課題として、施設の老朽化により使用に際して耐震性や防火災等の安全性の面を懸念していると、もう一つは、設備改修費用の負担、屋根や軒先の破損、トイレ改修などの点を懸念していると、除雪の体制の面も懸念していると、長沢地区住民への説明を懸念していると、4つほどを課題として挙げているんですけども、こういった課題等についての整理ができましたでしょうか、質問いたします。

総務課長 この件については、まず建物については無償貸し付けをするというふうなことから前提で今お話を進めておりまして、そのため、町のほうでは基本的にかなり古いというふうなことの説明をしましたがけれども、それらについては自分たちのほうで直すというふうな前提で協議を進めておりますので、今言われたことについては、基本的にはNPO法人のほうで改修

を行うというふうなことであります。いろんな補助金等については、NPOのほうがその補助先のほうにこれから申し込むというふうなことになっているようでもあります。

それから、除雪については、町の財産であって今まで除雪している程度のところについては、民家が手前までにありますので、除雪機械の回転等も含めましてそちらのほうに行きますけれども、施設の除雪とかそういったものについてはNPOのほうでやっていただくというふうなことで話はまとまっております。

それから、長沢地区のほうに対する説明について、各町内会長さんのほうとお話をして、私どもとしましては、住民全体の説明をしてくれというふうなことをお願いをしておいたわけですが、町内会長さんと相談して、障害者のための福祉施設だというふうなことであって、町内会長さんのほうとしましては特に住民の説明については必要ないんじゃないかというふうなことで、NPOと町内会長さんのほうで話し合いを持たれてそういうふうなことになったようです。町内会長さんについては説明はしているというふうなことで、町内会としても応援したいというふうな話を受けているというふうに承っております。

全協で説明した懸念される事項については、そういったことで整理をしたところでもあります。

7番 それでは、町が懸念していた耐震性、あと防火安全性、屋根や軒先の件、そういったものに関しては町は関与はしないと、借りる側が自分たちで全額負担して改修するというところで間違いございませんか。

総務課長 そういうことでございます。

2番 就労支援のほうで一般質問をさせていただきましたけれども、その中で私が1つだけそのときをお願いすることを忘れていましたので、それをつけ加えさせていただきたいと思えます。

障害者の親御さんはみんな、声を上げて町のほうに来ることがなかなか難しい状況があります。その中で、町としてはそういう方々のための窓口をどこかに設けているのか、それをお伺いしたいと思えます。

税務福祉課長 ただいま障害者の相談の窓口というふうなご質問ですけれども、うちのほうの税務福祉課のほうに福祉係がおりますので、そちらのほうに随時相談に来ておられる人もおりますし、今後についても窓口は福祉係、または社会福祉協議会というふうなことで2つの窓口というふうなことを考えているところです。

2番 ありがとうございます。やっぱりなかなか声を出して相談に来るというのは、本当に親御さんにとっては、自分の子供が障害者だということをまずもって認めたくないという心情が物すごく強いんです。そういうことを踏まえてやっぱり広報等を活用して、ここに行って相談してください、町のほうでここに来てくださいというものを、もっと積極的に活用していただきたいと思えます。以上です。

議長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第44号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得に係る物件購入契約の締結につ いて

議長 日程第7 議案第44号 小型動力ポンプ付消防積載車の取得に係る物件購入契約の締結に
ついてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号 舟形町監査委員の選任について

議長 日程第8 議案第45号 舟形町監査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明
を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第9 委員会付託の審査報告

議長 日程第9 委員会付託の審査報告を議題とします。

請願第1号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」についての請願、請願第2号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願、陳情第2号 T P P交渉に関する陳情。

最初に、請願第1号並びに請願第2号については、奥山文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長 それでは、審査結果についてご報告を申し上げます。

平成27年6月10日 舟形町議会議長 八鍬太殿。文教民生常任委員会委員長 奥山謙三。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、今定例会で審査付託になった事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定しましたので、会議規則第74条の規定により申し出します。

記

1、事件、請願第1号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」についての請願。

2、理由、慎重審議を要するため。

平成27年6月10日 舟形町議会議長 八鍬太殿。文教民生常任委員会委員長 奥山謙三。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

記

受理番号、請願第2号。付託年月日、平成27年6月4日。件名、年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願。審査結果、採択。

以上であります。

議長 請願第1号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」についての請願の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決します。請願第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。請願第1号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決します。請願第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。請願第2号は、委員長報告のとおり採決と決定いたしました。

陳情第2号 TPP交渉に関する陳情について、佐藤総務振興常任委員長に報告を求めます。

総務振興常任委員会委員長 では、報告いたします。

平成27年6月10日 舟形町議会議長 八鍬太殿。総務振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

記

受理番号、陳情第2号。付託年月日、平成27年6月4日。件名、TPP交渉に関する陳情。審査結果、採択。

以上です。

議長 陳情第2号 TPP交渉に関する陳情の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより陳情第2号を採決します。陳情第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。陳情第2号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

ここで、文書作成・配付のため、暫時休憩をいたします。

午後2時02分 休憩

午後2時03分 再開

議長 それでは、再開をいたします。

お諮りします。ただいま意見書の提出の件で議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第2号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について

議長 追加日程第1 発議第2号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決します。意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。発議第2号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

追加日程第2 発議第3号 TPP交渉に関する意見書の提出についての請願

議長 追加日程第2 発議第3号 TPP交渉に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決します。意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第3号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

日程第10 議員派遣の件

議長 日程第10 議員派遣についてを議題とします。議員派遣の内容については、配付してあります資料のとおりです。議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして6月定例会に付された事件は全て審議終了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受けします。

町長 それでは、一言御礼申し上げます。

6月定例会、6月4日からきょうまでの7日間の日程で、報告案件1件、条例設定・改正が合わせて2件、補正予算1件、協定及び契約の締結について2件、財産の無償貸付1件、そして人事案件1件、合計8件の案件につきまして満場一致ご決議賜りまして、まずもって御礼申し上げます。

さて、平成27年度は、地方の将来展望を切り開く地方創生元年のスタートの年であります。あわせて、舟形町の第6次総合発展計画の後期計画のスタートの年でもあります。今後、平成27年度から31年度までの5年間、舟形町の地方創生総合戦略計画、第6次の舟形町の後期計画と連動しながら取り組んでまいりたいと思います。

この戦略づくりであります。先月開催いたしました、町民の皆さんとの地方創生関連及び協働のまちづくり意見交換をはじめ、産業界、学界、官界、金融、労働、言論の機関、そして住民代表からなる舟形町総合戦略推進会議を踏まえながら、これから町民のアンケート調査あるいは山形県との連携、町の審議会あるいは町の領域団体の皆さんなどの意見交換会、さらに議会議員の皆さんのご指導、ご提言いただきながら取り組んでまいりたいと思います。

その1つ、平成26年度の会計出納であります。5月31日で閉鎖されたわけであります。一般会計で、歳入歳出合わせまして2億3,058万円余の繰越金が確定いたしております。したがって、地方財政法に基づきまして繰越金の2分の1以上の金額1億1,529万円、以上の金額を次の議会に積立金措置したいと思います。引き続き健全財政の堅持に取り組んでまいりたいと思います。

なお、本議会7日間にわたりまして、一般質問あるいは議案審議に当たって議員の皆さんから賜りましたご意見なりご提言については、課長等会議で精査しながら協議、あるいは財源、緩急性というふうなものを重視しながら計画的に執行してまいりたいと思います。

議員の皆さんには、今後ともさらなるお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げまして、御礼を込めたご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、平成27年第2回舟形町定例会を閉会いたします。7日間にわたる長い審議、大変ご苦労さまでした。

午後2時16分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 欽 太

署 名 議 員 小 国 浩 文

署 名 議 員 齋 藤 好 彦